国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務 民間競争入札実施要項(案)

平成23年12月 国土交通省 国土交通大学校柏研修センター

国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務民間競争入札実施要項(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通大学校柏研修センター(以下「センター」という。)は、公共サービス改革基本方針(平成23年7月15日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定されたセンターの施設管理業務(以下、「管理業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1.対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1)対象施設の概要

<施設概要>

施設名称 国土交通省国土交通大学校柏研修センター

所 在 地 千葉県柏市柏の葉 3 - 11 - 1

竣工年 平成9年

敷地面積 37,828 ㎡

建築面積 6,333 ㎡

建物面積 12,907 ㎡

建物

管理・研修棟	宿 泊 棟	厚 生 棟	体育館兼講堂棟
1棟 RC-2	1棟 RC-3	1棟 RC-2	1棟
4,334 m ²	4,806 m ²	2,563 m ²	1,204 m ²
1F:事務室・講師控室・図書室・ゼ	宿泊室 (研修用(170)・	食事室	
ミ室(4)	講師用(4)·身障者用(1)·	集会室(和)	
2F:大教室(1)·中教室(2)·小教室	談話コーナー(9)・洗濯室(4))	集会室(洋)	
(3)・OA 教室(1)・ゼミ室(2)			

<施設目的>

国土交通省の総合的な研修機関として国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関し、職務を遂行するために必要な知識及び技術を習得させるとともに、能力・資質等の向上を図り、もって国土交通行政の円滑な運営に資することを目的とする。(別紙4)参照)

(1)業務の対象と業務内容

以下の対象業務について、センターの職員、研修員が快適に業務及び研修を行えるよう適切に行うこととする。

管理	業務の分類	詳細事項	対象業務
			A . 自家用電気工作物保守点検
			B . エレベーター保守点検
上快饮几水	定期点検・臨時点検及び		C . 設備保守点検
点検等及び保守 	保守		D . 消防用設備等保守点検
		別紙 5	E . 厨房グリスフィルター維持管理
		カリネル つ	F . 建築物点検
	運転・監視及び日常点		G.設備管理業務
	検・保守		
清掃業務			H . 清掃業務
執務環境測定業務			I . 執務環境測定
受付及び管理人業務	务		J.管理人業務

1.1.1 点検等及び保守

(1)用語の定義

点検

「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

定期点検

「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門知識を有する者が 定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシ ーズンオフ点検を含めていう。

臨時点検

「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

日常点検

「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点 検をいう。

保守

「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗 部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

運転・監視

「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。

(2) 定期点検・臨時点検及び保守

定期点検・臨時点検及び保守の範囲

定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- 1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- 2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- 3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- 4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・潤滑油、グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、Oリング類、ベルト
 - ・精製水
- 5) 接触部分、回転部分等への注油
- 6) 軽微な損傷がある部分の補修
- 7) 塗装 (タッチペイント)
- 8) その他これらに類する軽微な作業

点検の実施

- 1) 点検を行う場合には、予めセンターの定める施設管理担当者(以下、「施設管理担当者」という。)から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- 2) 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
- 3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- 4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。 なお、法令等に定めがある場合には、これに従うこととする。

消耗品等の支給

保守に用いる消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、本業務を実施する者(以下、「施設管理担当者」という。)の負担外とする。

応急措置等

- 1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- 2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- 3) 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

点検の省略

法令等で定めのある場合を除き、次に掲げる部分の点検を省略できる。

なお、点検を省略した場合は、保守点検報告書等に省略部分及び理由を記載すること。

- 1) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので点検をすることが危険であるもの。
- 2) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。
- 3) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの。

注意事項

- 1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- 2) 点検及び保守の実施にあたり、仕上材、構造材等の一部を撤去又は損傷を伴う場合には、予め施設管理担当者の承諾を受ける。
- 3) 点検及び保守の実施にあたり、事務室・講義教室・宿泊室において立入点検等を行う場合は、 施設管理担当者へ連絡のうえ指示を受けること。

点検機器、点検内容及び周期等

別紙5 A. 自家用電気工作物保守点検、B. エレベーター保守点検、C. 設備保守点検、D. 消防用設備等点検業務、E. 厨房グリスフィルター維持管理、F. 建築物点検による。

(3)運転・監視及び日常点検・保守

適用

本業務は、中央監視室等に常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に適用する。

業務の条件

- 1) 平日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第一条第1項各号に掲げる 休日を除いた日をいう。以下、同じ。)の8時30分~17時30分は最低1名を中央監視室 に常駐させる。
- 2) 冷暖房の運転時期は次のとおり

冷房: 6月頃 ~ 9月頃 暖房: 11月頃 ~ 4月頃

運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次のとおりとする。

- 1) 設備機器の起動・停止の操作
- 2) 設備運転状況の監視又は計測・記録
- 3) 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、測定値調整
- 4) エネルギー使用の適正化
- 5) 季節運転切替え、本予備運転切替え
- 6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握

点検の範囲

- 1) 日常点検の対象部分、数量等は別紙 5 G.設備管理業務 及び 別紙 6 のとおり。
- 2) 電気室、機械室等の主要な設備機器の設備は、1日1回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- 1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- 2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- 3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- 4) 次に示す消耗品の交換及び補充
 - ア. 潤滑油、グリス、充填油等
 - イ. ランプ(高さ 3.5m以下に限る) ヒューズ類
 - ウ. パッキン、O リング類
 - I. 精製水の補充
 - オ. フィルター類
- 5) 接触部分、回転部分等への注油
- 6) 軽微な損傷がある部分の補修
- 7) 塗料、その他の部品補修
- 8) 消耗品の在庫管理
- 9) 保守で生じた廃棄物処理
- 10) その他これらに類する軽微な作業

消耗品等の支給

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特に定めがない場合、落札事業者の負担外とする。 管球類等(保守に必要な備品、消耗資材品及び燃料油等は除く)

定期点検時の立ち会い

当該施設の管理業務に関し、別途の契約により関連業者が行う定期点検がある場合には、これに立ち会う。

運転・監視の記録及び報告

- 1) 日常業務における業務日報を作成し、記録管理する。
- 2) 業務日報には次の事項を記載する。
 - ア. 記録者
 - イ. 機器の運転開始時刻及び終了時刻
 - ウ. 熱源機器運転中の外気温湿度
 - I. 冷暖房運転中の設定温度
 - オ. 電気・ガス・水道・下水道等の光熱水の使用量
 - カ. その他保守業務内容及び異常発生の有無並びに措置内容
- 3) 業務の報告は、本実施要項8(1)による。なお、業務において、正常でないこと(異常の発生又は発生が予想される状態)が認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。

臨機の措置等

- 1) 災害発生時の措置について、施設管理担当者と協議の上、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、内容について施設管理担当者の承諾を受ける。
 - ア. 緊急事態への準備
 - イ. 緊急事態発生後の対応・連絡体制等
 - ウ. 業務の早期復旧

2) 災害発生に伴う重大な危険が認められる場合には、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は、直ちに施設管理責任者に連絡すること。

機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、施設管理担当者と協議の上、内容についての承諾を受ける。なお、緊急を要する場合は、落札事業者は必要な措置を直ちに講じる。

資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの保管を行う。

- 1) 機器の取扱説明書等
- 2) 機器台帳等
- 3) 工具、器具とその台帳

諸室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

点検機器、点検内容及び周期等

|別紙5| G.設備管理業務 及び |別紙6| のとおり。

1.1.2 清掃業務

「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境 を保つための作業をいう。

(1)清掃業務

業務内容及び周期

|別紙5| H.清掃業務及び別紙7| 別紙8|のとおり。

1.1.3 執務環境測定業務

「執務環境測定」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく業務をいう。

(1)執務環境測定業務

業務内容及び周期

別紙 5 I . 執務環境測定のとおり。

1.1.4 受付及び管理人業務

(1)用語の定義

「受付及び管理人業務」とは、 来校者の受付業務 設備の運転監視、夜間・休日における鍵の受け渡し、非常時の連絡等を行う管理人業務をいう。

(2)管理人業務

勤務時間

1) 平日昼間8時30分~17時30分2) 平日夜間~早朝17時30分~8時30分3) 土日・祝日8時30分~8時30分

配置人員 1名

業務室

1) 平日昼間 守衛室 (8時30分~17時30分)

2) 平日夜間~早朝 管理人室 (17時30分~ 8時30分) │ 機械警備を行う

3) 土日・祝日 管理人室 (8時30分~8時30分) 日を除く

業務内容

別紙5 J.管理人業務 のとおり。

1.1.5 設備更新計画書の作成業務

中・長期的な施設の管理からの視点による設備更新計画書の作成を行い提出すること。(1回/年)

1.1.6 業務の引継

- (1)落札事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう必要に応じて平成23年度の本業務実 施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。
- (2)本業務を実施する事業者の変更があった場合には、落札事業者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継資料等を作成の上、 センターに文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1.2.1 管理業務の質

管理業務に関する包括的な質

基本的な方針	主要事項	測定指標		
	快適性の確保	管理業務に係る満足度についての施設利用アンケート調査を施設利用者である研修生を対象として実施 【アンケート回収率 80%以上】 【各項目「満足」 「どちらかというと満足」 「どちらともいえない」 の合計が70%以上】		
管理業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともにセンターにおける研修の円滑な実施を可能とすること。	品質の維持	管理業務の不備に起因する当施設における研修の中断回数【0回】 研修の中断とは、研修(講義等)が中断することにより、研修目的が達成されない場合をいう。 管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数【0回】		
	安全性の確保	管理業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数【0回】 怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。		

1.2.2 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における最低水準は、仕様書に定める内容 (別紙5)とする。

ただし、各業務における最低水準として示された仕様書に対しては、法令に反しない限り、企画書において改善提案を行うことができる。

(1)点検等及び保守

点検等

指定された業務内容を実施し、建築物等の機能及び劣化の状態を調査し、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置を判断し実行すること。

保守

建物等の点検を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所の修繕や部品交換等により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。

(2)清掃業務

指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防することにより、快適な環境を保つこと。

(3)執務環境測定業務

空気環境測定

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)を遵守し、各測定等を行い、測定の結果、管理基準に適合しない場合には、その原因を推定し、センターの施設管理担当者に報告を行うこと。

照度測定

施設内の照度については、定期的に計測し、施設の利用者(職員、研修員等)に対して、事務等に支障がないようにすること。

(4)受付及び管理人業務

来校者の受付においては、基本的な接客対応を行うこと。

管理人業務においては、設備の運転監視、夜間・休日における鍵の受け渡し、非常時の連絡等を 行うこと。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から落札事業者の創意工夫を反映し、研修実施の質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等)に努めるものとする。

(1)管理業務の実施全般に対する提案

落札事業者は、別途定める様式に従い、管理業務の実施全般に係る研修実施の質の向上の観点から取組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2)各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

落札事業者は、各業務の最低水準として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、 別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示する こと。

(3)管理業務に関するコスト低減に関する提案

落札事業者は、コスト低減に関する提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す最低水準が確保できる理由等を明記すること。

1.2.4 委託費の支払い方法

センターは事業期間中の検査・監督を行い、確保すべき水準(企画書に改善提案があった事項を含む。)が満たされているかを確認した上で、委託費を支払う。検査・監督の結果、これらが満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、落札事業者は業務改善計画書を施設管理担当者へ提出することとする。業務遂行後の確認ができない限り委託費の支払いは行わない。 委託費の支払いにあたっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、センターとの間で予め定 める書面により当該月分の支払い請求を行い、これを受領した日から30日以内に支払うものとする。

1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1)消耗品

管理業務を実施するにあたり、各業務で使用する材料等の消耗品は別紙5に記載の支給材料に限り、センターの負担とし、落札事業者からの請求に応じ支給するものとする。

(2)光熱水費

センターは、落札事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水料を無償とする。

(3)法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により落札事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の から のいずれ かに該当する場合にはセンターが負担し、それ以外の変更については落札事業者が負担する。

本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設 消費税その類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)

上記 、 のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更を含む。)

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1)法第10条各号(第11号を除く)に該当するものでないこと。
- (2)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に 該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために 必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3)予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (4)平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、AまたはBの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (5)国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 各業務の実施にあたり、法令上必要な資格を有しているものをあたらせることができる者であること。(各業務に必要な資格の詳細は別紙5)、別添7を参照)

(7)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注 業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8)入札参加グループでの入札について

業務の実施にあたっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすることも可能とする。

入札参加グループで本業務を実施する場合、点検等及び保守、清掃業務、執務環境測定業務、受付及び管理人業務の各業務を包括的に管理すること。

単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、その代表となる企業(以下「代表企業」という。)及び代表者を定め、他の者はグループに参加するその他の企業(以下「グループ企業」という。)として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ない。

また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書(またはこれに類する書類)を作成し、提出すること。

代表企業は上記(1)から(5)及び(7)の全ての要件を満たすこととし、グループ企業は上記(1)から(3)(5)及び(7)の全ての要件を満たすとともに、平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

ただし、(6)については、当該業務を実施する者が満たしているものとする。

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合又は 特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合においては、その組合員が他の入札 参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

4.入札に参加する者の募集に関する事項

(1)入札の実施手続及びスケジュール(予定)

手続	スケジュール					
官報公示	平成23年12月下旬頃					
入札説明会	平成24年 1月上旬 ~ 平成24年 1月中旬頃					
現場説明会	平成24年 1月上旬 ~ 平成24年 1月中旬頃					
入札等に関する質疑応答	平成24年 1月中旬 ~ 平成24年 2月中旬頃					
入札書類の受付期限	平成24年 2月上旬 ~ 平成24年 2月中旬頃					
入札書類の評価	平成24年 2月中旬 ~ 平成24年 3月中旬頃					
開札・落札者等の決定	平成24年 3月中旬頃					
契約締結	平成24年 4月2日					

(2)入札実施手続

入札説明会後の質問受付

入札公告に際して入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、センターに対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質疑内容及びセンターからの回答は原則として入札説明書の交付を受けた者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、 質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

提出書類

単独企業又は入札参加グループであるかに関わらず、民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、本件業務実施にかかる入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類(以下「企画書」という。)を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類(以下「暴力団排除確認書類」 という。)をあわせて提出すること。

企画書の内容別紙9

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、入札参加者は、次の6)において、法令に反しない限り、各業務の最低水準として示された仕様書に対して改善提案を行うことができる。また、入札参加者は、必要に応じ企画書提出前に質問を行うことができる。質問を求められたセンターは、当該入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるように速やかに回答する。

1) 企業の代表責任者及び本業務担当者【提出様式1】

入札参加グループで参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者 及び本業務担当者

- 2) 必要とされる資格を証明する書類の写し【様式1に添付のこと】
- 3) 業務実績【提出様式2】

本実施要項1で示す業務毎に過去3年間の実績。

4) 本業務実施の考え方【提出様式3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

- 5) 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法【提出様式4】
- 本実施要項1で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。

(業務毎に担当企業が異なる場合は、業務毎に作成すること。)

- 6) 業務に対する提案事項【提出様式5、6、7】
 - ア.業務の質の確保に関する提案
 - イ. 各業務の最低水準として示された仕様書に対する提案を行う場合、提案を行う業務(項目)を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果(或いはその両方)を具体的に示すこと。

7) 緊急時の体制及び対応方法【提出様式8】

緊急時(管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を示す。

暴力団排除確認書類の内容

入札参加者が提出する暴力団排除確認書類には、法第10条及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について(平成18年12月13日付、平成22年3月31日改定)に定めるところに従って、次の事項を記載する。

1) 入札参加事業者等確認書別紙10

(第8面)提出書類一覧表において示す該当する全ての書類を提出すること。入札参加グループで参加する場合は、代表企業及びグループ企業全てについて提出すること。

2) 誓約書別紙11

開札にあたっての留意事項

- 1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- 2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- 3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状(所定のものがあれば別添添付)を提示又は提出しなければならない。
- 4) 入札者又はその代理人は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

言語及び通貨

入札書、企画書その他の提出書類に使用する言語、通貨、日時及び計量単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

5.対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する 者の決定に関する事項

落札事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。

なお、評価は、公正かつ適正に実施されるかの助言を行うことを目的として委嘱を行う第三者の 有識者3名で構成される国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーの評価を基に行うものとす る。

(1)落札事業者決定にあたっての質の評価項目の設定(別紙1)

落札事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って 実行可能なものであるか(必須項目審査) また、効果的なものであるか(加点項目審査)について 行うものとする。

必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点(50点)を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

- 1) 実施体制
 - ア. 各業務の業務水準が維持される体制であるか。(グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)
 - イ. 提案された内容が実現可能な体制であるか。
- 2) 業務に対する認識
 - 7. 管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。
 - イ. 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。
- 3) 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、センターの要求水準が確保されているものとなっているか。

加点項目審查

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。 なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点か ら、基本的には、仕様書に示す実施方法と提案内容との比較を行い、得点を与える。

管理業務全般に係る業務に関する提案(10点)

- 1) 業務の質についての提案内容
 - ア. 本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか。 (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)
 - イ.業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか。

点検等及び保守(30点)

- 1) 業務の質についての提案内容
 - ア. 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか。
- 2) 業務コスト等削減についての提案内容
 - ア.業務コスト等削減のための方策が提案されているか。

清掃業務(15点)

- 1)業務の質についての提案内容
 - ア. 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか。
- 2)業務コスト等削減についての提案内容
 - ア.業務コスト等削減のための方策が提案されているか。

受付及び管理人業務(15点)

- 1)業務の質についての提案内容
 - ア. 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実現可能な体制が確保されているか。

- 2) 業務コスト等削減についての提案内容
 - ア.業務コスト等削減のための方策が提案されているか。

緊急時及び非常時対応(10点)

- 1) 緊急時への対応についての考え方・体制
 - 7. 具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。
 - イ.トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案 されているか。

(2)落札事業者決定にあたっての評価方法

落札事業者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点(50点)と加点項目審査で得られた加算点(80点)を加算し、入札価格(予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札事業者として決定する。

総合評価点=(基礎点(50点)+ 加算項目審査による加算点)÷入札価格

留意事項

- 1) 当該落札事業者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合には、所要の手続きを経て、次順位以下の入札者から落札事業者を決定する。
 - ア. 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等)
 - イ. 当該契約の履行体制(常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等)
 - り. 当該契約期間中における他の契約請負状況
 - I. 手持機械その他固定資産の状況
 - オ.国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
 - 力. 経営状況
 - ‡.信用状況
- 2) 落札事業者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札事業者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない時は入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札事業者を決定するものとする。
- 3) 落札事業者が決定したときは、遅滞なく、落札事業者の氏名若しくは名称、落札金額、落札 事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要につ いて公表するものとする。
- (3)初回の入札で落札事業者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合または業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合は、センターが自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告するものとする。

6.対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙2のとおり。

- 7. 落札事業者に使用させることができる国有財産に関する事項
 - (1)使用施設

国土交通大学校柏研修センター

(2)使用設備

使用できる設備については、センターの管理業務に関係するセンター内の設備全てとする。

センターの業務に支障を来さない範囲において、落札事業者は施設内に管理業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

- 8.落札事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき 事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確 保のために契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項
 - (1)報告等について

業務計画書の作成と提出

落札事業者は、点検等及び保守、清掃業務、執務環境測定業務、受付及び管理人業務を行うにあたり各年度の事業開始日までに年度毎の管理業務計画書を作成し、施設管理担当者に提出すること。

業務従事者名簿の作成と提出

- 1) 落札事業者は、点検等及び保守、清掃業務、執務環境測定業務、受付及び管理人業務を行うにあたり、業務に従事する者の名簿を作成し、業務開始前日までに施設管理担当者に提出すること。本実施要項3で示す資格を有する業務については、その資格を証明する書類(資格書の写し等)を併せて提出すること。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。
- 2) 施設管理担当者は、業務従事者が不適格であると認める場合には、その理由を明らかにし、 落札事業者に当該業務従事者への指導を求めることが出来る。その場合、落札事業者は不適 格である理由を確認し、当該業務従事者の改善又は交替を行うものとする。

業務報告書の作成と提出

落札事業者は、点検等及び保守、清掃業務、執務環境測定業務、受付及び管理人業務の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

- 1) 落札事業者は、業務開始前に全ての業務報告書の様式を施設管理担当者へ提出し、承諾を得ること。
- 2) 落札事業者は、業務期間中、業務日報を毎日作成し、施設管理担当者へ提出すること。
- 3) 落札事業者は、業務期間中、業務月報を当月分につき、翌月の7日以内に施設管理担当者へ 提出すること。
- 4) 落札事業者は、各事業年度終了後毎年4月15日(但し、当該日が閉庁日の場合には直後の 開庁日とする。)までに当該事業年度に係る管理業務に関する年間総括報告書を施設管理担当 者へ提出すること。

センターの検査・監督体制

落札事業者からの報告を受けるにあたり、センターの検査・監督体制は次の通りとする。

- 1) 施設管理責任者等
 - 7. 施設管理責任者

国土交通大学校柏研修センター 所長

1.検査職員及び施設管理担当者

国土交通大学校柏研修センター総務課専門官

ウ. 監督職員

国土交通大学校柏研修センター 総務課施設係長

- 2) 検査・監督体制
 - ア. 落札事業者から前記 の業務月報の提出を受けた場合には、検査職員が業務履行の検査 を行うものとする。

(2)センターによる調査への協力

センターは、落札事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、落札事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は落札事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを落札事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3)指示について

センターは、落札事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、落札事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

(4)秘密の保持

落札事業者は、本業務に関してセンターが開示した情報等(公知の事実等を除く)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。落札事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5)個人情報の取扱い

基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、予め、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

利用及び提供の制限

落札事業者は、センターの指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するための利用目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

複写等の禁止

落札事業者は、センターの指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するためにセンターから提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかにセンターに報告し、指示に従うものとする。

本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

業務従事者への周知

落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して 知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと など、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(6)契約に基づき落札事業者が講ずべき措置

業務の開始及び中止

- 1) 落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予めセンター の承認を受けなければならない。

公正な取扱い

- 1) 落札事業者は、本業務の実施にあたって、センター利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 落札事業者は、センター利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無 等により区別してはならない。

金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

宣伝行為の禁止

- 1) 落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
- 2) 落札事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を 定め、関係法令に従って行わなければならない。

記録・帳簿書類等

落札事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、 又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と接触するときは、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、予めセンターの承認を受けなければならない。

一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害(本実施要項9に記載した損害を除く)については、落札事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、センターの責めに帰すべき事由により生じたものについては、センターが負担する。

再委託の取扱い

- 1) 落札事業者(入札参加グループを含む。)は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- 2) 落札事業者(入札参加グループを除く。)は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)について記載しなければならない。
- 3) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえでセンターの承認を受けなければならない。
- 4) 落札事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には、落札事業者がセンターに対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し前記(4)秘密の保持及び(5)個人情報の取扱い並びに(6)契約に基づき事業者が講ずべき措置に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から履行確認に必要な報告を徴収することとする。
- 5) 上記2)から4)までに基づき、落札事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて 落札事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由については、落札 事業者の責めに帰すべき事由とみなして、落札事業者が責任を負うものとする。。

契約内容の変更

センター及び落札事業者は、本業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を書面により提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

契約解除

センターは、落札事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき。
- 2) 入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき。
- 4) 上記 3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- 7) 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、暴力団の業務を統括する者又は従業員であることが明らかになったとき。

9) 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

契約解除時の取扱い

- 1) 上記 に該当し、契約を解除した場合には、落札事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- 2) この場合、落札事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に 相当する金額を違約金としてセンターの指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) センターは、落札事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) センターは、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処理

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、センターの 承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。た だし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及びセンタ ーの承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参 加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- 1) 落札事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、落札事業者はセンターの請求に基づき、契約額(本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の 100 分の 10 に相当する額を違約金としてセンターの指定する期間内に支払わなければならない。
 - ア. 本契約に関し、落札事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は落札事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - イ. 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - り. 納付命令又は排除措置命令により、落札事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第 1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった 取引分野が示された場合において、本契約が当該期間、これらの命令に係る事件について、 公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命 令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見

積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- I. 本契約に関し、落札事業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2) 落札事業者は上記 1)の規定による金額をセンターの指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

設備更新の際における落札事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者とセンターが協議する ものとする。

9. 落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により落札事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該 損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。) に関する事項

本契約を履行するにあたり、落札事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1)センターが国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、センターは落札事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生についてセンターの責めに帰すべき理由が存する場合は、センターが自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2)落札事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生についてセンターの責めに帰すべき理由が存するときは、落札事業者はセンターに対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- 10.対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1)実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期(平成26年5~6月頃を予定)を踏まえ、平成26年3月31 日時点における本業務の実施状況を調査するものとする。

(2)調査方法

センターは、落札事業者が実施した管理業務の内容について、その評価が的確に実施されるよう に、実施状況の調査を行うものとする。

(3)調査項目

本実施要項1.(1)1.2「サービスの質の設定」により設定した事項。

(4) 実施状況等の提出

センターは、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、上記(1)の評価のために、平成26年5月を目途に内閣総理大臣および監理委員会へ提出するものとする。 なお、センターは、本業務の実施状況等の提出に当たり、国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーに報告を行い、意見を聴くものとする。

11.その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

(1)対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

落札事業者の実施状況については、国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーに示す報告を 踏まえ、センターにおいて年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとす る。

また、センターは、落札事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2)センターの監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項8(1) により行う。

(3)落札事業者が負う可能性のある主な責務等

落札事業者の責務等

本委託業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

会計検査について

落札事業者は、 公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は 同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又はセンターを通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務 民間競争入札実施要項 添付資料一覧

番号	資料番号	資料内容	備考
1	別紙 1	評価表	
2	別紙 2	従来の実施状況に関する情報の開示	
3	別紙 3	柏研修センターの施設環境に関するアンケート	
4	別紙 4	柏研修センターパンフレット	
5	別紙 5	施設管理業務仕様書案	
6	別紙 6	設備管理業務 設備概要	
7	別紙 7	清掃業務 清掃業務作業要領	
8	別紙 8	清掃業務 清掃区分表	
9	別紙 9	企画書の様式	
1 0	別紙10	入札参加事業者等確認書	
1 1	別紙 1 1	誓約書	
1 2	別添 1	エレベーター保守点検作業項目	別紙 5 関連資料
1 3	別添 2	消防用設備等点検 機器一覧表	"
1 4	別添 3	建築物点検 点検記録総括表	II .
1 5	別添 4	建築物点検 点検マニュアルチェックシート	II .
1 6	別添 5	建築物点検 点検マニュアルチェックシート別紙	II .
1 7	別添 6	制気口リスト	II .
1 8	別添 7	必要法定資格一覧	II .

評 価 表

実施要	業務区	分	項	評価項目・評価の視点		配分	49 F	/# #¥	
項区分		実施要項区分	番	計11114月日 : 計1111400代点	基礎点	加算点	得点	備 考	
	業務共	通		発注者側の <u>最低限の要求水準を満たしているか</u>					
		1)実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制で あるか)	0/10			提出樣式4	
必須項			2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10			提出樣式4	
日審査		2)業務に対する認識	3	管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10			提出樣式3	
			4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10			提出樣式3	
		3)現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか	0/10			提出様式5	
	管理業 る提案	務全般に係る業務に関す		提案内容が、国にとって最も有利か、また、その提案内容は実現可能なものか					
		1)業務の質についての提案内容	1	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)		0/5		提出樣式6	
加点項[2	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工 夫が取られているか		0/5		提出様式5	
審査	提案内容が、 <u>国にとって最も有利か、また、その提案内容は実現可能なも</u>								
		1)業務の質についての提 案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか		0 ~ 5		提出樣式6,7	
		2)業務コスト等削減につ いての提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	10~25			提出樣式6,7	
	清掃業	務		提案内容が、 <u>国にとって最も有利か、また、その提案内容は実現可能なものか</u>					
		1)業務の質についての提 案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか		0~5		提出樣式6,7	
		2)業務コスト等削減につ いての提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか		0 ~ 10		提出樣式6,7	
	受付及	び管理人業務		提案内容が、 <u>国にとって最も有利か、また、その提案内容は実現可能なものか</u>					
		1)業務の質についての提案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか		0~5		提出樣式6,7	
		2)業務コスト等削減につ いての提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか		0~10		提出樣式6,7	
	緊急時	及び非常時対応		提案内容が、 <u>国にとって最も有利か、また、その提案内容は実現可能なものか</u>					
		1)緊急時への対応につい ての考え方·体制	1	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか		0/5		提出様式8	
			2	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、 対策が提案されているか		0~5		淀山(家丸 δ	
				合計得点	50	80			

「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示」関係基礎資料

平成 23 年 12 月

国土交通省 国土交通大学校柏研修センター 1.従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)	備 考
直接部門費	(A)	37,692	35,730	37,190	
	常勤職員	0	0	0	
人件費	非常勤職員	0	0	0	
	計	0	0	0	
物件費		0			
委託費等		37,692	35,730	37,190	内訳下表参照
退職給付費	用(B)	0	0	0	
減価償却費	(C)	0	0	0	
間接部門費(D)		0	0	0	
合計(A + B + C + D)	37,692	35,730	37,190	

(注意事項)

- 1.施設管理業務に係る入札の対象の業務全部を外部委託で実施。
 - なお、民間事業者が業務を実施するために必要な経費はすべて委託費に含まれている。
- 2. 委託費等の実績額の内訳は以下のとおり。
- 3.研修実施時期·研修生増減との関係で業務量の繁閑及び経費の増減が伴う業務は、清掃業務及び管理人業務である。 なお、業務の閑散時期·宿泊室利用数量は「2.従来の実施に要した人員(業務の繁閑の状況とその対応)」を参照のこと。

委託費等の実績額内訳

管理業務の分類	対象業務	委託費実績(単位:千円)			資料	内訳	
自注表物の万規	X130未行	H 2 1	H 2 2	H 2 3	貝介	八武	
定期点検·臨時点	自家用電気工作物に係る保守・点検業務	590	745	745		人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
検及び保守	エレベータに係る保守・点検業務	891	1,165	1,165		人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
	設備保守点検業務	14,765	12,980	14,450	116	人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
	厨房フィルター交換業務	851	851	843	要項	人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
	消防用設備等点検業務請負	462	554	554		人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
	建築物点検	357	357	355	別	人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
運転·監視及び日 常点検·保守	設備管理業務等	6,581	5,534	5,534	5	人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
清掃業務	清掃業務	7,848	8,426	8,426	参照	人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
執務環境測定業務	環境衛生設備の保守・点検業務	268	325	325		人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
管理人業務	管理人業務	5,079	4,793	4,793		人件費、消耗品費、通信運搬費ほか	
	合計	37,692	35,730	37,190			

注意事項

- (1) 平成21年4月~6月においては、「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」に基づく、市場化テストによる入札が不調であったため、3ヶ月間の個別契約を行っている。
- (2) 平成21年7月~平成23年度においては、「競争の導入による公共サービス改革に関する法律」に基づき、市場化テストによる一括契約を行っている。
- (3) 平成21年度の実績額は、4~6月の個別契約額と7月~の市場化テスト契約額の合計額となっている。
- (4) 平成21年7月~平成23年度においては、国庫債務負担行為により各種業務33ヶ月分を一括契約しており、上記内訳はあくまで契約額の内数である。
- (5) 定期点検·臨時点検及び保守において、平成22年度と平成23年度の額が異なるのは、仕様書により点検·保守項目が 異なるためによるものである。

国土交通大学校柏研修センターで実施に要した人員

2.従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備 考
常勤職員	0	0	0	
非常勤職員	0	0	0	

(業務従事者に求められる知識・経験等)

実施要項添付別紙5を参照

(業務の繁閑の状況とその対応)

研修計画に基づき研修を行うものであり、各研修の定員及び実施期間により繁閑時期の状況を確認し対応が必要である。

なお、過去3カ年の状況は以下のとおり。(繁忙期4、6、7、9、10、11月)

宿泊棟宿泊室使用実績

(単位:室)

					(十四:王)
	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込)	3力年平均	備考
4月	372	303	357	344.00	
5月	269	284	234	262.33	
6月	470	436	479	461.67	
7月	441	577	374	464.00	
8月	145	56	294	165.00	
9月	348	352	335	345.00	
10月	418	386	403	402.33	
11月	394	288	355	345.67	
12月	206	168	159	177.67	
1月	207	270	143	206.67	
2月	248	319	253	273.33	
3月	0	29	0	9.67	
計	3,518	3,468	3,386	3,457	

実績室数は、講師及び研修担当官を含めた研修毎の使用部屋数を計上したものである。

また、平成23年度の実績室数における11月以降の使用部屋数は研修計画によるものであり、講師及び研修担当官の使用部屋数は未定である。

(その他)

施設管理業務に係る入札の対象の業務全部を外部委託で実施。

3.従来の実施に要した施設及び設備

国土交通大学校柏研修センターで実施した施設及び設備

(施設及び設備の詳細)

実施要項添付別紙5参照

(注意事項)

- 1. 上記施設及び設備については、請負業務を行う範囲において無償貸与。
- 2. 上記以外で請負業務を行うにあたり必要なものは請負者が用意する。
- 3.請負者が用意する設備は、国土交通大学校柏研修センターの他の業務及び研修業務に支障のないものに限る。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

国土交通大学校柏研修センターで実施した管理業務に係る目的の達成の程度

ア 快適性の確保(アンケート調査)

区分	測 定 指 標	実 施	結 果
区 分	別 佐 拍 惊 	21年度	22年度
施設環境について、総合的な感想	「普通」以上が70%以上	99%	99%
施設管理・保守(空調、衛生設備など)	"	94%	92%
施設内清掃	"	99%	99%
守衛室・管理人の対応	"	99%	99%
アンケート回収率(21年度:863-ス、2,945人	、22年度:80コース、2,853人)	87%	90%

各項目とも測定指標を大き〈上回っており、確保すべき質は十分に達成されている

イ 品質の維持、ウ 安全性の確保

		容		測定	指標	実 施	結 果
	נא			川川 た	1日 1示	21年度	22年度
1	管理業務の不備に起因する研修の	中断回数		発生回数	女 0回	0回	0回
	"空調停	止、停電、断水		"	"	0回	0回
ウ管理業務の不備に起因する施設利用者の怪我				"	"	0回	0回

各項目とも問題は発生しておらず、確保すべき質は達成されている

工各業務において確保すべき水準

実施要項及び仕様書で定める水準に基づき、点検及び保守、清掃業務、執務環境測定業務、受付及び 管理人業務を適切に実施しており、各業務において確保すべき水準は達成されている

オ民間事業者からの改善提案による改善実施事項

日常の点検保守において認識した校内施設建具等についての不具合報告及び修繕提案を速やかに 行った

機械設備や建物の劣化状況等の報告、更新計画及び所要額見積等の提案を積極的に行った

5. 従来の実施方法等

国土交通大学校柏研修センターの管理業務に係る従来の実施方法等

(従来の実施方法)

資料「別添 業務区分表」のとおり。

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

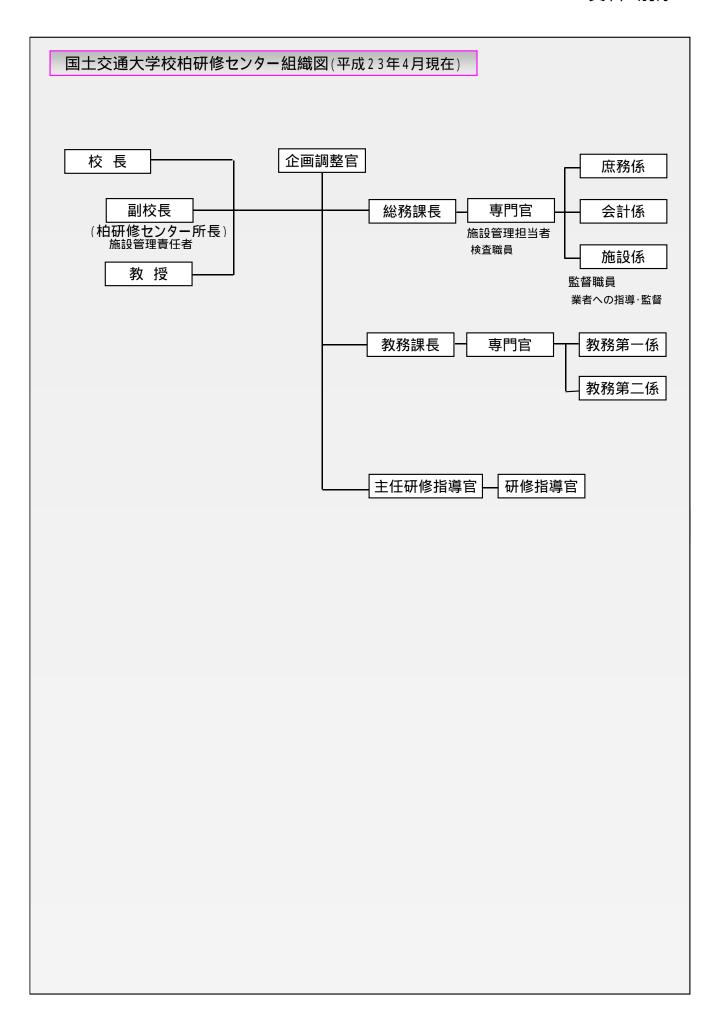
省エネの観点から、効率的な設備運用を目標としている。こまめな設備保全を行うことで未然の故障に対応している。

(注意事項)

対象業務については全部委託であったため、国土交通大学校柏研修センターでは、直接実施していないが、監督部署については資料「別添 組織図」のとおり。

業務区分表

		Г		租	現 状 入札後				
要項 区分	仕様書業務区分		業務細目	<u>坑</u> 柏研修 センター	落札 業者	柏研修 センター	<u>下段</u> 落札 業者	備考	
定期点検		保守点検業務年間			****			契約締結後速やかに提出	
		施設に関する苦情受 修繕対応(業者手配	を付、対心 「 立全)					 実施要項、仕様書に記載した業務を除く	
	共通事項	機器の異常・故障時	の緊急処理・報告					大池女景、正塚自に記事がた来がで称く	
,		消耗品受払簿作成・	在庫管理						
臨時		軽微な作業·修理の 作業日報作成·報告	美脆					 毎日	
点	自家用電気工作物点検	自家用電気工作物	 点検					 	
検及	エレベーター点検	エレベーター点検							
7 バ			空調使用予定表作成 研修日程に応じた空調機の設定					教室の空調設定は空調使用予定表を基に設定	
保 守	設備管理業務	運転監視業務	中央監視装置運用					管理人業務含む	
/			温度設定変更						
運転			温度設定(方針)指示 光熱水使用状況把握	-					
		 日常点検(電気設備	, 空調設備、給排水衛生設備等)					地球温暖化対策に係る実行計画の削減目標の取組み	
監視	設備保守点検	空調設備機器保守原	点検						
及		給排水衛生設備機器	器保守点検 自動制御機器保守点検						
及 び 日		電話交換機保守点							
常		環境衛生設備管理美	关 業務						
点検		消防設備点検	±17 4+-						
	 消防用設備等点検業務	点検報告書の作成・ 消防用設備等点検	<u>報 古</u> 業務					月1回	
	厨房グリスフィルター維持管理	厨房グリスフィルター維持管理							
٠ <u>٦</u>	建築物点検	建築物点検	7tt \					<u>ーーー</u>	
		管理研修棟(1階、2 厚生棟(1階、2階)	P首)					毎日/毎週 毎日/毎週	
		,						研修員宿泊室は研修員終了日実施(年間20年度予定約3000室)	
	- W > 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	宿泊棟(1階~3階)						研修員宿泊室以外は毎日又は毎週	
	日常清掃 (宿泊室内清掃等含む)	体育館兼講堂						毎週 毎週	
	(相加至以利)中夺日(0)	作業日報作成·報告						毎日	
		研修員退室後の寝具	具類の整理整頓状況確認					研修終了日実施(11:30まで)	
		研修員退室後の備品 日程調整	品亡失・忘れ物の確認・報告					研修終了日実施(11:30まで)	
清	1	<u>日 1 </u>	階)					年1~3回	
掃	定期清掃(ガラス除)	厚生棟(1階、2階)						年1~3回	
業務		宿泊棟(1階~3階) 体育館兼講堂						年1~3回 年1~3回	
177		渡り廊下						年1回	
		作業報告作成·報告						実施時	
	定期清掃(ガラス)	日程調整 管理研修棟(1階、2	では /	-				年3回/年1回	
		厚生棟(1階、2階)	PE)					午3回/午1回 年3回/年1回	
		宿泊棟(1階~3階)						年3回	
		体育館兼講堂 渡り廊下						年1回 年3回	
		<u>//</u> なり刷り 作業報告作成・報告	<u> </u>					実施時	
		日程調整							
執	設備保守点検	空気環境測定						2ヶ月に1回	
務		飲料水水質検査 ねずみ、害虫防除(生息状況点検)					年1回 月1回	
環境		ねずみ、害虫防除	·					ねずみ防除(年2回)、害虫防除(年1回)	
測		排水再利用水の水質	質検査					在1回	
定		煤煙測定 照度の測定						年2回 年2回	
業務		日程調整							
177		監督官庁への対応	明年の佐始 知吟					職員に同行(立会等)	
	管理人業務	災害、 不審者	関等の施錠·解錠					 宿直職員へ連絡	
			等の発見時の措置					宿直職員へ連絡	
		来校者·	への案内、受付(夜間)						
⇔		来校者 設備の 管理人業務 照明・エレ 庁舎内:	応·取次 の出入り管理					 宿直職員へ報告	
受 付			運転監視業務					故障時は応急措置	
及			ベータ・自動ドア等の電源管理,火元管理					ENDWED ON A STATE OF THE STATE	
び 管			外の巡回 生時の自衛消防活動					定期巡回の他、必要に応じて実施し宿直職員へ報告 宿直職員へ連絡	
理		悪天候	時の庁舎機能の維持					状況に応じて実施	
人業		機械警	備会社への通報					緊急時は落札業者が実施	
業務			び消防等への対応 員への巡回報告	-				緊急時は落札業者が実施	
373		業務報	告の作成・報告					実施時(年間205日前後)	
		来校者	の受付					職員へ連絡	
		受付業務 要付業	· 宅配 · 新聞等の受領、配布等 務日誌の記帳					職員へ連絡 毎日	
L		業務日	報の作成・報告					 	
		N.W.H.		•	•				



別紙3

機密 2

24年度	研修	意見調査票2
7/17 1 1 	和共 11分	百日調公里/
∠+ +- / ▽	10/1 11/2	芯无明且示 4

無記名でも結構です

アンケートの実施目的について

柏研修センターでは、施設管理(設備管理・保守業務、守衛・管理人業務、清掃業務)業務を外部委託により運営しております。

本アンケートは、研修員の皆様から外部委託運営業務に関する満足度・ご意見・ご感想をお聞きし、現状の把握及びより良い施設環境の改善の参考とさせて頂きます。

どうぞ、本アンケートにご協力下さいますよう宜しくお願いします。

外部委託業務

_		回 答 欄						
項目	満	足			どちらかと いうと不満	不	満	
施設環境について、総合的な感想をお聞かせ下さい。								
施設管理・保守(空調・衛生設備など)はいかがでしたか?								
施設内の清掃は行き届いていましたか?								
守衛室・管理人の対応はいかがでしたか?								
設備管理業務について、お気づきの点やご意見があ	りまし	たらこ	「記入下さい	lo				

国土交通大学校柏研修センター



平成13年1月中央省庁再編により、建設省、運輸省、国土庁、北海道開発庁を統合し国土交通省が誕生しました。これに伴い、旧建設省建設大学校(東京都小平市)を本校、旧運輸省運輸研修所(千葉県柏市)を柏研修センターとして、国土交通省国土交通大学校が発足しました。

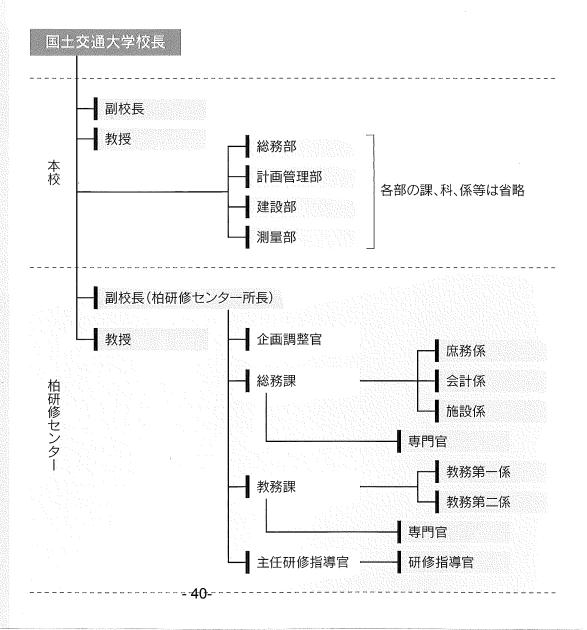
柏研修センター(旧運輸省運輸研修所)の沿革概要

昭和45年 5月20日 東京都豊島区目白に運輸省運輸研修所設置 昭和63年 7月19日 国の行政機関の移転に関する基本方針閣議決定により、移転対象機関となる 平成 9年 3月 1日 千葉県柏市に移転 平成13年 1月 6日 中央省庁再編により、国土交通大学校(柏研修センター)発足 平成16年 7月 1日 教授(危機管理・安全保障担当)設置

2 目標

- ◎専門能力、問題解決能力、企画力、構想力の高い人材を育成します。
- ◎国民に開かれた行政運営を行う人材を育成します。
- ◎民間、地方公共団体との新しい役割分担に基づく政策を推進できる人材を育成します。
- ●国民の満足度を高める施策を実行できる人材を育成します。
- ●国土交通行政を総合的に推進できる人材を育成します。

3組織



4 柏研修センター における 研修概要

柏研修センターは、国土交通省の総合的な研修機関として、公務員としての総合的識見や 行政能力の向上を図るための「総合課程」、国土交通行政に必要な専門的な知識・技術の付 与、行政能力を養成する「専門課程」を2本柱として、年間約90コース、約2,700名の研修員 に対して研修を実施しています。

総合課程は、新採用職員、係長、課長補佐、管理職等を対象とする階層別研修、政策の企画・立案能力向上を図るための政策研修を実施しています。

専門課程は、運輸安全、鉄道、自動車、海事、港湾、航空、物流、観光、企画事務等の国土交通行政に必要な専門分野の知識・技術の付与等を図るための研修を実施しています。

なお、具体的な研修の立案に当たっては、毎年、研修コースや課程の見直しを行い、進化する 社会的ニーズに対応するよう努めているところです。

当センターにおける代表的なものとして、以下のような研修を実施しています。

◎政策[危機管理·安全保障]研修

職員の危機管理意識の醸成を図り、緊急時の対応能力を高めることにより、組織としての 危機管理体制を強化するための研修。

●政策[広報]研修

国民に対する説明責任の高まり、双方向コミュニケーションの必要性、危機発生時の対応 等における広報の重要性を踏まえ、政策の実務的取りまとめを行う職員を対象に、「広報マインド」の醸成を図るための研修。

◎地域公共交通活性化研修

平成19年10月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行を踏まえ、国と地方公共団体の職員を対象とする意識の向上と相互連携を目指すため全国各地で実施する研修。

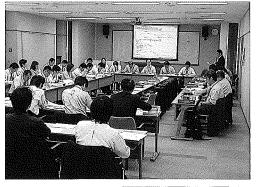
◎観光行政研修

平成20年10月の観光庁発足に伴い、観光立国の実現にリーダーシップを発揮し、かつ観光地域づくりを強力に支援できる人材を育成するため、観光行政を担当する職員を対象とする研修。

◎その他

- ・企業の指導・監督に対応するための企業会計、財務分析、簿記研修。
- ・国民の皆様に開かれた行政の円滑な遂行に資するため、プレゼンテーション能力及び対 人対応能力の向上を目的とした行政スキル基礎、コミュニケーション技術[説明・交渉力] 研修。
- ・IT化・電子政府の実現に向けた行政情報システム等に関する研修。







柏研修センター の施設概要

所 在 地 千葉県柏市柏の葉3-11-1

敷地面積 37,828 m

建築面積 6,333 m²

建物面積 12,907 m

1棟 RC-2 4,334㎡ 管理・研修棟

(1F)事務室、講師控室、図書室等

(2F)大教室(120人)1室、中教室(60人)2室、小教室(30人)3室、

OA教室(30人)1室、他

1棟 RC-3 4,806㎡ 宿 泊 棟

宿泊室170室、講師用宿泊室4室、身障者用宿泊室1室、

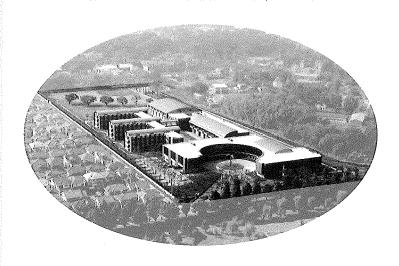
談話コーナー9か所、洗濯室

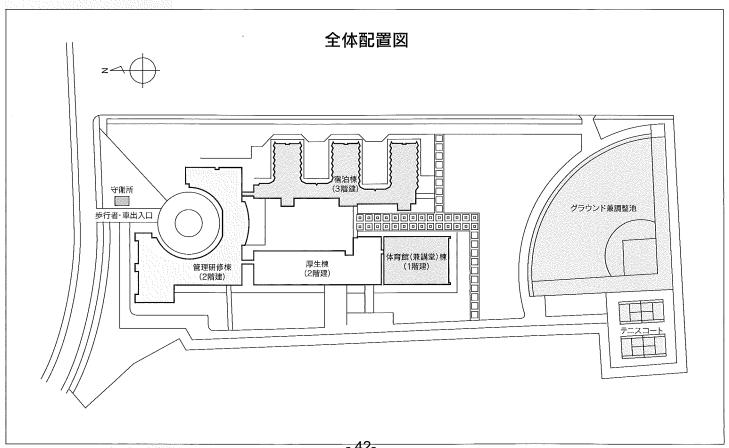
1棟 RC-2 2,563㎡ 厚 生 棟

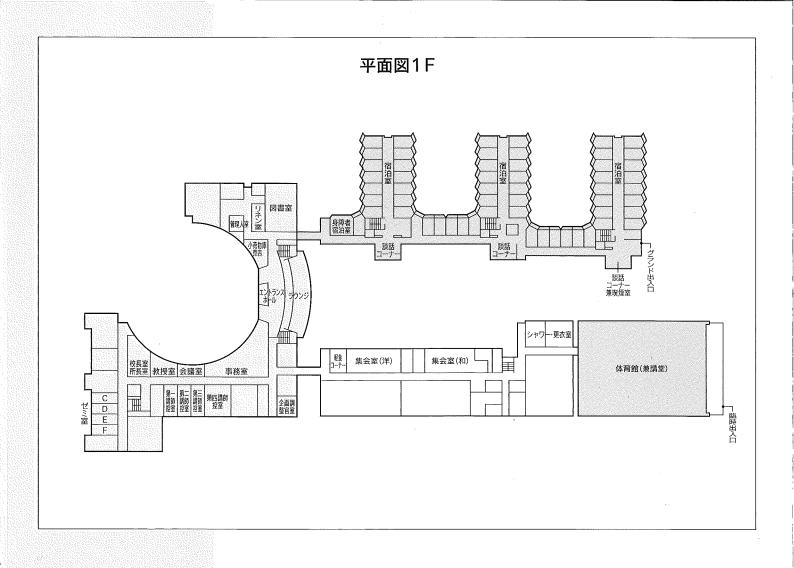
食事室、集会室(和・洋)

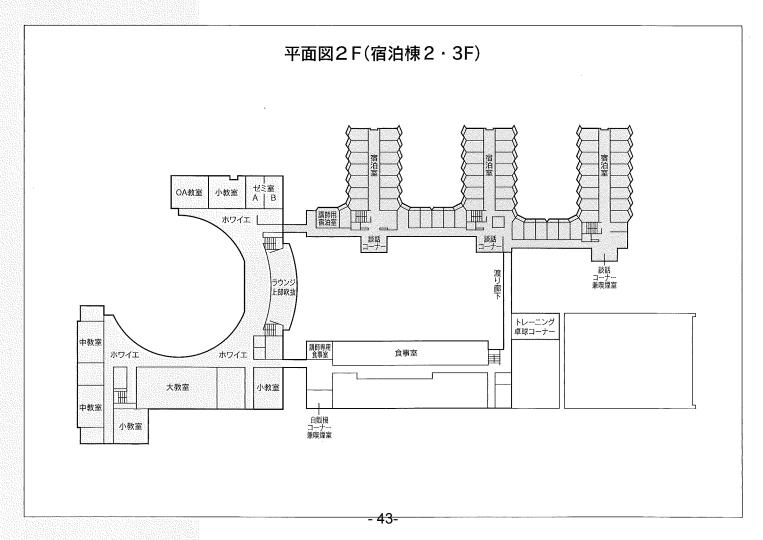
体 育 講堂兼用(1,204㎡) 館

屋外運動施設 グラウンド兼調整池(4,858㎡)、テニスコート2面

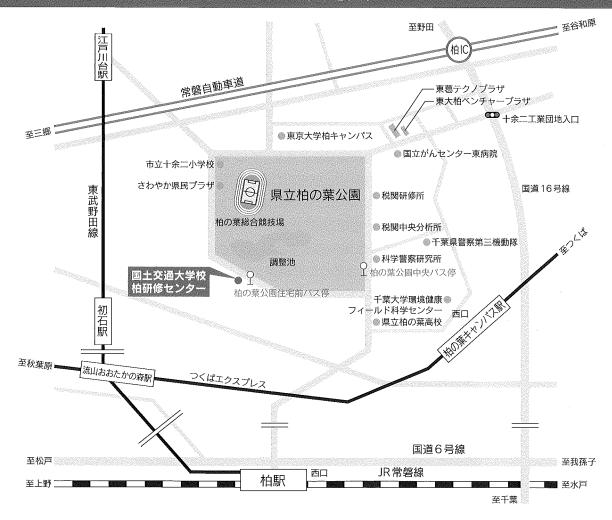




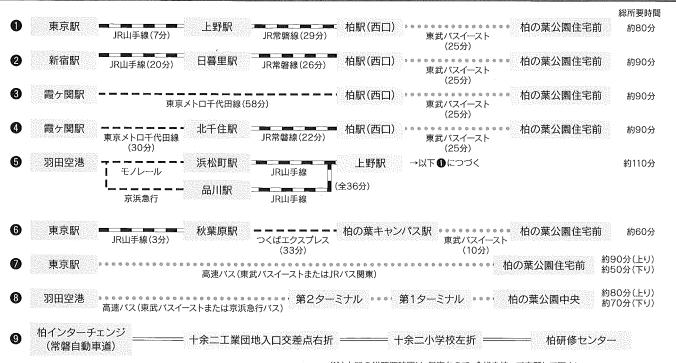




国土交通大学校柏研修センター案内図



交通機関



(注)上記の総所要時間は、目安なので、余裕を持って来所して下さい。 柏の薬公園中央バス停からは徒歩15分弱かかります。 国立がんセンターで乗換の場合は柏駅西口(柏の葉公園経由)行に乗車してください。(約5分)





別紙 5

国土交通大学校柏研修センター施設管理業務

仕 様 書(案)

平成23年12月

国土交通省国土交通大学校柏研修センター

仕 樣 書

1.件 名

国土交通大学校柏研修センター施設管理業務

2.場 所

国土交通大学校柏研修センター(千葉県柏市柏の葉3-11-1)

3.期 間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4.施設規模

延床面積 12,907㎡

管理研修棟...4 , 3 3 4 m² (2 階建)厚生棟...2 , 5 6 3 m² (2 階建)宿泊棟...4 , 8 0 6 m² (3 階建)体育館兼講堂棟...1 , 2 0 4 m² (1 階建)

5.目 的

国土交通大学校柏研修センター(以下「柏研修センター」という。)における主要な施設の維持 管理を図る。

- 6.内 容 (各業務の内容は詳細仕様書による。)
 - ・定期点検・臨時点検及び保守
 - ・運転・監視及び日常点検・保守
 - ・清掃
 - ・執務環境測定
 - ・その他
- 7.経費の負担区分
 - (1)柏研修センターが負担する経費

作業に必要な電気、水道及びガス料金

管球類等(保守に必要な備品、消耗資材品及び燃料油等は除く)

業務上の電話料金

業務上の必要な部屋(中央監視室、管理人室、用務員室等)、事務机等及び内線電話機は、 無償貸与とする。

(2)請負者が負担する経費

事務用消耗品、制服、靴、帽子

保守点検及び軽微な修繕に必要な工具、部品及び簡単な測定器具

点検に必要な薬品・器具類、備品類(寝具類、作業着、保守項目交換部品を含む)、消耗品 及び必要な検査の申込み費用。

8.処置及び報告

- (1)請負者は、契約締結後すみやかに、保守点検業務について年間予定表を作成し、提出するものとする。
- (2)請負者は、従事者を厳選の上、従業員名簿に資格を証明する書類の写しを添付して提出し、 承認を得なければならない。
- (3)機器及び機能に異常並びに故障等が発生した時、緊急に必要と認められる場合は、適正な応急処置を行い、監督職員に対しその内容について遅滞なく報告する。

ただし、時間的に余裕のある場合は、直ちに監督職員に連絡し協議の上処理しなければならない。

- (4)監督職員は、請負業務に関して調査し、または報告を求め、必要がある場合その改善を要求 することができる。この場合請負者はこれに応じなければならない。
- (5)報告及び日誌の作成

保守点検上、機器の修理及び改造の必要がある場合は、その理由を付して監督職員へ文書に て報告する。なお、急を要する場合は事前に口頭で報告すること。

消耗品受払い簿を作成し、常に消耗品在庫を明確にし、保守に支障なきよう事前に監督職員 へ消耗品の補充請求を行うこと。

受変電設備監視記録、給湯ボイラー運転監視記録、冷温水発生機運転監視記録、電気・ガス・ 水道検針記録、残留塩素濃度等の測定記録、修理等履歴を作成し、中央監視室に保管すること。 また、業務日報を作成し、毎日監督職員に提出すること。

建築保全業務報告書書式集又はそれに準じた保守点検報告書を作成し提出すること。

- (6)請負者は、故意または重大な過失により、施設及び備品等に損失を与えた場合は、その損害 を賠償しなければならない。
- (7)処置及び報告した内容は、建物保全相談システム la 型の該当事項に入力し、そのデータ等を有効に活用すること。
- (8)住宅地に隣接する構内西側(管理研修棟、宿泊棟)において、騒音を伴う作業を行う場合は近隣住民への周知が必要であることから、作業予定日の2週間前には監督職員へ連絡すること。

9. その他

- (1)請負者は、業務を遂行するに当たり、本仕様書に疑義等が生じた時は、建築保全業務共通仕 様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・平成20年版)による他、監督職員と協議の上実 施するものとする。
- (2) この仕様書は、設備管理業務の大要を示すものであるから、定めのない事項であっても、管理担当者が施設の保守運営上、必要と認めた作業及び軽微な修理等は、監督職員の指示に従って実施するものとする。

10.監督職員

国土交通大学校柏研修センター総務課施設係長 小野塚 毅

定期点検・臨時点検及び保守

A . 自家用電気工作物保守点検

1.設 備

- (1)受電設備 設備容量 1125 k VA 6.6 k V
- (2) 非常用自家発電装置 定格容量 250 k VA 6.6 k V

2.内容

- (1)電気事業法第39条による技術基準に適合するよう維持する。
- (2)電気事業法第42条第1項、電気事業法施行規則第50条により定めた保安規定による業務。
- (3)消防法による実負荷運転を行う。

3.従事者の資格

・電気事業法第43条に基づく主任技術者(電気主任技術者)

B.エレベーター保守点検

1. 設備及び保守点検項目

乗用エレベーター【シンドラーエレベータ株式会社製】

(1)設備

積載量 900kg

定 員 13名

速 度 45m/分

停止階数 3階

地震管制運転装置(S波)

火災管制運転装置

停電時自動着床装置

車椅子、視覚障害者対応

音声合成

(2)保守点検項目(毎月1回 年12回点検 フルメンテナンス)

別添1「保守点検作業項目」のとおり

その他、建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・平成20年版)による

(3)定期点検(年1回)

建築基準法第12条4項、官公庁施設の建設等に関する法律第12条2項に基づく点検

小荷物専用エレベーター【シンドラーエレベータ株式会社製】

(1)設備

積載量 300kg

速度 30m/分

停止階数 2階

(2)保守点検項目(毎月1回 年12回点検 POG)

別添1「保守点検作業項目」のとおり

その他、建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・平成20年版)による。 (3)定期点検(年1回)

建築基準法第12条4項、官公庁施設の建設等に関する法律第12条2項に基づく点検

2. 従事者の資格

建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律に定められた何れかの資格を有する者

- (1)1級建築士
- (2)2級建築士
- (3)国土交通大臣が定める資格者(建築基準法第12条3項、建築基準法施行規則第4条の20第2項) 建築基準適合判定資格者

登録昇降機検査資格者講習修了者

国土交通大臣の定める資格を有する者 (平成 17 年国土交通省告示第 572 号 維持保全に関して二年以上の実務の経験を有する者)

C.設備保守点検

1.設備及び保守点検内容

空調設備機器保守点検

- 1. 吸収式冷温水発生器

点検項目

(1)暖房OFF点検(年1回)

OFF 点検準備作業

各部品外観検査

- ア. 各温度計、スイッチ関係
- イ. 各圧力計
- ウ. プロテクトリレー
- エ. 各リレー関係
- オ. バーナー関係、その他

高温再生器の点検

ア.炉内点検

- イ.煙室カバーの開放点検
- ウ.バッフル点検
- エ.煙室煙管の点検

真空度の確認

ア.貯室圧力

イ.抽気

OFF 点検完了報告、他

(2)冷房切替点検(年1回)

切替運転準備作業

本体関係の切替作業

ア. 弁切替操作

制御盤切替作業

ア.冷暖切替スイッチ

イ.各タイマー切替確認

ウ.各スイッチ切替

真空度の確認

ア.貯室圧力

イ.抽気

電気系統の確認

ア.各ポンプ

イバーナーフロアーの絶縁抵抗

安全保護装置の点検、確認

ア.高温再生器圧力スイッチ

イ.貯室圧力スイッチ

ウ.高温再生器液面低異常動作

エ.冷水、冷却水フロースイッチ点検

制御回路機能点検

ア.プロテクトリレー動作

イ.上限、下限リミットスイッチ動作

ウ.高温再生器液面リレー

マイコンコントローラーパラメーター確認

インバーター設定値の確認

ガス漏れ点検

ア.弁越し漏れ点検

イ.外部漏れ点検

燃焼関係の点検

ア.フレーム電流

イ.パイロットの点火試験

ウ.メイン点火試験

エ.燃焼状態の点検

燃焼機器動作点検

ア.風圧低異常動作

イ.失火

ウ.ガス圧

排ガス分析、調整

ア. 2、C 及びC 2

運転データーの記録、運転調整

ア.データーの記録及び分析

イ.冷媒、吸収液の濃度及び比重の確認

吸収液サンプリング作業

ア.吸収液抜き取り

イ.液室検査

切替運転完了報告

(3)冷房ON点検(年1回)

ON 点検準備作業

安全保護装置の点検、確認

- ア.高温再生器圧力スイッチ
- イ.貯室圧力スイッチ
- ウ.高温再生器液面低異常動作
- エ.冷水及び冷却水フロースイッチ点検
- 真空度の確認
- ア.貯室圧力
- 制御回路機能点検
- ア.プロテクトリレー動作
- イ.上限、下限リミットスイッチ動作
- ウ.高温再生器液面リレー
- 燃焼関係の点検
- ア.フレーム電流
- イ.パイロットの点火試験
- ウ.燃焼状態の点検
- 燃焼機器動作点検
- ア.風圧低異常動作
- イ.失火
- ウ.ガス圧
- 排ガス分析、調整
- ア. 2、C 及びC 2
- 運転データーの記録、運転調整
- ア.データーの記録及び分析
- イ.冷媒、吸収液の濃度及び比重の確認
- 吸収液サンプリング作業
- ア.吸収液抜き取り
- イ.液室検査
- ON 点検完了報告、他
- (4)冷房OFF点検(年1回)
 - OFF 点検準備作業
 - 各部品外観調査
 - ア.各温度計及びスイッチ関係
 - イ.各圧力計
 - ウ.プロテクトリレー
 - エ.各リレー関係
 - オ.バーナー関係、その他
 - 高温再生器の点検
 - ア.炉内点検
 - イ.煙室カバーの開放点検
 - ウ.バッフル点検
 - エ.煙室煙管の点検
 - 真空度の確認
 - ア.貯室圧力
 - イ.抽気
 - 冷却水系の点検
 - ア.冷却水系チューブの汚れ点検

OFF 点検完了報告、他

(5)暖房切替点検(年1回)

切替運転準備作業

本体関係の切替作業

ア.弁切替操作

制御盤切替作業

- ア.冷暖切替スイッチ
- イ.各タイマー切替確認
- ウ.各スイッチ切替

真空度の確認

ア.貯室圧力

イ.抽気

電気系統の確認

ア.各ポンプ・バーナーフロアーの絶縁抵抗

安全保護装置の点検、確認

- ア.高温再生器圧力スイッチ
- イ.貯室圧力スイッチ
- ウ.高温再生器液面低異常動作
- エ.冷水及び冷却水フロースイッチ点検

制御回路機能点検

- ア.プロテクトリレー動作
- イ.上限及び下限リミットスイッチ動作
- ウ.高温再生器液面リレー

マイコンコントローラーパラメーター確認

インバーター設定値の確認

ガス漏れ点検

- ア.弁越し漏れ点検
- イ.外部漏れ点検

燃焼関係の点検

- ア.フレーム電流
- イ.パイロットの点火試験
- ウ.メイン点火試験
- エ.燃焼状態の点検

燃焼機器動作点検

- ア.風圧低異常動作
- イ.失火
- ウ.ガス圧

排ガス分析、調整

ア. 2、C 及びC 2

運転データーの記録、運転調整

ア.データーの記録、分析

イ.冷媒、吸収液の濃度及び比重の確認

切替運転完了報告、他

(6)暖房ON点検(年1回)

ON 点検準備作業

安全保護装置の点検、確認

- ア.高温再生器圧力スイッチ
- イ.貯室圧力スイッチ
- ウ.高温再生器液面低異常動作
- エ.冷水及び冷却水フロースイッチ点検

真空度の確認

ア.貯室圧力

制御回路機能点検

- ア.プロテクトリレー動作
- イ.上限及び下限リミットスイッチ動作
- ウ.高温再生器液面リレー

燃焼関係の点検

ア.フレーム電流

- イ.パイロットの点火試験
- ウ.メイン点火試験
- エ.燃焼状態の点検

燃焼機器動作点検

- ア.風圧低異常動作
- イ.失火
- ウ.ガス圧

排ガス分析、調整

ア. 2、C 及びC 2

運転データーの記録及び運転調整

ア.データーの記録及び分析

イ.冷媒、吸収液の濃度及び比重の確認

ON 点検完了報告、他

(7)その他

チューブ清掃(年1回、暖房切替点検時) パラジウムセル交換(3年に1回)[平成24年度実施] 本体抽気作業 (適宜)

- 2. 冷却塔

点検項目

(1)シーズンイン点検(年1回5月)

基礎

塔本体

ア.散水装置の損傷、目詰まりの点検、調整及び清掃を行う。

イ.熱交換器(密閉型に限る)

ウ.エリミネーター、ルーバー、充填材、骨組及び脚等の変形、損傷、目詰まりの点検及び必要に応じて清掃を行う。

水槽等

ア.本体内外面の損傷等点検及び清掃を行う。

イ.給水装置の作動確認及び調整を行う。

ウ.水槽内ストレーナー点検及び清掃を行う。

エ.自動ブロー装置の動作点検及び調整

送風機

ア.羽根車、ファンケーシングの損傷及び腐食等を点検する。

- イ.軸受は軸の回転状況を確認し、油の点検及び補充を行う。
- ウ.電動機の回転状況を確認及び冷房 IN の時に絶縁抵抗を測定し、1 M 以上あることを確認する。
- エ.ベルトの張り具合及び摩耗の点検を行う。
- オ.プーリーの損傷及び摩耗の点検を行う。
- カ.潤滑油の点検を行う。

運転調整(シーズンイン点検のみ)

(2)シーズンオン点検(年5回6~10月)

点検内容は、(1)シーズンイン点検の内容と共通とする。ただし、 は除く。

(3)シーズンオフ点検(年1回11月)

点検内容は、(1)シーズンイン点検の内容と共通とする。ただし、 は除く。

(4)薬注装置点検(年6回5~10月)

保守点検

(5)水質管理及び水質検査

総合水処理剤(レジオネラ菌抑制剤主成分)(年120kg)

水質検査(レジオネラ菌・基準項目)(年1回)

水質検査15項目(省略不可10+重金属4+蒸発残留物1)(年1回)

保守項目

(1)送風機保守(年1回)

Vベルト交換

(2)冷却水管保守(保有水量 5 t x 2 系統)(年1回) 薬品洗浄

- 3 . ポンプ

点検項目

(1)冷温水ポンプ点検(年2回)

本体の腐食、損傷、漏洩、振動及び騒音を点検し、水量、揚程及び荷負荷等の確認を行う。 また、軸継手の損傷及び芯狂いが許容範囲内にあることを確認し調整する。

電動機の回転状況を確認し絶縁抵抗を測定し、1M 以上あることを確認する。

フード弁又は逆止弁の開閉状態を点検し、不良の場合は清掃・調整を行う。

圧力計、連成計又は真空計が指示値通りか確認する。

(2)冷却水ポンプ点検(年1回)

点検内容は、(1)冷温水ポンプ点検の内容と共通とする。

(3) 小型給水ポンプユニット点検(年1回)

点検内容は、(1)冷温水ポンプ点検の内容と共通とする。

保守項目

(1)冷温水ポンプ保守

グランドパッキンの交換及び調整(年1回) カップリングボルト等交換及び芯出作業(3年に1回)

「平成26年度実施]

(2) 冷却水ポンプ保守

保守内容は、(1)冷温水ポンプ保守の内容と共通とする。

(3)小型給水ポンプユニット保守

メカニカルシール交換(3年に1回)[平成26年度実施]

- 4 . ヘッダー

点検項目

(1) 月次点検(年1回)

本体の腐食、損傷、漏洩及びボルトの劣化等の有無を点検する。 計器類の汚れ及び損傷の有無及び指示狂いの有無を点検する。 付属管及び弁類の汚れ、損傷及び腐食等の有無を点検する。また、保温材の脱落及び損 傷等の劣化の有無を点検し、劣化が軽微な場合は、補修する。

- 5. 膨張タンク

点検項目

(1) 月次点検(年1回)

本体の損傷及び腐食等の劣化の有無及び漏れの有無を点検する。 本体内部の空気圧力の測定及び補充をする。 管・弁類の漏れ、損傷及び腐食等の有無を点検する。

- 6.送風機・排風機

点検項目

(1)年次点検(年1回)

外観状況:汚れ、腐食、ボルトの緩み及び防振材の損傷等の点検を行う。 電動機の発熱、電流値の点検及び絶縁抵抗を測定し1M 以上あることを確認する。 軸受の発熱、音及び振動の異常の有無を点検し、給油型の場合は油を補充又は交換する。 Vベルト(電動機直結型のものを除く)は、ベルトの張り具合及び摩耗の点検を行う。 Vプーリーの損傷及び摩耗の点検を行う。

羽根車の汚れ、変形及び発錆等の点検を行い、汚れのある場合は、清掃を行う。

保守項目

(1) 送風機保守(年1回)Vベルトの交換(交換対象 13台/64台)

- 7.空気調和機

点検項目

(1) 外観状況確認(年2回)

本体の腐食、変形及び破損等の有無を点検する。 保温・吸音材の破損を点検し、軽微な場合は、補修する。

(2)送風機点検(年2回)

ファンランナーの腐食、変形及び破損等の点検をする。

シャフトの汚れ、発錆及び摩耗等の点検をする。

ベルトの緩み及び損傷等の点検をし、緩みがある場合は、調整する。

軸受の音及び振動等の点検をし、給油不足の場合は、グリースを給油する。

カップリングの摩耗及び損傷等の点検をする。

電動機の発熱、回転方向、電流の確認及び絶縁抵抗を測定し1M 以上あることを確認する。 音及び振動

- (3)熱交換器のコイル等の破損や腐食状況を確認し、汚れが著しい場合は洗浄する。(年2回)
- (4)加湿器の動作確認点検及びストレーナー・ノズル等の清掃をする。(冬期) 又エリミネーターの詰まりや腐食の有無を点検し、汚れがある場合は洗浄する。(年1回)
- (5)加湿材を点検し、汚れがある場合は、洗浄する。(年1回)
- (6)排水系統点検(年2回)

ドレンパンの汚れ、発錆及び腐食の有無を点検し清掃する。 ドレン排水が支障のないことを確認する。

(7)フィルター点検(68枚)(年6回) プレフィルターの清掃

(8)付帯設備ダクトの動作確認及び調整を行う(年1回) 保守項目

(1)送風機保守(年1回)

Vベルトの点検及び摩耗の著しいものは購入交換する。

- (2) フィルター保守(62枚)(年1回) 中性能フィルターの交換及び調整
- (3)全熱交換器用ろ材保守(5年に1回) [平成26年度実施]ろ材交換(12枚)
- (4) プレフィルター交換2組(3年に1回)[平成24年度実施] 不綿布(35枚) ロングライフ枠組(33枚)

- 8 . ファンコイルユニット

点検項目

(1)外観状況確認(年1回)

本体、保温、吸音材、吹出グリルの破損及び劣化の有無を確認する。

(2)送風機点検(年1回)

ファンランナーの汚れ、発錆、変形等の有無及び回転バランスを点検し、異常な場合は、調整する。

電動機の音、振動及び回転を確認する。

(3)熱交換器点検(年1回)

コイルの破損や腐食等を点検する。

(4)排水系統点検(年1回)

ドレンパンの清掃をし、又ドレン排水を確認し、汚れがある場合は、清掃する。

- (5)フィルター点検(224枚)(年3回) フィルター清掃する。
- (6)電装部品点検(年1回)制御機器の作動確認をする。
 - 9 . 全熱交換器

点検項目

(1)外観状況確認(年1回)

本体の発錆及び破損等の点検。

(2)熱交換エレメント点検(年1回)

詰まりや破損等劣化の有無を点検し、清掃する。

(3)送風機・モーター点検(年1回)

振動、騒音及び回転バランスを点検し、モーターの絶縁抵抗を測定する。

- (4)フィルター点検(18枚)(年3回)
 - フィルター清掃する。
- 10.ヒートポンプエアコン

点検項目

[室内機]

- (1)外観状況確認(年2回)
- (2)排水系統点検(年2回)

ドレンパンの腐食、汚れの点検及び清掃をする。

ドレン排水が支障のないことを確認する。

(3)熱交換器点検(年2回)

コイル等の破損や腐食状況を確認し、汚れがある場合は清掃する。

(4)送風機点検(年2回)

ファンランナーの汚れ、発錆、変形等の有無及び回転バランスを点検し、異常がある場合は 調整する。

電動機の音、振動及び回転を確認する。

- (5)フィルター点検(15枚)(年3回) フィルター清掃する。
- (6)電気系統点検(年2回) 各制御機器作動確認 電源回路の絶縁抵抗を測定する。

[室外機]

- (1)外観機能点検(年2回)
- (2)熱交換器点検(年2回、フィン洗浄は、3年に1回) フィンのコイル等の破損や腐食状況を確認する。 フィンの洗浄をする。(3年に1回)[平成26年度実施]
- (3)送風機点検(年2回)

ファンの汚れ、発錆、腐食の有無及び回転バランスを点検し、異常がある場合は調整する。 電動機の音、振動及び回転を確認し、異常があれば調整する。

- (4) 圧縮機点検(室内機に内蔵の機種有)(年2回) 熱交換測定の結果必要と認められる場合はガス圧を測定し、不足の場合は補充する。
- (5) 冷媒系統点検(年2回) 冷媒管の破損、ガス漏れ及び保温材の確認をする。
- (6)電気系統点検(年2回)作動点検し、絶縁抵抗の測定を行う。
 - 11.空気清浄装置

点検項目

- (1)外観状況確認(年1回)
- (2)電気系統点検(年1回)
- (3)ファンモーター等の点検及び汚れ等がある場合は清掃する。(年1回)
- (4)フィルター及びセルの薬品洗浄(12台)(年6回)
 - 12.その他

点検項目

- (1) 外気取入口のフィルター清掃(66枚)(年12回)
- (2) 天井扇等外観清掃(54ヶ所)(年1回)
- (3)天井扇等羽根車外観点検(54台)(年1回)
- (4) ユニットバス排気口外観点検(131ヶ所)(年1回)

保守項目

(1) 外気取入口のフィルターろ材交換(66枚)(3年に1回)[平成26年度実施]

- 13.空調機・給排気ファン制気口

点検対象

・別添6「制気口リスト」による。

点検項目

- (1) 外観状況確認(3年1回)[平成24年度実施] 本体の損傷、変形、ダンパーの開閉状態動作確認を行う。
- (2) 制気口清掃(3年1回)[平成24年度実施] 制気口及びダンパーに付着した埃や汚れを清掃、周辺に影響が出ないよう十部注意し必要な 場合は養生を行う。

BLD・BLS (94 ヶ所) C2・CL (147 ヶ所) GVS・VHS・HS (86 ヶ所)

給排水衛生設備機器保守点検

- 1 . 給湯ボイラー

点検項目

- (1)燃焼状態の確認(年1回)
- (2)ガス漏洩テスト(年1回)
- (3)各部の漏水個所有無の点検(年1回)
- (4)水高計及び圧力計等の機能確認(年1回)
- (5) 各安全装置の作動確認(年1回)
- (6)電気系統の消耗等の確認(年1回)
- (7)給気及び換気状態の確認(年1回)
- (8) 槽内のブロー(年1回)
- (9)付帯機器の作動確認(年1回)
- (10)蒸気量の調整(年1回)
- (11) バーナー及び燃焼装置の確認(年1回)
- (12) 計装機器類絶縁測定(年1回)
 - 2 . 貯湯槽

点検項目

(1)内部の清掃及び据付状態の確認(年1回)

- (2)計装機器を確認し、異常があれば調整する。(年1回)
 - 3.密閉式膨張タンク

点検項目

- (1)外観機能点検を行う。(年1回)
- (2) 本体内部の空気圧の測定及び補充をする。(年1回)
 - 4.ポンプ

点検項目(57台)

- (1)本体の腐食及び汚れを確認し、汚れがあれば清掃する。(年1回)
- (2)電動機の音、振動及び回転等を確認し、絶縁抵抗の測定を行う。(年1回)
- (3)制御機器点検(小型給水ポンプユニットに限る。)(年1回) 制御盤、圧力発信機及び圧力タンクの点検調整を行う。
- (4) フード弁又は逆止弁点検(揚水ポンプ及び給湯ポンプに限る。)(年1回)
- (5)圧力計及び連成計等の点検をし、異常があれば調整を行う。(年1回)

保守項目

- (1) メカニカルシール交換(給湯用循環ポンプ、上水ポンプ及び中水ポンプ)(8台)(3年に1回)[平成26年度実施]
 - 5. 電気温水器

点検項目

- (1)本体の外観及び機能点検を行う。(年1回)
- (2)電装部の作動確認及び絶縁測定をする。(年1回)
- (3)漏水調査(年1回) 各接続部パッキンの点検を行い、漏れがあればパッキンの取替又は増締めをする。
 - 6. 雨水ろ過装置

点検項目

- (1)本体の外観・機能点検を行う。(年1回)
- (2) 電動機の音、振動及び回転等を確認し、絶縁抵抗の測定を行う。(年1回)
- (3)フード弁又は逆止弁の作動確認。(年1回)
- (4)圧力計等の指示値を点検する。(年1回)
- (5)制御装置が正常な運転スケジュール通り行われるか確認する。(年1回)
- (6)薬剤の濃度を調整又は補充する。 残留塩素濃度 0.1ppm 以上維持で120kg (随時)

- (7)沈砂槽(18.6 m³ × 2 カ所)及び雑用水槽(20 m³ × 1 カ所)(池用地下水槽 18.6 m³含む)の清掃(年1回)
- (8)雨水槽の清掃(215 m³)(3年に1回)[平成24年度実施]

保守項目

- (1) ろ材及びメカニカルシール等備品の交換(3年に1回) 「平成26年度実施]
 - 7.池用全自動砂ろ過機

点検項目

- (1)本体の外観及び機能点検を行う。(年1回)
- (2)電動機の音、振動及び回転等を確認し、絶縁抵抗の測定を行う。(年1回)
- (3) フード弁又は逆止弁の作動確認(年1回)
- (4)圧力計等の指示値を点検する。(年1回)
- (5)制御装置が正常な運転スケジュール通り行われるか確認する。(年1回)

保守項目

- (1)電極の交換(年1回)
- (2) 3材及びメカニカルシール等の交換(3年に1回) [平成26年度実施]
 - 8 . グランド散水装置

点検項目

- (1)本体の外観及び機能点検を行う。(年1回)
- (2)電動機の音、振動及び回転等を確認し、絶縁抵抗の測定を行う。(年1回)
- (3) フード弁又は逆止弁の作動確認(年1回)
- (4)圧力計等の指示値を点検する。(年1回)
- (5)制御装置が正常な運転スケジュール通り行われるか確認する。(年1回)
- (6)沈砂槽 18.6 m³(一次・二次)及び雑用水槽の清掃(年1回)
- (7)雨水槽(100 m³)の清掃(3年に1回)[平成24年度実施]

中央監視装置及び自動制御機器保守点検

- 1.中央監視装置

点検項目

(1)外観確認(年1回)

換気ファンの作動確認を行い、異常音の有無を確認する。

記憶装置等に異常音及び異常振動の有無を確認する。

操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能確認。

コネクター部分の点検、緩み部分の増締め及びプリント盤等の表面清掃。

汚れ、損傷及び錆の有無の点検を行い、汚れがあれば清掃する。

(2)中央監視装置類点検(年1回)

フロッピィディスク装置のヘッドの清掃及び異音の有無点検。

下記事項の動作をテストプログラムにより確認する。

ア.CPU 機能、メモリー

イ.ハードディスク

ウ.フロッピィディスク装置

エ.入出力装置、回線制御アダプター

オ.インターフェース装置

故障表示 (LED等) 及びブザー呼鳴の動作確認を行う。

(3)監視操作装置等点検(年1回)

コンソール及びディスプレイ装置

ア. 各部清掃、電気的性能試験(偏向歪、オーバースキャン、画面動揺等)、キーボード(ラトペン、マウス、タッチ等)の機能点検及びテストプログラムによる動作を確認する。

表示操作パネル

ア.グラフィックパネル等の表示灯及び操作スイッチ類の機能を点検する。

(4) 伝送制御盤点検(年1回)

入出力動作の不具合ポイントの調整修理を行う。

入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電源電圧を確認する。

入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整を行う。

ただし、警報点の動作確認は対象機器動作による方法、または入出力端子にて疑似信号入力により行う。また、計数点の動作確認は現場表示との整合、または基準電源を入力する事により行う。

(5) プリンター等点検(年1回)

ラインプリンター及びロヒングプリンター等

ア.各部清掃、注油、紙送り機構、印刷機構及び緊急回路の点検調整並びにテストプログラムによる動作確認を行う。

イ.印字リボン等を点検する。

ウ.換気ファンの動作確認を行う。

ハードコピー装置

ア.各機構部の清掃、注油、制御回路、オフラインテスト、オンラインテスト及び機構部の点検 調整を行う。

イ.換気ファンの動作確認を行う。

(6)電源確認(年1回)

各装置の電源

ア.電源電圧(入力・出力)の確認を行う。

イ.蓄電池の充電状態をテスター等により確認する。

無停電電源装置

ア.機能試験

- a.シーケンス試験は故障警報、運転及び停止の各シーケンスについての図表に基づいて試験 を行い異常の有無を点検する。
- b.停電及び復電試験は、入力電源検出ユニットのテストターミナル電圧を測定する。交流入力電源を停電させ、バッテリー運転への切替及び復電時の切替作動の良否を点検する。

イ.特性試験

- a.制御電源装置の入出力電圧を測定し、定格値の±10%以内であることを確認する。
- b.出力電圧のリップル電圧をシンクロスコープで測定し0.5V以内であることを確認する。
- c.試験モードで運転し、シンクロスコープにより各カードユニットのテストターミナルの波 形及びレベルを測定する。
- d.インバータ部の各サイリスタ素子のゲート信号をシンクロスコープにより測定する。
- e. 各検出ユニットのテストターミナル電圧を測定する。
- f.インバータ部の各サイリスタの逆電圧及び逆バイアス時間をシンクロスコープにより測定する。
- g.出力電圧及び周波数を測定し、出力電圧 2 %、周波数 ± 0 .0 1 %及び三相バランス 3 0 % で線間電圧不平衡 ± 4 %以内とする。
- h.主回路及び制御回路の運転の良否をデジタルボルトメータにより測定し確認する。
- i.出力電圧の可変範囲を測定し、定格電圧3%以内であることを確認する。
- j. 絶縁抵抗測定は下記により行う。
 - ・交流入力回路と大地間
- ・インバータ主回路と大地間
- ・出力回路と大地間
- ・接地コンデンサー及びラインフィルター等のアース端子をはずし、半導体素子、ケミコン 及び静止型器具等を同電位にして500V絶縁抵抗計で測定し、1M 以上であることを 確認する。
- ウ.その他機器メーカー仕様による保守点検を行う。
- 2. 自動制御機器

点検項目

(1)機器メーカー点検仕様に準じ、下記の制御機器の点検を行う。(年1回)

熱源廻り制御 1式 冷却塔制御 2セット 貯湯槽制御 2セット 空調機制御1 10セット 3セット 空調機制御2 空調機制御3 3セット 空調機制御4 1式 ファン発停制御1 2セット 1式 ファン発停制御2 ファンコイルユニット制御 7セット ファンコイルユニットゾーン制御 15セット パッケージ制御 1式

電話交換機保守点検

- 1. 電話交換機 (CX3000MS電子交換機 日立)

点検項目

- (1)電源部充電状態の確認を行い、充電電圧が適正値でないときは、調整を行う。(年2回)
- (2)蓄電池の損傷、漏液及び汚損等の有無を点検する。また、バッテリーの電圧液量の確認及び 比重点検を行う。(年2回)
- (3)交換機内部電源の電圧を確認する。(年2回)

保守項目

(1)各種シールバッテリー交換(3年に1回)[平成26年度実施]

環境衛生設備管理業務

- 1.建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号。以下「法」という。)等法令に基づく業務
- (1)管理技術者を選任する。(法第6条第1項)
- (2)環境衛生管理業務

法第10条に基づいて、適切な維持管理と良好かつ衛生的な建物環境を維持するため年間計画の作成、実施状況の確認及び備付帳簿類の整備保管を行う。

(3)建築物環境衛生管理基準に基づく業務(法第4条関係)

空気調和設備等の巡回点検(月1回)

水質検査(年2回)

上水及び給湯水の水質検査を行う。採水に当たって建物の給水設備の末端により採取した水、 27項目(2検体)年1回及び簡易10項目(2検体)年1回の水質検査を

行い、水質検査結果報告書を提出する。

また、簡易専用水道検査を行い、水質検査結果報告書を提出する。

雑用水に関する遊離残留塩素濃度、PH値、臭気、外観、大腸菌及び濁度の検査を行う。

(遊離残留塩素濃度、PH値、臭気及び外観は、7日以内毎に1回、その他は2ヶ月毎に1回) 貯水タンクの清掃(年1回)

貯水槽 3 1 m³

グリストラップの清掃(年4回)

ねずみ・害虫防除(生息状況点検 月1回)

湯沸室、厨房、下水溝、マンホール内、排水槽、ごみ集積所、廊下・室内の隅、機器類と壁の 隙間等、生息や発生しやすい箇所を中心に、ねずみ・害虫等の生息状況を毎月点検する。 また、防除後は適当な時期に効果判定を行う。

ねずみ防除(年2回)

- ア、建物の構造、侵入経路、生息箇所及びねずみの種類・数量の測定の調査。
- イ.被害の程度及び汚れ等の調査。
- ウ.上記調査に基づき殺鼠剤を混入した毒エサを建物内の各ポイントへ推定生息数に応じて 配置する。
- エ.毒エサの設置が困難な下水出入口等では、補鼠紙等を使用する。 害虫防除

全体の薬剤散布(宿泊室・集会室は空間散布)年1回

生息状況点検結果による場所毎の薬剤散布年1回

薬剤散布を行わない場合は、必要に応じて粘着トラップ及び毒餌等を設置する。 薬剤散布〕

- ア.薬剤は、医薬品、医薬部外品を使用し、使用場所ごとに薬剤名、使用濃度、使用量、使用方法を明記した書面を事前に提出し、十分打ち合わせの上、実施するものとする。
- イ.薬剤を湯沸室、厨房、下水溝、マンホール内、排水槽、ごみ集積所、廊下・室内の隅、 機器類と壁の隙間等、生息や発生しやすい箇所を中心に散布する。
- ウ.散布作業は乳剤を加圧式噴霧器 (スプレー)により重点散布及びカーペット室内空間散布 (室内散布は全体薬剤散布時のみ年1回)を行う。
- 工. 散布に当たっては、直接食器や食器類に付着しないよう留意する。

排水設備の清掃(年1回)

排水管(建物内部)

- ア. 専有部(流し、洗面台及びユニットバス等)高圧洗浄(290箇所)
- イ.共有部(横引管及び立管)高圧洗浄
- ウ. 異物の除去

雑排水管・マンホール

- ア.雑排水管高圧洗浄(531m)
- イ.マンホール高圧洗浄(46箇所)
- ウ、異物の除去
- 2 . その他の業務
- (1)煤煙測定(年2回)(大気汚染防止法第16条)

冷温水発生器(都市ガス焚き)

(身 付) ADGE 150KR(RB-K01-1,RB-K01-2)) 2台

大気汚染防止法第16条に基づき測定を行い、報告書を提出する。

(2)ルーフドレーンの清掃及び宿泊棟給排気口網戸の清掃(年4回)

ルーフドレーン:管理研修棟7、厚生棟9、宿泊棟20、体育館5、渡り廊下3

計44ヶ所

給排気口網戸 : 宿泊棟6枚

2. 従事者の資格

電気、空調、給排水衛生設備の機械について豊富な経験と知識を持ち、かつ以下の資格を持っている者を従事させるものとする。

- (1)電気設備 第1・2種電気工事士、第3種電気主任技術者
- (2)空調設備 第3種冷凍機械責任者
- (3)給排水衛生設備 2級ボイラー技士
- (4) その他、法令に基づき資格が義務付けられている場合は当該資格の有資格者

D . 消防用設備等点検業務

1.設 備

別添2「消防用設備等点検機器一覧」のとおり

2.内容

(1) 点検の基準、周期、結果報告及び資格者

「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく以下の告示による。

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年5月31日消防庁告示第9号)

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)

その他、該当する告示

(2)点検予定時期

機能点検 年2回 9月、3月

総合点検 年1回 3月

(3)防火管理者の要請に対応する事項

消防設備の使用方法

消防訓練の助言及び立ち会い(年1回)

(4) 故障時の対応(点検時以外を含む)

光電アナログ式スポット型感知器、熱アナログ式感知器及び差動式スポット型感知器の故障時交換(部品代請負者負担 実績 21~22年度 11回)

(5) その他

点検前に点検予定者一覧表を提出すること。様式は、『「消防用設備等の点検の基準及び消防 用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」別記様式第3』を準用すること。

必要に応じて保守、修理、その他の措置を講じること。

点検結果報告書へ記載した不具合個所の写真を提出すること。

点検終了後は、必ず元の状態に復元すること。

3.従事者の資格

「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示による。

E . 厨房グリスフィルター維持管理

1.内容

厨房におけるグリスフィルターの交換及び清掃(年6回)

株式会社エルク EXグリスフィルター又は同等以上の性能を有し「業務用厨房設備に附属するグリス装置の技術基準」に基づく試験に合格した製品であること。

- (1) 株式会社エルク EXグリスフィルター 型式500L 4枚(年24枚)
 - ・サイズ H500 mm×W500 mm×T29 mm

- ·初期性能(静圧 24Pa、面風速 1.1m/sec):処理風量 14.0m3/min 処理熱量 22.55kw
- ・使用末期性能(静圧 30Pa、面風速 0.95m/sec): 処理風量 12.1m3/min 処理熱量 19.48kw
- (2) 株式会社エルク EXグリスフィルター 型式400L 12枚(年72枚)
 - ・サイズ H400 mm×w500 mm×T29 mm
 - ・初期性能(静圧 24Pa、面風速 1.1m/sec): 処理風量 10.9m3/min 処理熱量 17.65kw
 - ・使用末期性能(静圧 30Pa、面風速 0.95m/sec):処理風量 9.4m3/min 処理熱量 15.24kw

F . 建築物点検

1.一般事項

(1)用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は、「建築保全業務共通仕様書 平成20年版」 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)第1章第1節1.1.2による。

(2)契約図書の優先順位

契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のの順番とする。

契約書

本業務委託仕様書

(3)受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、 受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

(4)業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。

また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

(5)関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(6)本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については施設管理担当者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出する。

(7)適用項目

選択事項のうち本業務で適用する事項は、 印及び(・)印の付いたものである。

(8)業務の再委託

点検業務における主要な部分(総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部 または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確に するとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。

(9)守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(10)著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

2.業務内容

・建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検。

- ・建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検。
- ・官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検。

3. 点検対象及び敷地概要

国土交通大学校柏研修センター(管理研修棟、宿泊棟、厚生棟、体育館兼講堂棟)

(敷地概要) 敷地面積:37,828㎡ 建築面積:6,333㎡

延床面積:12,907㎡

4.点検方法

別添4「建築物点検マニュアルチェックシート」による。

5. 点検結果の報告

点検結果報告書の書式は次による。

別添3「点検記録(総括表)」及び別添5「点検マニュアルチェックシート別紙」

・ 報告期限は、当該施設の点検終了後2週間以内とする。(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)

共通仕様

1.業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

・ 業務計画書 (作業着手前まで)

2.貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ次の関係資料を貸与する。なお、発注者が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却する。

- (1)諸官庁提出書類控え
 - · 自家用電気工作物保安規程 · 官公署届出書類一覧表
- (2)設備関連
 - · 設備機器台帳
- (3)点検・検査記録簿関連
 - 消防用設備点検結果報告書
 - ・ エレベーター定期検査記録
 - 事故•修繕•更新記録
- (4)図面類

· 完成図 · 機器完成図

(5)管理資料

・ カタログ ・ 取扱説明書 ・ 保全に関する資料

・ 保証書・ 保守契約リスト

3.点検実施者

(1)点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって施設管理担当者に通知する。

氏 名 生年月日 経歴書

点検に関する資格を証明するもの

(2)点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- 一級建築士(全ての点検業務が可)・・ 二級建築士(全ての点検業務が可)
- ・ 特殊建築物等調査資格者(建築物の敷地及び構造の点検に必要)
- 建築設備検査資格者(昇降機以外の建築設備の点検に必要)
- ・ 昇降機検査資格者(昇降機の点検に必要)
- (3)点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服(作業服)を着用する。

4.業務条件

・点検業務の実施時間帯は、次のとおりとする。

なお、実施日は施設管理担当者と協議する。

・平日(開庁日:月曜日~金曜日(祝祭日を除く)) 8時45分~ 17時30分

5.施設管理者の立ち会い

点検の実施に際しては、施設管理者が立ち会うことがある。

また、受注者側から施設管理者に立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

6.業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指 定した者が行う業務検査を受けるものとする。

- (1)契約書、業務仕様書
- (2)業務計画書、点検結果報告書

運転・監視及び日常点検・保守

G.設備管理業務

1.設

別紙6「設備概要」のとおり 詳細は図面を参照のこと。

2.内

関係法規等の定めに従い、監督者の指示に基づいて設備管理及び点検保守を行うとともに故障の 早期発見、事故の未然防止等の他、善良な管理者の注意を以て、省エネルギーへ配慮した経済的運 営を行う様努める。(特に記載の無い事項は毎日行う)

震災等の災害が発生した場合は監督職員の指示に従い協力する事、又、機械警備時を含み柏地区 にて震度4以上の地震が発生した場合、所内の点検を行い、異常がある場合は報告する。

(1)運転監視業務(中央監視室・一部管理人室)

中央監視装置(電気設備・空調設備・衛生設備等の自動制御装置等)のシステム内容及び同装 置のシステムに連接または組み込まれて運用されている全設備を完全に熟知した上で最適な運 用を行う。

グランドパネル

(2)電気設備点検保守業務

照明器具、低圧電灯盤、低圧動力制御盤、低圧配電盤、高圧交流負荷開閉器を点検し、これら

に異常があるときは、応急処置を行う。修理回数(21年~22年度 9回)(月1回) 照明器具のランプ切れ及び安定器故障が生じた際は、適宜清掃のうえ交換する。

温水洗浄便座等の電源管理を行う。

直流電源装置を点検し、異常があるときは、応急処置を行う。(週1回)

中央監視装置、建物保全相談システムを点検し、異常があるときは、応急処置を行う。

(3)空調設備点検保守業務

設備運転及び点検保守事項

原則として常時運転監視を行う。負荷変動を良く認識し、負荷容量に応じ適切な運転調整を行い、燃料消費量を最小限にとどめた省エネルギー運転管理に努める。

冷暖房装置の点検保守事項

- ア. 各圧力、温度及びレベル等を確認し、運転する。
- イ、各自動装置の働きを良く理解し、故障の場合は速やかに発見する。
- ウ.安全装置及び自動装置の点検を行う。(月1回)
- エ.各ポンプ運転中の電流、圧力、軸受、温度、回転状況、音響及び振動等を巡回監視し、これ らに異常のあるときは、原因を調べ軽微なものは修理する。
- オ.クーリングタワーの点検。(シーズン中)
- カ.各機械室及び冷暖房施設等を必要に応じ清掃点検及び注油並びに調整。 換気装置の保守点検事項
- ア.ベルト張りの点検。
- イ.清掃後の点検。
- (4)給排水衛生設備点検保守等業務

中央給湯装置の点検保守事項

- ア、給湯装置内部付属品及びその他付属設備の点検。
- イ. 各自動機器安全装置の点検。
- ウ. 各機械室の清掃及び点検。(随時)

各ポンプ運転中の電流、圧力、軸受、温度、回転状況、音響及び振動等を巡回監視し、これらに異常がある時は、原因を調べ修理する。

各階便所、宿泊棟ユニットバス内及び湯沸室等における便器、洗面器及び湯沸器を巡回点検し、 異常のあるときは、パッキングの取替、水漏れの応急修理を行う。(月1回)修理回数(21年 ~22年度56回)

各種水槽内のボールタップ及び液面リレーの動作確認をする。(月1回)

また、飲料水については、汚濁等の場合、その都度管理担当者に連絡する。

飲料水(上水・給湯水)の残留塩素測定を行う。

厨房内の設備について巡回し、ガス漏れ、漏電の有無及び設備の異音等を確認する。異常がある時は応急処置を施し、監督職員に報告する。

(5)その他

中庭池の維持管理を行う。

- ア. 池内部及びあふれ縁の点検清掃を行う(適宜)
- イ.水中の藻や浮遊物の除去を行い美観維持に努める。(適宜)
- ウ. 排水後、上段及び下段の床面の洗浄を行う 約200 m 水深16Cm(年1回)

(池用排水は雨水となる為、薬剤等を使用する場合は仮設管を設け適切な処置をする事) 宿泊室内点検(年2回)

ア. 宿泊室内、建具・扉・窓・寝具等の目視による外観点検を行い結果報告する。

3. 従事者の業務分担

(1)総括管理者

従業員の総合的な監督指導。

監督職員と従業員との間における意志の伝達。

柏研修センターに適合した合理的な保守運営及び管理業務に対する研究提案。

中央監視装置と各設備との連接、運用上における保守、管理に関する問題解決及び研究提案。

監督職員との連絡及び諸問題の折衝の任務に当たり、常に保守運営業務及び管理業務の総括管理者として、監督職員の良きアシスタントであること。

(2)総括管理者を除く従事者

総括管理者の指示により業務を遂行する。

4. 従事者の資格

(1)総括管理者の資格

工業高校卒業または同等以上の知識を有し、下記全ての資格等を有する者。

第3種電気主任技術者

建築物環境衛生管理技術者

中央監視装置に関し、実務経験2年以上の者

常駐勤務が可能な者

(2)総括管理者を除く従事者

工業高校卒業または同等以上の知識を有する者であって、該当作業に応じた下記の資格等を有 し、実務経験1年以上の者。

第2種電気工事士

2級ボイラー技士

中央監視装置に関し、実務経験1年以上の者。

清掃業務

H . 清掃業務

1.内容

(1)作業日時

平日(12月29日~1月3日を除く)に実施する。

日常清掃7:00~16:00定期清掃8:45~17:30窓ガラス清掃8:45~17:30

宿泊室内清掃等 9:00~17:30(点検は11:30まで)

(2)清掃内容詳細

日常・定期・窓ガラス清掃

別紙7「作業要領」及び別紙8「清掃区分表」による。

宿泊室内清掃等

研修員の退出後に各宿泊室を点検し、監督職員へ報告の後に清掃する。

ア. 寝具類の整理整頓状況確認。(軽微であれば整理する)

- イ.室内清掃状況確認。(軽微であれば清掃する)
- ウ. 備品の確認。
- 工.忘れ物の確認。
- オ.床を真空掃除機で掃除を行い、ゴミ等は取り除く。
- カ.洗面台を清掃し、鏡を拭きあげる。
- キ.扉、机、ベッド及び窓枠の拭き掃除をする。
- ク. 便器・浴槽・シャワー設備等を適正洗剤で洗浄する。
- ケ・シャワーカーテンを洗浄する。汚れている場合は適正洗剤を使用する。
- コ.清掃後は窓を施錠し、カーテンを元に戻す。
- サ. 浴室内カビの除去及び繁殖を抑制する処置を講じる。
- シ. 室内備え付け雑巾の洗濯又は交換(年3回程度)

2.年間予定数量

(1)日常・定期・窓ガラス清掃

別紙8「清掃区分表」による。

(2)宿泊室内清掃等

平成20~22年度清掃実績平均は年間3,457室

平成24~26年度の予定数量未定 (研修計画により数量決定)

3. その他

- (1) 純良なる清潔な資機材を使用し、整理整頓すること。
- (2)資機材(トイレットペーパー等の衛生消耗品を除く)は、特に定めのない限り、請負者の負担とする。
- (3)研修日程の都合で日常清掃回数が変更となる場合は、該当する場所を書庫・資料室・更衣室等へ振り替えるものとする。

執務環境測定

I . 執務環境測定

1. 内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号。以下「法」という。)等法令に基づく業務

- (1)建築物環境衛生管理技術者(選任者)による照査を受ける事。
- (2)建築物環境衛生管理基準に基づく業務(法第4条関係)

空気環境測定(2ヶ月に1回)(延12,907 m²・16ヶ所(屋内)+2ヶ所(屋外)) 温度、相対湿度、気流、炭酸ガス、一酸化炭素及び浮遊粉塵量を法第4条に基づき測定し、 測定後報告書を提出する。また、測定は有資格者1名以上で行うものとする

(3) 照度の測定(年2回)

事務所衛生基準規則第10条に基づき照明設備の点検及び測定を行い、報告書を提出する。

2. 従事者の資格

電気、空調、給排水衛生設備の機械について豊富な経験と知識を持ち、かつ以下の資格を持っ

ている者を従事させるものとする。

(1) その他、法令に基づき資格が義務付けられている場合は当該資格の有資格者

その他

J . 管理人業務

1.内容

(1)予定日数 <u>平成24~26年度の予定日数未定</u>

平日昼間 8:30~17:30

年度	年間予定日数
平成24年度	2 4 4 日
平成25年度	2 4 3 日
平成26年度	2 4 4 日

平日夜間・早朝 17:30~ 8:30

年間168日前後

機械警備を行う日を除く

平成24~26年度の予定日数は未定(研修計画により日数決定)

土・日・祝日 8:30~ 8:30

年間 20日前後

機械警備を行う日を除く

平成年度の予定日数は未定 (研修計画により日数決定)

- (2)配置人員 1名
- (3)業務内容

共通事項

来校者の受付

その他、管理人業務に付帯する業務 (別添、管理人業務概要参照)

平日夜間・早朝及び土・日・祝日

郵便物・宅配便等の受領

門扉・ドア・窓の施錠・解錠

新聞等配布

電話対応・取次

巡回及び監督職員への報告

設備の運転及び監視業務(中央監視装置の警報が作動した場合の対応。故障時は応急処置 を施し、緊急時は必要個所へ迅速に連絡し対応する。)

照明・エレベータ・自動ドア等の電源管理、火元管理

宿泊室のランプ交換

災害時等の緊急対応(避難誘導・通報・非常放送)・柏研修センター消防訓練への参加

2.従事者の資格

(1)平日昼間

基本的な接客対応が出来る者。

(2)平日夜間・早朝及び土・日・祝日

工業高校卒業または同等以上の知識を有する者であって、下記資格及び条件を全て満たしている者。

2級ボイラー技士

中央監視装置の実務経験が有り、基礎的知識がある者。

消防設備等点検の担当者から柏研修センター自火報複合盤及び消防・放送設備の使用方法について教育を受けた者。

G.設備管理業務

設備概要

1.受変電設備

機器名	機器・仕様	数量	備考
受電方式	三相3線式 6.6KV 50Hz		
契約電力	3 0 0 KW		
高圧変圧器	電圧トランス(単相)100KVA	1台	
	" 150KVA	1台	
	" 200KVA	1台	
	" 75KVA	1台	スコットトランス
	動力トランス (三相) 150KVA	2台	
	" 300KVA	1台	
遮断機	真空式 7.2KV 600A 12.5KA	9台	発電機含む
高圧交流負荷開閉器	気中式 7.2KV 200A	7台	
高圧盤	受電盤×1 コンデンサー盤×2 高圧き電盤×3	6面	
低圧配電盤	電灯×3 動力×2 非常電灯×1 非常動力×1	7面	
低圧電灯盤	分電盤及び調光制御盤	27面	
低圧動力制御盤		20面	
低圧非常電灯制御盤	非常照明用	18面	
自家発電設備(非常用)	電気方式 三相3線式 6.6KV 50Hz	1基	
	発電機容量 250KVA		
	原動機 電気始動式ディーゼル機関		
自家発電機用燃料タンク	種別軽油 容量950リットル	1基	
発電機制御盤		1面	
直流電源装置	鉛蓄電池 300Ah 54セル	1面	
高圧交流負荷開閉器	気中式 7.2KV 300A	1台	
(引込用区分開閉器)	方向性地絡継電器、避電器付		
中央監視制御装置	中央処理装置	1台	
	カラーディスプレイ(20インチ)	1台	
	操作卓	1台	
	メッセージプリンター	1台	
	ロギングプリンター	1台	
	グラフィックパネル	1面	
	リモートユニット	16面	
建物保全相談システム 1a型	本体装置	1台	
	ディスプレイ(15インチ)	1台	
	プリンター	1台	

2.空調設備

機器名	機器・仕様	数量	備考
吸収冷温水器	冷凍能力 131USRT	2台	ダイキン工業(株)
冷却塔	超低騒音型 冷却水量 2,210%/min	2台	(株)荏原シンワ
冷温水ポンプ(一次)	能力 100 ¢ × 1,320 ki/min × 13m	2台	㈱荏原製作所
冷温水ポンプ(二次)	能力 80 ¢ × 880 k / / min × 36m	3台	<i>II</i>
冷却水ポンプ	能力 125 ¢ × 2,210 / li/l/min × 22m	2台	<i>II</i>
冷温水ヘッダー(往一次)		1台	島倉鉄工㈱
冷温水ヘッダー(往二次)		1台	<i>II</i>
冷温水ヘッダー(環一次)		1台	<i>II</i>
冷温水ヘッダー(環二次)		1台	<i>II</i>
膨張タンク	タンク容量 1,400%	1台	日立金属(株)
小型給水ポンプュニット	加湿機系 能力 25 ¢ × 10 ½ / min × 26m	1台	㈱荏原製作所
ユニット型空調機	システム型ェアハントリングコニット	6台	木村工機(株)
ユニット型空調機	ターミナル型ェアハントリングコニット	17台	<i>II</i>
ファンコイルユニット	床置隠ぺい型	48台	<i>II</i>
ファンコイルユニット	カセット型	173台	<i>''</i>
パッケージ型空調機	空冷式床置ダクト型	2組	ダイキン工業(株)
セパレート型ルームエアコン	空冷ヒートボンプカセット型	2組	<i>''</i>
マルチ型ルームエアコン	空冷ヒートボンプカセット型	2組	<i>''</i>
全熱交換ユニット	天井カセット型	6台	松下電器産業(株)
变風量装置	消音型	22台	エアコンスター(株)
定風量装置	消音型	13台	<i>''</i>
送風機		16台	㈱荏原製作所
排風機		48台	<i>''</i>
天井扇	低騒音タイプ	49台	三菱電機㈱
換気扇		5台	"
空気清浄装置		12台	ミドリ安全(株)外
外気取入口	フィルター	66枚	川本工業㈱

3.給排水衛生設備(1)

機器名	機器・仕様	数量	備考
受水タンク	上水系統4,000mm×5,000mm×2,000mm(2槽式)	1台	積水プラントシステム(株)
受水タンク	雑用水系統	1台	"
消火用充水タンク	800mm × 800mm × 1,000mm	1台	㈱島倉鉄工所
給湯ボイラー	500,000Kcal/h	2台	(株)タクマ
貯湯タンク	貯湯量 1,000%	2台	森松工業(株)
給水ポンプユニット	上水系統 1,100%/min × 30m	1台	㈱荏原製作所
給水ポンプユニット	雑用水系統 540%/min×26m	1台	"
給湯用循環一次ポンプ	40 ¢ × 150 ៉ី្កី/min × 5m	2台	"
給湯用循環二次ポンプ	宿系 25 ¢ × 40 % / min × 5m	1台	"
給湯用循環二次ポンプ	他系 32 ¢ × 70 兆/min × 8m	1台	"
消火ポンプユニット	屋内用 50 ¢ × 300パ/min × 54m	1台	"
消火ポンプユニット	屋外用 100 ¢ × 800 パ/min × 56m	1台	"
湧水排水ポンプ	50 ¢ × 200 ៉្កី /min × 5m	2台×13セット	㈱あづまポンプ製作所
膨張タンク	ダイヤフラム式給湯用密閉型 600¢1,200H	1台	日立金属(株)
電器温水器	貯湯量 20%	2台	(株)日本イトミック
大便器	フラッシュバルブ方式	44台	(株)INAX
小便器	フラッシュバルブ方式	24台	<i>"</i>
洗面器		59台	"
手洗器		2台	<i>"</i>
掃除用流し		7台	"
洗濯流し		7台	"
ユニットシャワー		2台	"
ユニットバス		174台	<i>II</i>
屋内消火栓箱		20台	㈱横井製作所
屋内消火栓ホース格納箱		2台	"
散水用水中ポンプ	50 ¢ × 300 นี้ /min × 75m	2台	(株)荏原製作所
雨水ろ過ポンプ(体育館)		1台	"
雨水ろ過装置	処理能力 8.4m3 /h	1台	東西化学産業㈱
散水用移送ポンプ	50 ¢ × 300 ៉្កី/min × 5m	2台×2セット	(株)あづまポンプ製作所
雨水移送ポンプ		4台	"
池用ろ過ポンプ	50 ¢ × 200 /ភ្ភ/min × 23m	1台	(株)クボタ
池用排水ポンプ	50 ¢ × 200 ៉ី្ហ / min × 6m	1台	新明和工業
池用全自動砂ろ過機	処理能力 12m3 /h	1台	(株)クボタ
散水用ポンプ制御盤		1面	古川電機工業㈱
池循環ろ過用制御盤		1面	"
ティーサーバー	タンク容量 12.5 ドネ゙	4台	ホシザキ家電販売(株)
冷水器、うがい器		6台	東京サラヤ(株)

3. 給排水衛生設備(2)

機器名	機器・仕様	数量	備考
製氷機	製氷能力 30kg/日 160kg/日	2台	ホシザキ家電販売㈱
冷凍冷蔵庫	フィンチューブ型冷気強制循環式	3台	三洋電機㈱
万能調理機		2台	川口厨房(株)
ドラフト洗米機		2台	<i>"</i>
ガス炊飯機		2台	"
自動ガスフライヤー		1台	谷口工業(株)
ガス煮炊釜		2台	<i>"</i>
ガスレンジ		1台	<i>"</i>
コールドユニット		1台	<i>"</i>
ネットコンペア式食器洗浄機		1台	<i>"</i>

別紙 7

清掃業務作業要領

日常清掃

作業個所	床材	作	業	要	領
別紙清掃区分表	石板		学処理モップをメ ヾどい場合は、フ	用いて床の埃を 水拭きをする。	取り除く。
による	フローリンク゛		,の内容物を処3		
			及びガラスを		
				部分を含む。):	
		+		ニントランスホ [.] 除塵清掃をする	
 別紙清掃区分表	カーペット		べばにより体の, どい場合は、:) ₀
による	畳				 団を処理する。
(宿泊室除く)		備品及び ・ 談話	「工作物(金属語 コーナー喫煙室	部分を含む。) [;] 室は内窓含む)	を水拭き(喫煙室
		拭き)	でする。(映在	三主 一	ノー 埃柱主は小
		床 床の水掛	き掃除をする。)	
便所及び洗面所	ヒ゛ニールタイル		の内容物を処理		
			:切りの水拭き		
			∄掃し、鏡を∄ 類を適正洗剤⁻	· ·	
		汚物を処		(707) 7 36	
		トイレッ	トペーパー、	手洗い石鹸水等	夢の補充をする。
湯沸室	ヒ゛ニールタイル		き掃除をする。		
食器洗い場			洗浄し、厨芥	· - · · -	
」 ゴミ集積場	と゛ニールタイル		の内容物を処∃ ·掃除をし、常Ⅰ		
	C = W/ 1W		がとい時は中性	-	
		床以外 ゴミを分	·別しゴミ置場	 へ運搬する。	-
			清掃をする。		
上記以外の	ヒ゛ニールタイル			部分をモップで	
ビニールタイル		床以外 灰皿(厚 物を処理		選コーナー)	びゴミ入れの内容
					の水拭き(厚生
				は内窓含む)を 掃除する。(洗	-
		<u> </u>		☞	
宿泊室	カーへ゜ット		トバス床は水		
	ユニットハ゛ス				(カーペットのみ) 「職員へ報告する。
		寝具類の		確認。(軽微で	あれば整理する)
				、 ている場合は水	〈拭きする。
			度雑巾を洗濯		- · · · - ·
				及び机を水拭き	•
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		正洗剤で洗浄する。 + ス 如罢を謙じる
					せる処置を講じる。 は適正洗剤を使用する。
				。/フィィCいる場合 錠し、カーテン	
	1	-81-			, <u>-</u>

定期清掃

作業個所	床材	作業要領
別紙清掃区分表	石板	箒及びモップを用いて床の埃を取り除く。
による		床面を洗浄する。
別紙清掃区分表	フローリンク゛	箒及び化学処理モップを用いて床の埃を取り除く。
による		床面を洗浄し、乾燥後材質により床維持剤を塗布する。
別紙清掃区分表	タイルカーへ゜ット	汚れがひどい場合は、シミ抜きをする。
による		床材に適した洗剤を用いて全面を洗浄し、吸水用真空掃除機で
		汚れを除去する。
		(必要に応じてドライ方式でクリーニングする。)
		宿泊室は、机の壁面照明を清掃する。(各室1個)
	L* - 11 h / 11	エルプチ四リアウのサザキ、サヨルムナナス
シャワー室・更衣室(男女)	ヒ゛ニールタイル	モップを用いて床の拭き掃除をする。
(シャワー室はタイル)		水又は洗剤により洗浄をする。
洗濯室・乾燥室		扉、間仕切りの拭き掃除をする。
交通面積		洗面台を清掃し、鏡を拭きあげる。
1 +7 1.1 41 -	1 ' - 11 - 11	
	ヒ゛ニールタイル	第及び化学処理モップを用いて床の埃を取り除く。
ビニールタイル		床面を洗浄し、乾燥後材質により床維持剤を塗布する。

ガラス清掃

作業要領
ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、
ガラススクイージーで汚水を切る。
ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。
ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。
ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

H.清掃業務

24年度清掃区分表【日常清掃·定期清掃(床)】

別紙8

	≤分表【日常清掃·定集				- 5(主+= 7	亡1	一些	主+3 / 六	IN AL 1		カリポル	
棟	室名	面積(㎡)	 		常清掃(187回		244回	青掃(床 187回			定期清掃 2回	ਜ਼ 1回
馃	至	山(恒(III)	床仕上げ	244回 毎日	18/回	毎週		187回 毎日			8、3月	
管理研修棟	所長室 所長室	58 20	カーペット	ᅲ니	→ □	4,12	₩⊔	₩H	中心	0, 12, 0	o, o/	∪ <i>F</i> ∃
1 F	教授室		カーペット									
I	企画調整官室		カーペット									
	第1·2·3講師控室		カーペット	1								
	第4講師控室		カーペット	1								
	喫煙室		カーペット									
	事務室(受付含む)		カーペット									
	会議室	25.90	カーペット									
	ゼミ室C~F	79.20	カーペット	1								
	休養室	18.50	ヒニールタイル	1								
	管理人室	14.10	ヒニールタイル									
	売店		ヒニールタイル									
	リネン室		ヒ'ニールタイル									
	更衣室(男女)	31.80	ヒニールタイル									
	浴室(脱衣室含む)		ヒニールタイル									
	運転士控室		ヒニールタイル									
	用務員等控室	14.00										
	資料室		ヒニールタイル									
	書庫		ピニールタイル									
	倉庫		ピニールタイル									
	倉庫(外部)		L' = 119411	1								
	印刷室		ピニールタイル	1		—						
	図書室 湯沸室		カーペット ピニールタイル									
	<i>あ</i> ル至 便所・洗面所		ヒニールタイル									
	使用:流画用 AC室:MDF室		コンクリート	1								
	エントランスホール	234.20										
	ラウンジ		フローリング									
	廊下・その他		カーペット									
管理研修棟	第1教室		カーペット									
2 F	第2:3教室		カーペット									
	第4·5·6教室		カーペット									
	OA教室		カーペット	1								
	ゼミ室 A・B		カーペット									
	<u> </u>		ヒニールタイル									
	便所·洗面所	98.80	ヒニールタイル	1								
	交通面積	802.20	カーペット									
厚生棟 1F	集会室(洋)	90.70	カーペット									
	集会室(和)	107.40										
	食器洗い場		ビニールタイル									
	自販機コーナー		ヒニールタイル									
	食事室		カーペット									
	「集積場・」ミ置場		ピニールタイル									
	倉庫 機械 京都 (本)		ピニールタイル									
	機械室(衛生・空調)		コンクリート コンクリート									
	電気室·中央監視室 自家発電機室		コンクリート									
	但所·洗面所		コンクリート ヒ'ニールタイル									
	シャワー室・更衣室		タイル・ビニールタイル	1								
	交通面積	269.20	カーペット									
厚生棟 2F	食事室		フローリング									
	食事室		フローリング									
	講師専用食事室		フローリング	1								
	自販機コーナー	18.50	ヒニールタイル									
	便所·洗面所		ヒ'ニールタイル									
	トレーニングルーム		フローリング									
	交通面積	273.70	カーペット									
宿泊棟	研修員用宿泊室	13.29	カーペット	7	Ⅱ攸計□	可聿 に L	·11ヱ=*	物具油量	>		170室	
	講師用宿泊室		カーペット	1 1	끼팅하별	当中によ	リ予定数	双里次从	E.		4室	
	身障者用宿泊室		カーペット									
	洗濯室·乾燥室		ヒ'ニールタイル									
	談話コーナー	246.20	カーペット									
	倉庫	114.30	コンクリート									
	ゴミ集積場	13.10	ヒニールタイル									
	便所·洗面所		ヒニールタイル									
	自販機コーナー		ヒニールタイル									
	交通面積		カーペット									
体育館兼	体育館アリーナ		フローリング									
講堂	用具庫		ヒニールタイル									
	椅子庫		ピニールタイル									
	便所·洗面所		ヒニールタイル	ļ								
N= 10 == ==	交通面積		ヒニールタイル									
渡り廊下		109.20	カーペット									

H. 清掃業務

25年度清掃区分表【日常清掃·定期清掃(床)】

別紙8

∠∪十戌月師□	≚分表【日常清掃·定月 ■	初月前(外)			当连扫了	±1	<u>п</u> ж,	主扫了六	[N] Fel [1]		力リ小人	
1+	<u> </u>		 		常清掃【			清掃【床			定期清掃	
棟	室名	面積(m²)	床仕上げ		193回			193回			2回	10
	L			毎日①	毎日②	毎週	毎日①	毎日(2)	毎週	8, 12, 3	8、3月	8月
管理研修棟	所長室	58.20	カーペット	0			0					
1F	教授室		カーペット	0			0					Ŏ
	企画調整官室		カーペット	0			0					$\tilde{\Box}$
	第1·2·3講師控室		カーペット		0		Ů	0				\sim
							1	0	 		1	\sim
	第4講師控室		カーペット	_	0			0				\sim
	喫煙室		カーペット	0			0					0
	事務室(受付含む)	165.40	カーペット	0			0		i l	•	i	
	会議室	25.90	カーペット		0			0				\bigcirc
	ゼミ室C~F		カーペット									Ŏ
	休養室		ヒ゛ニールタイル									\sim
											-	\sim
	管理人室		ヒ゛ニールタイル									\circ
	売店		ヒ゛ニールタイル									
	リネン室	29.90	ヒ゛ニールタイル									
	更衣室(男女)	31.80	ヒ゛ニールタイル									ĺ
	浴室(脱衣室含む)		ヒ゛ニールタイル								Ŏ	
						0			0		\simeq	
	運転士控室		ピニールタイル			0		igwdapprox	0		\circ	-
	用務員等控室	14.00										
	資料室	41.70	ヒ゛ニールタイル									1
	書庫	74.50	ヒ゛ニールタイル									
	<u> </u>		ヒ゛ニールタイル									
	倉庫(外部)		ヒェールタイル					\vdash	\vdash		 	
								$\vdash \vdash$	$\vdash \vdash \vdash$			
	印刷室		ピニールタイル	0			0	igwdown			\circ	
	図書室		カーペット			0			0			\circ
	湯沸室	11.50	ヒ゛ニールタイル	0			0	$oxdot^{-1}$		\circ	╙┸	
	便所•洗面所	53.70	ヒ゛ニールタイル	0			0			Ŏ		
	AC室·MDF室		コンクリート	T							 1	
	エントランスホール	234.20		1	0			0	$\vdash \vdash$			
				-				_	\vdash)	
	ラウンジ		フローリング		0	_	<u> </u>	0			\circ	
	廊下・その他		カーペット	<u></u>		0			0			\circ
管理研修棟	第1教室	236.50	カーペット									\circ
2F	第2・3教室	300.60	カーペット									Ŏ
	第4・5・6教室		カーペット									Ŏ
	OA教室		カーペット					\vdash	\vdash		 	\sim
				1				$\vdash \vdash$	$\vdash \vdash \vdash$		\vdash	\sim
	ゼミ室A・B		カーペット				—	\vdash			\longmapsto	0
	倉庫		ヒ゛ニールタイル					igspace		L	igsquare	
	便所·洗面所		ヒ゛ニールタイル	0			0		L []]	\circ	I	
	交通面積	802.20	カーペット			0			0			0
厚生棟 1F	集会室(洋)		カーペット	Ī	0			0				Ŏ
7-14	集会室(和)	107.40				0			0		 	$\overline{}$
	表式主(和) 食器洗い場		L _、 ニールタイル	1	0	$\overline{}$			-		 	
				-	⊌	<u> </u>		0	_	\cup		
I	自販機コーナー		ピニールタイル			0		lacksquare	0	<u> </u>	\circ	
	食事室		カーペット		0			0			$ldsymbol{ldsymbol{\sqcup}}$	\circ
	ゴミ集積場・ゴミ置場		ヒ゛ニールタイル	0			0	L^{-1}		\circ		
	倉庫	21.79	ヒ゛ニールタイル									
	機械室(衛生・空調)		コンクリート									
	電気室・中央監視室		コンクリート					\vdash	\vdash		\vdash	
				1				┷	$\vdash \vdash$		\vdash	
	自家発電機室		コンクリート					igwdown	igwdows		\longmapsto	
	便所·洗面所		ヒ゛ニールタイル	0			0			\circ		
	シャワー室・更衣室		タイル・ビニールタイル					$oxdot^{-1}$		L		
	交通面積		カーペット			0			0			\circ
厚生棟 2F	食事室		フローリング	0			0					
7-1-1A -1	食事室		フローリング	Ů	0			0	H		$\tilde{}$	
	講師専用食事室			1	0				$\vdash \vdash \vdash$		\sim	
			フローリング					0	igwdapsilon		\bigcirc	
	自販機コーナー		ヒ゛ニールタイル		0			0		L	\circ	
	便所•洗面所		ヒ゛ニールタイル		0			0	L []]	\circ	I	
	トレーニンク゛ルーム	130.00	フローリング			0	1		0	1		
	交通面積		カーペット			0			<u>ŏ</u>			\bigcirc
			•			Ŭ			_ Ŭ		4-5-	\sim
宿泊棟	研修員用宿泊室		カーペット		研修計画	画書によ	り予定数	数量決定	e l		170室	
	講師用宿泊室		カーペット						_	┖ ̄	4室	
	身障者用宿泊室	27.60	カーペット									
	洗濯室·乾燥室		ヒ゛ニールタイル			0			0		Ŏ	
	談話コーナー		カーペット		0			0			$\overline{}$	\bigcirc
				1	⊌	<u></u>	1	$\overline{}$			├ 	
	倉庫		コンクリート			0	—		0		\longrightarrow	
	ゴミ集積場		ヒ゛ニールタイル		0			0			\circ	
Ī	便所·洗面所	27.00	ヒ゛ニールタイル		0		┖	0			∟ ⊤	_ <u>_</u>
Ī	自販機コーナー	14.50	ヒ゛ニールタイル			0			0		\circ	
Ī	交通面積		カーペット			0			0	_		
	体育館アリーナ		フローリング	1		٠	-	$\vdash \vdash$			 	$\overline{}$
体育鸽雏				-				$\vdash \vdash$	\vdash	\cup		
体育館兼		/6.80	ピニールタイル					igwdapprox	igwdapprox	<u> </u>	\circ	
体育館兼 講堂	用具庫				1	l	4	1	1 !	4 '	1	
	椅子庫		ヒ゛ニールタイル									
		14.50	ヒ゛ニールタイル			0			0			
	椅子庫 便所•洗面所	14.50	ヒ゛ニールタイル			0			0		0	
	椅子庫	14.50 6.70									0	00

H.清掃業務

26年度清掃区分表【日常清掃·定期清掃(床)】

別紙8

棟	室名				常清掃【	床】	口吊)	青掃【床	以外】	į ž	定期清掃	
17€	*	「ロコ 大子 / ハペ・)	中什 トげ	24415	1021	13 E	24415	102년				10
		面積(m²)	床仕上げ	244回 毎日	183回 毎日	43回 毎週		183回 毎日			8、3月	
会油瓜皮苗 6	近上 安	E0 20	1-8 W L	毋口	毋口	毋炟	毋口	毋口	中四	0, 12, 3	OVOH	ᅄ
	听長室 数域安		カーペット									
	教授室 企画調整官室		カーペット カーペット	-			-			-		
	上		<u>カーペット</u> カーペット				-					
	#1'2'3講師 <u>投至</u> 第4講師控室		カーペット									
	^{弗4} 再即投垒 契煙室		カーペット									
	^{実煙至} 事務室(受付含む)		カーペット				-					
	事務至(安別召り <u>)</u> 会議室		カーペット				-					
	云巌 <u>牟</u> ゼミ室 C ~ F		<u>カーペット</u> カーペット				-					
	セミ至し~ト 木養室		ピニールタイル				-					
	↑食 <u>全</u> 管理人室		ヒ'ニールタイル ヒ'ニールタイル				-					
	ミ理人 <u>争</u> 売店		ヒ'ニールタイル ヒ'ニールタイル				-					
	_{で応} Jネン室		ヒニールタイル									
	フホノ <u>ェ</u> 更衣室(男女)		ヒニールタイル									
	谷室(脱衣室含む)	31.00	ピニールタイル									
	6至(脱び至30) 運転士控室		ヒニールタイル									
	^{里松工坯至} 用務員等控室	14.40										
	为防负守证 <u>主</u> 資料室		<u>'≡'</u> 'E' = − ルタイル									
	^{具↑↑} 至 書庫		ヒニールタイル									
	5 庠		ヒニールタイル									
	ョ <u>庫</u> 含庫(外部)		ヒニールタイル									
	7刷室		ヒニールタイル									
	ツ書室 図書室		<u> </u>									
	^{料百里} 易沸室		ピニールタイル									
1.0	^{あゆ主} 更所・洗面所		ピニールタイル									
	AC室・MDF室		コンクリート				-					
	ロントランスホール	234.20										
	ラウンジ		<u> フローリング</u>									
	が下·その他		カーペット									
	第1教室		カーペット									
	表 1 叙重 第 2 · 3 教室		カーペット									
	第4·5·6教室		カーペット									
	DA教室		カーペット									
	ブス教皇 ゼミ室 A·B		カーペット									
_	<u> </u>		ヒニールタイル									
	更准 更所·洗面所		ピニールタイル									
	交通面積		カーペット									
	表金室(洋)		カーペット									
	** (107.40										
	** 会話洗い場		<u>=</u> ピニールタイル									
	自販機コーナー		ヒニールタイル									
	3.000		カーペット									
	に集積場・ゴミ置場		ヒニールタイル									
	含庫		ピニールタイル									
	ライー 幾械室(衛生・空調)		コンクリート									
	電気室・中央監視室		コンクリート									
	自家発電機室		コンクリート									
	更所·洗面所		ヒニールタイル									
	/ャワー室・更衣室	90.30	タイル・ピニールタイル									
	交通面積	269.20	カーペット									
	食事室		フローリング									
	食事室		フローリング									
	講師専用食事室	47.20	フローリング									
	自販機コーナー	18.50	ヒニールタイル									
1	更所·洗面所		ヒ'ニールタイル									
ŀ	レーニングルーム	130.00	フローリング									
	交通面積		カーペット									
宿泊棟	研修員用宿泊室	13 20	カーペット		TΠ 145±1		1 7	电冲击			170室	
	講師用宿泊室		カーペット	1	怮修計	囲により)予定数	重伏正			4室	
	身障者用宿泊室		カーペット									
	先濯室·乾燥室		ヒニールタイル									
	淡話コーナー		カーペット									
	<u> </u>	114.30	コンクリート									
	ゴミ集積場	13.10	ヒニールタイル									
	更所·洗面所		ピニールタイル									
	自販機コーナー		ピニールタイル									
	交通面積		カーペット									
	本育館アリーナ		フローリング									
	平月時アッ <u>ーフ</u> 用具庫		ピニールタイル									
	カス <u>年</u> 埼子庫		ヒニールタイル									
	更所·洗面所		ヒニールタイル									
	交通面積		ピニールタイル									
渡り廊下			カーペット									
11× 11/10 1.		103.20	,, ,,I									

	₩		20	17	4				21	19	က				21	21	2				21	21	4	Γ			23	13	3			18	14	4
							31	K										•	31	×				F	31	绀								
	30	月					30	¥				-	30	Н				-	30	A				-	30	K				30	Ш			
	29	Ш					29	×				-	59	绀					29	Ш					29	大				29	Н			
•	28	Н					28	月				F	78	K					28	Ŧ					78	×				28	纸			
•	27	绀					27	П					27	¥				•	27	绀					27	田				27	K			
	26	K					26	Ŧ					56	×					26	K					56	Ш				26	大			
•	25	¥					25	徘					25	月				-	25	大					25	H				25	×			
•	24	×					24	×					24	П				-	24	Ж					24	绀				24	A			
	23	月					23	¥					23	H					23	月					23	K				23	П			
	22	Ш					22	×					22	绀					22	Ш					22	大				22	H			
	21	Н					21	月					21	K					21	Ŧ					21	×				21	余			
	20	绀					20	В					20	大					20	金					20	田				20	K			
	19	K					19	H					19	≼					19	K					19	Ш				19	大			
	18	大					18	绀					18	田					18	¥					18	H				18	×			
	17	⊀					17	K					17	Ш					17	×					17	缃				17	A			
	16	日					16	¥				_	16	H					16	A					16	K				16	П			
	15	Ш					15	×					15	绀					15	Ш					12	大				15	H			
	14	Н					14	田				L	14	K					14	H				L	14	⊀				14	绀			
	13	缃					13	Ш				L	13	쏬					13	绀				L	13	町				13	K			
	12	K					12	Н				_	12	⊀				-	12	K					12	Ш				12	长			
	1	长					11	绀					7	田				-	1	¥					1	H				1	×			
	10	×					10	K				_	9	Ш					10	×				L	10	绀				10	A			
展	6	月					6					-	တ	H					6	A					6	K				6	Ш			
#	8	Ш					∞	×				-	∞	绀					∞	Ш					∞					8	H			
成 24	7	H					7	月				_	7	K					7	+				L	7	⊀				7	纸			
<u> </u>	9	缃				-	9	Ш				_	9	¥					9	纸				L	9	叿				9	×			
\neg	2	K					5	H				_	2	×					2	K					2	Ш				5	大			
尼表	4	六					4	缃				_	4	A					4	长					4	H				4	×			
N-	3	×					3	×				_	က	Ш					3	火				L	+	绀				3	A			
蟔	2	田					2	¥			\dashv	-	2	H					2	A				L	-	K				2	Ш			
無	_	Ш						×				-	_	绀					_	Ш				F						_	H			
III Sec		4月	毎日	毎日	毎週			5月	毎日	毎日	毎週			6月	毎日	毎日	毎週			7月	毎日	毎日	毎週			8 万	毎日	毎日	毎週		9月	毎日	毎日	毎週

毎週清掃は金曜日以外の平日に分散して行うことも可能

2 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計 次 水 木 金 土 日 月 火 水 22		23 24 25 26 27 28 29 30 金金 土 日 月 火 水 木 金	21	2	5 26 27 28 29 30 31	* 会 十	19	2	4	30 31	*	19	18	2			19	19	4	31	Ш	20	-	5
23 24 25 26 27 28 29 30 次 水 木 金 土 日 月 火		24 25 26 27 28 29 土 日 月 火 水 木			26 27 28 29 30	* 会 十				30										31	Ш			
23 24 25 26 27 28 29 次 水 木 金 土 日 月		24 25 26 27 28 29 土 日 月 火 水 木			26 27 28 29	朱金				-	¥				-									
23 24 25 26 27 28 火水木 金土 日		24 25 26 27 28 土 日 月 火 水			26 27 28	长														8	H			
23 24 25 26 27 次 木 金 土		24 25 26 27 土 日 月 火			26 27	K				29	×									29	绀			
23 24 25 26 次 水 木 金		24 25 26 土 日 月			56					28	日				28	K				28	K			
23 24 25 火 水 木		24 25 ± B			\vdash					27	Ш				27	¥				27	¥			
23 X X X		74 T			2	大				26	H				26	×				26	×			
7x 23					25	×				25	绀				25	月				25	月			
		23 44			24	月				24	K				24	Ш				24	Ш			
2		_			23	Ш				23	大				23	Н				23	Н			
22 月		8 *			22	Н				22	×				22	缃				22	缃			
21 B		27 米			21	绀				21	日				21	K				21	K			
H 28		8 🛪			20	K				20	Ш				20	¥				20	¥			
19 佛		19月			19	¥				19	Н				19	×				19	×			
8 ★		18			18	×				18	绀				18	月				18	月			-
7		17 ±			17	A				17	K				17	П				17	В			
16 火		6 倍			16	Ш				16	大				16	H				16	Ŧ			
15月		± +			15	H				15	×				15	缃				15	绀			
14 II		4 大			4	绀				14	A				14	K				14	K			
H 13		£ ⊀			13	K				13	П				13	大				13	¥			
12 佛		12 月			12	¥				12	Ŧ				12	×				12	×			
₹		11			7	×				1	谻				11	月				1	月			
05 关		t 4			10	A				10	K				10	П				10	В			
о X		6 領			6	Ш				6	¥				6	H				6	H			
8 日		8 K			8	H				8	X				8	谻				80	纽			
7		7 米			7	缃				7	月				7	K				7	K			
9 +		و ب			9	K				9	П				9	大				9	大			
5		5 月			5	大				5	Ŧ				5	×				5	×			
4 K		4 E			4	X				4	纽				4	月				4	月			
e ¥		3			3	月				3	K				3	Ш				3	Ш			
2 火		2			2	В				2	长				2	H				2	Ŧ			
1 日	$\perp \! \! \perp \! \! \mid \! [$	- ★			-	H				-	×				-	绀				-	缃			
10月 毎日	毎日毎週	11月	毎日	毎週		12月	毎日	毎日	毎週		1月	毎日	Ш	毎週		2月	毎日	毎日	毎週		3月	毎日	毎日	毎週

	 		21	20	4			21	19	4			20	20	4	ſ			22	22	2			22	12	3			19	15	3
•						31	绀									f	31	长				31	H								
-	30	×				30	K				30	П				f	30	×				30	併				30	月			
•	29	月				29	¥				29	H				ŀ	29	日				29	K				29	Ш			
•	28	В				28	×				28	绀				f	28	П				28	¥				78	+			
-	27	Ŧ				27	月				27	K				f	27	Н				27	×				27	金			
•	26	併				26	Ш				26	¥				ŀ	26	绀				26	日				26	K			
ŀ	25	K				25	H				25	×				ŀ	25	K				25	Ш				25	火			
-	24	大				24	併				24	月				f	24	¥				24	Н				24	米			
ŀ	23	×				23	K				23	Ш				ŀ	23	×				23	绀				23	月			
-	22	A				22	¥				22	H				ŀ	22	月				22	K				22	В			
	21	Ш				21	×				21	绀				F	21	Ш				21	¥				21	H			
Ì	20	H				20	A				20	K				ľ	20	Н				20	×				20	绀			
•	19	绀				19	Ш				19	¥				ľ	19	缃				19	田				19	K			
•	18	K				18	H				18	×				İ	18	K				18	Ш				18	大			
•	17	¥				17	绀				17	月				F	17	¥				17	Ŧ				17	×			
•	16	×				16	K				16	В				Ī	16	×				16	缃				16	月			
·	15	A				15	¥				15	Ŧ					15	月				15	¥				15	П			
	14	П				14	×				14	绀				Ī	14	В				14	光				14	+			
	13	\pm				13	月				13	¥					13	Ŧ				13	×				13	金			
	12	纸				12	В				12	水					12	纽				12	目				12	*			
	11	K				11	H				11	×					11	K				11	Н				1	水			
	10	¥				10	缃				10	月					10	¥				10	Ŧ				10	×			
展	6	×				6	×				6	П					6	×				6	纸				6	月			
₩	8	月				8	¥				8	H					8	田				8	K				∞	Ш			
2.5	7	Ш				7	⊀				7	绀					7	Ш				7	¥				7	H			
平成	9	H				9	月				9	K					9	Н				9	⊀				9	谻			
\neg	2	缃				5	П				2	¥					2	缃				5	田				2	K			
表	4	K				4	H				4	×					4	K				4	Ш				4	大			
予定	လ	¥				3	缃				3	月					က	¥				3	H				8	×			
蝆	2	×				2	K				2	Ш					2	⊀				2	绀				2	月			
灰	_	月				~	놨					H				ļ	_	月				_	K				_	Ш			
田		4月	毎日	毎日	毎週		5月	日毎	毎日	毎週		6月	毎日	毎日	毎週			7月	毎日	毎日	毎週		8月	毎日	毎日	毎週		9月	毎日	毎日	毎週

毎週清掃は金曜日以外の平日に分散して行うことも可能

243 © 193 © 48 ©

																													243	193	
																													毎日	毎日	毎
#=		22	22	5	[20	20	2			19	5	4			19	14	3			19	19	4		_		19	5	4
31	K				-						31	×				31	绀									-	31	月			
30	¥					30	H				30	月				30	K										30	Ш			
29	×				ŀ	29	绀				29	П				29	大									-	29	Н			
28	月					28	K				78	H				78	×				28	纸					28	缃			
27	П					27	水				27	绀				27	田				27	K					27	K			
56	H					26	米				26	K				56	Ш				26	水					26	¥			
25	绀					25	月				25	光				25	Н				25	×					25	×			
24	K					24	В				24	×				24	绀				24	A					24	月			
23	¥					23	H				23	月				23	K				23	Ш					23	Ш			
22	×					22	谻				22	П				22	大				22	Н					22	Н			
21	A					21	K				21	Н				21	×				21	領					21	缃			
20	Ш					20	大				20	缃				20	田				20	K					20	K			
19	Ŧ					19	米				19	×				19	Ш				19	水					19	¥			
18	徘				-	18	A				18	水				18	H				18	火					18	×			
17	K					17	Н				17	兴				17	绀				17	A					17	月			
16	¥					16	H				16	月				16	K				16	П					16	Н			
15	×					15	谻				15	В				15	大				15	H					15	H			
14	月					14	K				14	Н				14	×				14	金					14	纽			
13	В					13	水				13	金				13	月				13	¥					13	K			
12	Τ					12	火				12	¥				12	П				12	水					12	光			
11	徘					11	月				1	水				11	H				11	浴					11	水			
10	K					10	Н				10	×				10	绀				10	A					10	月			
6	¥					6	H				6	月				တ	K				6	Ш					6	Ш			
80	×					8	谻				∞	Ш				∞	大				∞	H					∞	Н			
7	田					7	K				7	Н				7	⊀				7	谻					7	缃			
9	Ш					9	大				9	缃				9	田				9	K					9	K			
2	H					2	X				2	×				2	Ш				2	水					2	¥			
4	绀					4	日				4	长				4	H				4	×					4	×			
က	K					3	Ш				က	×				က	绀				က	月					က	町			
2	¥					2	+				2	A				2	K				2	Ш					2	Ш			
1	X					1	纽				_	Н				,	六				-	H					_	H			
	10月	毎日	毎日	毎週			11月	毎日	毎日	毎週		12月	毎日	毎日	毎週		1月	毎日	毎日	毎週		2月	毎日	毎日	毎週			3月	毎日	毎日	毎週

	址		21	15	က			21	19	5			21	21	4	Ī			22	22	4			21	11	3			20	16	4
•						31	Н										31	K				31	Ш								
•	30	¥				30	绀				30	月					30	六				30	Н				30	×			
•	29	×				29	K				29	Ш					29	×				29	绀				29	月			
	28	月				28	¥				28	H					28	月				28	K				28	П			
•	27	В				27	×				27	纸				-	27	Н				27	¥				27	Ŧ			
	26	\pm				26	月				26	¥					26	H				26	火				26	金			
	25	纸				25	В				25	水					25	金				25	月				25	*			
	24	K				24	H				24	米					24	K				24	П				24	水			
	23	¥				23	绀				23	月					23	六				23	H				23	×			
	22	×				22	K				22	Ш					22	×				22	缃				22	月			
	21	月				21	¥				21	+					21	田				21	K				21	П			
	20	П				20	⊀				20	绀					20	Ш				20	놨				20	H			
	19	H				19	田				19	K					19	H				19	×				19	纽			
	18	缃				18	Ш				18	¥					18	缃				18	田				18	×			
	17	K				17	Н				17	×					17	K				17	Ш				17	水			
	16					16	缃				16	A					16	¥				16	Н				16	×			
	15	×				15	K				15	Ш				-	15	×				15	绀				15	月			
	14	A				14	六				14	H					14	月				14	K				14	П			
	13	Ш				13	×				13	绀				_	13	Ш				13	¥				13	H			
	12	H				12	田				12	×				-	12	H				12	×				12	纽			
•	11	绀				11	Ш				11	六				-	11	缃				1	月				11	×			
	10	K				10	H				10	X				-	10	K				10	П				10	火			
展	6	¥				6	绀				6	A				_	6	长				6	H				6	火			
争	8	X				80	K				00	Ш				-	∞	X				8	绀				8	月			
成 26	7	A				7	¥				7	Ŧ					7	A				7	×				7	Ш			
₽ B	9	Ш				9	×				9	供					9	Ш				9	¥				9	+			
	5	H				5	月				5					_	5	H				5	×				5			_	
尼表		併				4	Π				4						4	併			\Box	4	A				4	*		_	=
Ν̈́	3	*				3	+				3						3	*				· κ	= =				ю				=
蝶	2	光				2	供			_	2	1 B					2	火				2	+				2	一			
無	1	×				1	K					Ш					1	×			احجا		併				_	A		_	
Ш		4月	毎日	毎日	毎週		5月	毎日	毎日	毎週		6月	毎日	毎日	毎週			7月	毎日	毎日	毎週		8月	毎日	毎日	毎週		9月	毎日	毎日	毎週

毎週清掃は金曜日以外の平日に分散して行うことも可能

																											毎日 244 回	每日 183 回	週 47
1111111		22	22	5				18	14	4		19	2	4			19	14	3			19	19	4			21	5	4
31	缃										31	(F			31	H									31	X			
30	K					30	В				30	<			30	谻									30	月			
29	大					29	H				67.	۲,			29	K									29	В			
28	Ж					28	纽				28	I			28	水				28	\pm				28	\pm			
27	月					27	K				/7	1			27	×				27	金				27	绀			
26	В					26	大				9 4	7			26	月				26	¥				26	¥			
25	Ŧ					25	Ж				52 *	<u> </u>			25	В				25	水				25	水			
24	绀					24	A				7. 1.	ć			24	H				24	火				24	×			
23	K					23	В				23	<			23	绀				23	A				23	A			
22	¥					22	H				27 🗉	Ç			22	K				22	Ш				22	П			
21	×				-	21	绀				7.7	I			21	¥				21	Ŧ				21	Ŧ			
20	月					20	K				2 +	+			20	×				20	金				20	供			
19	В				-	19	大				95 4	#			19	月				19	¥				19	K			
18	H					18	×				% \	(18	В				18	火				18	¥			
17	绀					17	月				<u></u>	(i)			17	H				17	×				17	×			
16	K					16	В				16	<			16	纽				16	月				16	月			
15	¥					15	Ŧ				ر 1				15	K				15	П				15	П			
14	×					14	佣				14	I			14	¥				14	Ŧ				14	\mp			
13	月					13	K				5 +	1			13	×				13	金				13	绀			
12	Ш					12	¥				7.	‡			12	月				12	K				12	K			
11	Н					11	×				= +	(11	Ш				11	大				1	¥			
10	缃					10	月				ر بر	í,			10	Н				10	火				10	×			
6	K					6	Ш				n ÷	<			6	缃				6	月				6	月			
80	¥					8	Н				∞ [Ç			8	K				8	П				8	В			
7	×					7	佣				\ [I			7	¥				7	Н				7	Н			
9	月					9	K				+ 0	1			9	×				9	領				9	缃			
5	Ш				•	5	¥				۵ (۱	‡			5	月				5	K				2	K			
4	Н					4	×				4 +	(4	Ш				4	火				4	¥			
3	缃					3	月				ν }	(3	Н				3	×				3	×			
2	K					2	Ш				7 7	<			2	缃				2	月				2	月			
-	¥					_	Н				- п				-	K				1	Ш				-	Ш			
	10月	毎日	毎日	毎週			11月	毎日	毎日	毎週		年日	毎日	毎週		1月	毎日	毎日	毎週		2月	毎日	毎日	毎週		3月	毎日	毎日	毎週

H.清掃業務

別紙8

24~26年度 清掃区分表【定期清掃(ガラス)】

	יין פונפונות באון פוני	., -		
			(年間3回)	(年間1回)
棟	室名	面積(m ^r)	8、12、3月	3月
管理研修棟	ホワイエ	533.93		
	事務室等	34.46		
	エントランス	29.34		
	管理人室(出口含む)	1.96		
	その他	351.33		
厚生棟	食事室	128.48		
	集会室(洋)	17.72		
	集会室(和)	43.11		
	中庭出入り口	8.37		
	階段通路	18.72		
	その他	50.44		
宿泊棟	宿泊室等	764.24		
渡り廊下	渡り廊下	72.09		
その他	交通面積	30.36		
体育館	体育館アリーナ	299.27		
合計		2,383.82	1652.42	731.4

企画書の様式

【提出樣式1】

管理業務企画書

1.企業の代表	責任者及び本業務	世当者			
入札参加グル・	ープで参加する場	合は、参加企業の	一覧と代表企業、	グループ企業の代	表責任者及び
本業務担当者。					
i					

実施要項3.(6)(詳細は別紙5を参照)に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。

2.業務実績			
本実施要項(1.)で	示す業務毎に過去	3 年間の実績を記	
(1)点検等及び保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(2)清掃業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(3)執務環境測定業務	 务		
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(4)受付及び管理人業	業務		
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等

必要に応じ追加すること。

3.本業務実施の考え方	
	業務全般において特に重視するポイント等を記載す
ること。	

4.業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法
本実施要項(1.1)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。
実施マニュアルの作成の有無を記載すること。

5	. 管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案
	以下の項目について、簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、点検等及び保守、清掃業務、受付及び管理人業務の各業務毎に提案書を提出様式6,7により作成することができる。
1	. 管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方
2	. 管理業務に関する包括的な質(実施要項 1.2.1)の確保に関する提案事項

6 . 改善提案総括表				
各業務の最低水準と	して示された仕様書 (実施要項別紙5)に対し、改善提案	を行う場合	は、改善
を行う業務の項目と提	素の概略を整理すること。なお、下記	に改善提案のない賞	業務項目に1	ついては、
柏研修センターが提示	する最低水準として示された仕様書に	基づいて業務を行う	うものとする	3。
(1)点検等及び保守		提案の有無	有	無
業務項目				
仕様書類に定める	提案	の概略		
項目を明記				
(2)清掃業務		提案の有無	有	無
業務項目				
仕様書類に定める	提案	の概略		
項目を明記	J. 57.1			
д - 1112				
 (3)受付及び管理人	業務	提案の有無	有	無
業務項目				.,,,,
仕様書類に定める	提案	の概略		
項目を明記	J. 57.1			
<u>да е ине</u>				
	1			

7.各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案
提案を行う各業務の項目ごとに作成する。
(コスト削減等については、定量的な数値をもって説明すること。)
(1)改善提案を行う業務及び項目
(2)改善提案の趣旨
(3)改善提案の内容及び実施方法
(3)以自足术の下当日次の大肥が一
(4)改善提案を実施可能とする体制
(5)最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法
緊急時(管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる事故・事象が生じた
場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

(第1面)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 殿

(郵便番号)

入札参加事業者 住 所

電話番号() -

商 号 又は名称

氏 名 印

(法人にあっては、代表者氏名)

法定代理人 印 氏 名

入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 入札参加事業者

個人・法人の別	個 人	法人
	,	

ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日	本 籍
氏 名	(性別)	住 所
フリ	ガ ナ	
商号又	は 屋 号	事業活動の内容
	()	
		-

イ 入札参加事業者が法人の場合

一人にラがみが	10/4/(0/31				
フ リ	ガ ナ		主たる事務	所の所在	地
商号又	は 名 称		代 表 者	の氏	名
	事 業	活重	り の 内	容	
1					

(記載上の注意)

- 1 「個人・法人の別」は、該当するものに 印を付けて下さい。
- 2 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち 1個を記載して下さい。

2 法定代理人

フリガナ	生年月日 (性別)	本 籍
氏 名		住所
	()	
	()	

(記載上の注意)

1 「法定代理人」は、

入札参加事業者(法人の場合は、当該法人の役員)

入札参加事業者の親会社等(法人の場合は、当該法人の役員)

が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。

2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本	 籍	
氏 名	役職名又は名称	住	所	
	()			
	()			
	,			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者) 及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下 さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

4 主要株主・主要出資者

|--|

ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

	1貝有が他人の場合		
フリガナ		本	籍
氏 名	生年月日(性別)	住	所
П		所有株式数又は出資金額	割合
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
			L
	()		
	()		

イ 主要株主・主要出資者が法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務	所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	所有株式数又は出資金額	割合

(記載上の注意)

- 1 主要株主とは、発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主をいいます。
- 2 主要出資者とは、出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいいます。
- 3 割合は、「所有株式数(出資金額)/発行済株式の総数(出資総額)×100」とします。
- 4 法第10条第9号の親会社等に該当する場合は、第6面の「5親会社等」欄に記載して下さい。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、個人の場合は第4面の次に、法人の場合は第5面の次にそれぞれ添付して下さい。

5 親会社等

ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

個人の場合

フリ	ガナ		本	籍		
氏	名	 生年月日(性別)	住	所		
	10		議決権の総数	所有する議決権の数	割	山
		()			T	

法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる	る事務所の所在	地	
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割	中
			<u> </u>		

イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

(記載上の注意)

1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係(特定支配関係)にある者(施行令第3条第1項第1号から第 3号まで)を記載して下さい。

その株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第1号)

その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えていること。(第2号)

その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第3号)

- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数 / 入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法人の商	号 又 は 名 称		
フリガナ	生年月日(性別)	本	籍
氏 名	役職名又は名称	住	所
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等(第3面でいう「役員等」に同じ。)を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する 書類については、チェック欄に 印を付けて下さい。

提 出 書 類 一 覧 表	チェック
1 住民票の写し(外国人の場合は外国人登録原票の写し) 【落札者決定後】	
落札事業者(個人)	
落札事業者(個人)の法定代理人 2	
落札事業者(法人)の役員	
落札事業者(法人)の役員の法定代理人	
落札事業者(法人)の役員と同等以上の支配力を有する者 3	
落札事業者(法人)の親会社等 4(個人)	
落札事業者(法人)の親会社等(個人)の法定代理人	
落札事業者(法人)の親会社等(法人)の役員	
落札事業者(法人)の親会社等(法人)の役員の法定代理人	
落札事業者(法人)の親会社等(法人)の役員と同等以上の支配力を有する。	当
2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 5	
入札参加事業者(法人)	
入札参加事業者(法人)の親会社等(法人)	
3 戸籍抄本。	
入札参加事業者(個人)	
入札参加事業者(法人)の役員	
入札参加事業者(法人)の親会社等(個人)	
入札参加事業者(法人)の親会社等(法人)の役員	
4 未成年者登記簿の謄本 7	
入札参加事業者(個人)	
入札参加事業者(法人)の役員	
入札参加事業者(法人)の親会社等(個人)	
入札参加事業者(法人)の親会社等(法人)の役員	
5 誓約書	
21 入札参加事業者(個人)	
22 入札参加事業者(法人)	

- 1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。
- 2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。
- 3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。
- 4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係) を有する者とします。
- 5 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。
- 6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみななされている場合(民法第753条)に提出して下さい。
- 7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合(婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。)に提出して下さい。

別紙 1 1

誓約 書

発注件名 国土交通大学校柏研修センター施設管理業務

当法人は、下記に掲げる

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当する者 (これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
- 3 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
- (1) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (2) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (3) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (4) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (5) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 4 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 10 条各号(第 11 号を除く。)の規 定に該当する者
- 5 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中であること

のいずれにも該当しないことを誓約します。

支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 殿

平成 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名

ED

B.エレベーター保守点検

保守点検作業項目

		乗用エレベーター	小荷物専用エレベーター
1	駆動·	巻上機・電動機・ブレーキ	巻上機・電動機・ブレーキ・網車
	制御機器関係	受電盤·制御盤	受電盤·制御盤
		調速機	機械室の環境
2	かご室関係	内装·照明·換気装置	内装
	<u> </u>	外部への連絡装置・停電灯	
	_	かご操作盤・表示器	
	<u> </u>	戸閉め安全装置・かごの戸スイッチ	かごの戸スイッチ
		かごの戸・敷居	かごの戸・敷居
		走行状態‧着床誤差	走行状態 · 着床誤差
_			50 0 6 0 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
3	昇降路関係	昇降路の環境	昇降路の環境
	<u> </u>	戸開閉装置及び戸閉機構	
	<u> </u>	インターロックスイッチ	インターロックスイッチ
	<u> </u>	乗場の戸・非常開錠装置	乗場の戸・非常開錠装置
	<u> </u>	ガイドシュー(ローラー)・注油器	ガイドシュー(ローラー)・注油器
	<u> </u>	上部リミットスイッチ	上部リミットスイッチ
		着床装置・かご上操作盤	着床装置
	<u> </u>	主ロープ·調速機ロープ	主ロープ
		ガイドレール・網車	ガイドレール・網車
		つり合いおもり	つり合いおもり
		移動ケーブル・配管 / 配線	移動ケーブル・配管 / 配線
1	乗場関係		 戸の開閉状態
-		三方枠・戸・敷居	三方枠·戸·敷居
	<u> </u>	<u>ニカ件・ア・敖店</u> 乗場操作盤・表示器	ニカヤ・ア・
	<u> </u>	来场探IF篮·农小品	来场採作盛·农小品
5	ピット関係	ピットの環境	ピットの環境
		緩衝器・網車・移動ケーブル	緩衝器·網車·移動ケーブル
		非常止め装置	
		各検知スイッチ・はかり装置	
		下部リミットスイッチ	下部リミットスイッチ
		安全スイッチ	
6	付加仕様等	地震時 / 火災時 / 停電時管制運転装置	
		音声合成装置・車いす仕様	

E . 消防用設備等点検業務

消防用設備等点検 機器一覧表

設 備 名	機器名	数量	単位
1.自動火災報知設備	GR型受信機 RXN-6(NITTAN)	1	台
	副受信機 6 P S - (A C A)	1	台
	防災中継器盤 R - 1 - 1	1	台
	防災中継器盤 R - 1 - 2	1	台
	防災中継器盤 R - 1 - 3	1	台
	光電アナログ式スポット型感知器	397	個
	熱アナログ式スポット型感知器	203	個
	差動式スポット型感知器	227	個
	光電式分離型煙感知器	2	組
	電鈴	28	個
	表示灯	25	個
	消火栓起動連動装置	1	式
	発信機	25	個
	電源装置	1	式
2.防火排煙設備	防火戸自動閉鎖装置(ソレイノイド式)	23	台
	防火シャッター(圧電ブザー)	2	台
	可動垂れ壁	3	台
3.誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯(小型)	39	個
	室内通路誘導灯(小型)	21	個
	廊下通路誘導灯(小型)	23	個
	階段通路誘導灯	39	個
	電源装置	1	式

設 備 名	機 器 名	数量	単位
4 . 消火器	ABC粉末消火器 MA-10型GR (製造2002年7本、2003年7本、2004年2本、2006年36本)	52	本
	強化液(中性)消火器 TR-2X (2006年製造)	23	本
5.屋内、屋外消火栓	消火栓 屋内(ホースは2006年製造、耐圧性能検査対象外)	20	台
	消火栓 屋外(ホースは2006年製造、耐圧性能検査対象外)	5	台
	加圧送水装置	2	台
	ポンプ操作盤	2	面
	呼水装置	1	式
	起動スイッチ	25	個
	表示灯	25	個
	常用電源	1	式
6.ガス漏れ火災報知設備	検知器	8	個
	中継器	8	個
7.避難器具	床埋設式避難口 ユニハッチUS-R107(株ユニテック製)	6	台
8.非常電源設備	ディーゼルエンジン 221KW	1	台
	交流発電機 250KVA	1	台
	制御盤	1	台
	始動装置	1	式
	燃料、水タンク、配管	1	式
9.フードダクト消化設備	噴射ヘッド	21	個
	貯蔵消化剤等 強化液3.5リッター	8	本
	起動装置	1	台
10.非常用放送設備	W L - 7500(松下通信工業㈱製) (スピーカー回線16回線、スピーカー個数200個)	1	式

F.建築物点検

点検記録(総括表)

						点核	基礎情報	ž					
点検完了年月日 年 点検対象 ・敷地	F	築物		Е									
法定点検対象分類・建築物の敷地及び	構造			降機			備(昇降機	以外)					
点検者分類 · 当該施設職員 点検者(組織名)		該施記		小の単			邵委託						
点検者の資格区分・一級建築士	· — 2	級建第	築士		·特殊	建築物等	等調査資料	各者	·昇阝	降機検査資格者	·建築	設備検査資格者	
	建物基本情報												
建物名称(棟名) 建物構造							棟番5 建物	号 吃粉		地上	地下	塔屋	
建物延べ面積					mʻ		竣工	閈		<u> </u>	年	月	
<u> 備 考 </u>													
					点标		『位及び点	検結果					
点検対象部位項目	建	分類	()	他	有無	今回 対象	支障の 有無		支风	障の場所・内容等	等	点検実施方法 (他点検代替等)	備考
基礎制振装置													
木造													
組積造(補強コンクリートブロック造を除く。) 補強コンクリートブロック造													
鉄骨造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造													
敷地													
ます 擁壁 等													
- 明 - 門													
通路													
車路													
散水用水栓等													
屋根 外壁													
ひさし·玄関ポーチ 天井·内壁													
床													
照明器具等 コンセント、スイッチ													
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備等ヘッド													
不活性ガス消火設備等ヘッド 煙感知器、熱感知器													
自動火災報知設備													
ガス漏れ火災警報設備 分電盤・制御盤													
排気口、給気口 排煙口、排煙窓、排煙用手動開放装置													
メンテナンス用タラップ													
(外部)階段 窓、障子													
ドア バルコニー													
シャッター													
自動扉 防火扉													
避雷針、テレビアンテナ等													
空調機用屋外機等 建築設備等囲障													
空調・換気用ダクト													
ダンパー・防火ダンパー ケーブルラック・バスダクト													
電気配線 冷温水配管、冷却水配管、油配管、ガス配管													
給水配管、排水配管													
湯沸器、コンロ流し台等													
便器、洗面器等 自家発電設備													
受変電設備													
熱源機器 空気調和機、エアコン、ファンコイル等													
換気扇、送風機等排煙機													
ポンプ													
オイルタンク													
(給水用、消火用、空調用)タンク 自動制御機器													
日野町町保留その他附属物													
分類	<u> </u>	1		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>
建:建築基準法等により定期(3年周期)の点 昇:建築基準法等により定期(1年周期)の点									る部	位項目			
設: 建築基準法等により定期(1年周期)の点 他: 国土交通省告示により「支障のない状態」	検が	規定	されて	こいる	「昇降	幾以外の	D建築設備	前に該当す			少士,如公丁	5 D	

F.建築物点検

点検マニュアルチェックシート

点検部位	建築物の敷 地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロビー等)	屋上・塔屋	建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の有無 開紙 書号	異常の有無 開紙 書号	異常の有無 開新 書号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開新 書号	異常の有無 開発 書号	異常の有無 書号	異常の有無 開紙 書号	異常の有無 開紙 書号
基礎		基礎							
周辺地盤と比較して沈下又は隆起、き裂その他損傷はないか。 【目視】		無有二							
免震装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部のゆるみがないか。 【目視】		無有							
制振装置								制振装置	
制振装置に著しいき裂、変形、腐食、接合部にゆるみがないか。 【目視】								無有	
木造		木造			木造				
建築物の傾斜又は変形がないか。 【目視】		無有			無有				
士台に著しい腐朽、変形等がない か。【目視】		無有			無有				
基礎との緊結部にゆるみ、変形、 傾斜がないか。【目視】		無有							
木造の外部に面する柱、はり等の 木部分に著しい腐朽、蟻害、変形 等がないか。【目視】		無有							
組積造(補強コンクリートプロック造を除く。)		組積造			組積造				
建築物の傾斜又は変形がないか。 【目視】		無有三							
れんが、石等の仕上げ材に著しい き裂、脱落、欠損、移動がない か。【目視】		無有			無有				
補強コンクリートプロック造		補強コンク リートプロッ ク造		補強コンク リートプロッ ク造	補強コンク リートプロッ ク造			補強コンク リートプロッ ク造	補強コンク リートプロッ ク造
建築物の傾斜又は変形がないか。 【目視】		無有		714	7.16			7/8	7,12
補強コンクリートプロックにき 裂、はく落、欠損等がないか。 【目視】		無有		無有	無有			無有	無有
鉄筋のさび汁が出ていないか。 【目視】				無有	無有			無有	無有

点検部位	建築物の敷地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋上・	塔屋	建物内(图 内)	建物内(廊下、階段等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無	別紙番号	異常の有無 開	紙 男常の有無 開新	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 書号
鉄骨造		鉄骨造		鉄骨	酐	鉄骨造			鉄骨造	鉄骨造
建築物の傾斜又は変形がないか。 【目視】		無有								
鉄骨造の鉄骨等にさび等の腐食が ないか。【目視】		無 有								
柱脚部のコンクリートに著しいき 裂がないか。【目視】				無有		無有			無有二	無有二
柱、はりに変形がないか。【目 視】				無有		無有			無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	無有二
柱、はり、筋かい及びアンカーボ ルトに著しい損傷、さび等の腐食 がないか。【目視】				無有		無有			無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	無有二
耐火被覆材にはく離がないか。 【目視】				無有					無有二	無有二
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋 コンクリート造		鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コ ンクリート造		鉄筋コンク 後及び終費	リート 終练コ	鉄筋コンクリー 造及び鉄骨鉄(ンクリート)	·		鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コ ンクリート造	鉄筋コンクリート 後及び鉄骨鉄筋コ
建築物の傾斜又は変形がないか。 【目視】 鉄筋コンクリート造等のコンク		無有		99U-	雅	26U-F			ンクリート連	ングリート造
リート部分に白華、さび、き裂、 はく落、欠損等は見られないか。 【目視】		無有								
鉄筋のさび汁が出ていないか。 【目視】				無有		無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			無有二	無有
柱、はり等の主要構造部コンク リートに著しいき裂がないか。 【目視】				無有		無有			無有二	無有
柱、はりに変形がないか。【目 視】				無有		無有二			無有二	無有二
敷地	敷地									
敷地内に不陸や傾斜、き裂、陥 没、隆起等により裂け目が発生す るなど相対的な著しい段差がない か。(舗装部分を除く)【目視】	無有									
舗装の不陸、傾斜、陥没や舗装面 又は舗装仕上げ材のはく離等の著 しい損傷はないか。【目視】	無有									
側溝に著しい傾き、損傷はないか。また、清掃状況は良好か。 【目視】	無有									

点検部位	建算	物地	D敷	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋上・塔屋	建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の	有無	別紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 器号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 器号	異常の有無 闘号	異常の有無 開新 番号
ます	:	ます									
雨水桝や汚水桝などに排水不良や 損傷はないか。また、桝内の清掃 状況は良好か。【目視】	無□	有口									
電気ハンドホール内に水が溜まっ											
ていて、漏電などのおそれがないか。【目視】	無口	有									
電気ハンドホール内において、管口の止水材(シーリング材)の浮き 又は脱落がないか。【目視】	無□	有口									
桝ふた、マンホールなどにがたつ きがないか。【目視】【歩行確 認】	無□	有□									
擁壁等	捌	壁	ş								
擁壁の著しい傾き、き裂、はらみ 等はないか。【目視】	無										
擁壁に転倒等のおそれはないか。 【目視】	無□	有□									
水抜き穴のつまりはないか。【目 視】	無□	有□									
塀		塀									
塀に著しい傾き、又はぐらつき等がないか。【目視】(触手)	無□	有口									
コンクリート、ブロック等の塀に 著しいき裂等の劣化、損傷あるい は傾き等はないか。【目視】	無□	有□									
塀と控え柱・壁の接続部に著しい き裂等がないか、又は離れていな いか。【目視】	無□	有口									
金属フェンス等に著しい変形、破損、さび、腐食、ゆるみ等はないか。【目視】	無□	有口									
基礎部が陥没するなど塀基礎部と 周辺地盤との間に相対的な著しい 沈下又は隆起がないか。【目視】	無□	有口									
基礎部に著しいき裂等はないか。 【目視】	無□	有口									

	<u>~~</u>			の内容や	XV = V 17C7							建物内(空	
点検部位	建身	地	D敷	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋	Ŀ٠	塔屋	建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の	有無	別紙番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の	D有無	別紙番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号
P)		門											
門扉の作動状態は良好か。また、 施錠及び開放時の固定に支障をき たしていないか。【作動確認】	無□	有□											
門扉、門柱及び支柱にさび、変 形、ぐらつき等がないか。【目 視】〔触手〕	無□	有□											
鉄塔	i	鉄埠	F				鉄均	ŧ					
コンクリート基礎部にき裂、欠 損、さび汁等がないか。【目視】	無□	有□				無□	有口						
鉄骨構成部材及び溶接部にき裂、 変形、塗装の劣化、さび等の腐食 がないか。【目視】	無□	有□				無□	有口						
煙突				煙突			煙突	Ę					
煙突が傾斜していないか。【目 視】				無 有		無□	有						
煙突及び附属物(タラップ、天板等)に著しいき裂、欠損、さび汁及び浮き、はらみ、はく離、はく落がないか。【目視】〔触手〕				無有		無□	有口						
煙突と建物の接合部にき裂はない か。【目視】				無有		無	有						
通路		通路	ł										
敷地内の通路の仕上げ材料の損 傷、変形又は浮きがないか。【目 視】【歩行確認】	無□	有□											
通路にあるマンホール蓋等にぐら つきがないか。又は通行に支障が ないか。【目視】【歩行確認】	無□	有口											
歩行部に水たまりの痕跡がないか。【目視】	□	有□											
通路、スローブの手すり本体、支持部材及び支柱埋設部に著しい損 傷、変形、腐食、ぐらつきがない か。【目視】【触手】	無口	有□											
通路等にある視覚障害者誘導用プロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。 【目視】【歩行確認】	無□	有□											
案内表示が汚れ、腐食、経年劣化 等により見づらくなっていない か。【目視】	無□	有□											

点検部位	建翁	度物(地	の敷	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋上・塔屋	建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の	D有無	別紙番号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 発号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開新 書号
車路		車路	ş .								
出入口にミラーが設置されている 場合、見えにくくなっていない か。【目視】【歩行確認】	無□	有□									
駐車場内の区分(白線等)は見え にくくなっていないか。【目視】	無□	有口									
車止めにずれ等がないか。【目 視】	無□	有口									
外灯		外 灯	<u>. </u>								
照明器具やポール等に、ぐらつき、傾きがないか。【目視】〔触手〕	無□										
照明器具やポール等に広範囲にわたり損傷、変形及びさびがないか。【目視】	無□	有口									
タイマーによる自動点滅器等による入切りの作動において、設定にしたがい作動点灯するか。【作動確認】【目視】	無□	有口									
照明器具本体やその付近に異音、 異臭がないか。【聴診】【臭気】	無□	有口									
散水用水栓等	散水	用水	栓等								
給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。 【目視】	無□	有口									
屋根						屋根					
防水層、モルタル等の保護層に著 しい浮きやき裂等の損傷がない か。【目視】						無有					
屋根ふき材(金属製又は瓦等)下地 材及び緊結金物に変形、乱れ、割 れ、腐食等がないか。【目視】						無有					
トップライトに傷、割れ等による 落下のおそれがないか。【目視】						無有					
屋根及び伸縮目地材部に土砂がたい積、又は雑草が繁茂し、防水、排水の機能を損なうおそれはないか。【目視】						無有					
排水不良による水たまりができて いないか。【目視】						無有					

点検部位	建築物の敷地	建物外部	東物内(玄 関及び玄関 ロビー等)				建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の有無 発号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の	有無	別紙番号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号
ルーフドレン排水口が閉塞していないか。【目視】				無□	有□						
笠木は変形、腐食等で脱落のおそれはないか。【目視】				無□	有						
バラベットに浮き、き裂、損傷、 白華、腐食、漏水痕等がないか。 【目視】				無□	有						
伸縮目地材、シーリング材、塗材 等に変形や劣化、欠損はないか。 【目視】				無□	有口						
金属類(点検歩廊、タラップ、手すり、窓清掃用丸環等)に著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。【目視】〔触手〕				無□	有						
雨樋、支持金物等に著しいぐらつ きがないか。【目視】〔触手〕				無□	有						
外壁		外壁			外里						
外壁仕上げ材(タイル、モルタル、 石等)にき裂や浮き等の劣化及びは く落のおそれはないか。【目視】 【触手】〔打診〕		無有		無□	有						
吹付けなどの塗装仕上げ材に チョーキング、浮き、はく落がな いか。【目視】		無有		無□	有						
目地などのシーリング材のき裂等 の劣化がないか。【目視】		無有		無□	有□						
金属パネル仕上げ(鋼製、アルミニウム製、ステンレス製等)において、変色、退色、膨れ、はがれ、腐食等がないか。【目視】		無有		無□	有						
ひさし・玄関ポーチ		ひさし・玄関 ポーチ									
ひさし部からの漏水、さび汁の痕 跡はないか。【目視】		無有									
仕上げ材ではく落、き裂、腐食等 がないか。【目視】		無有									
ポーチ部分に沈下、隆起、傾斜等 がないか。【目視】		無 有									

点検部位	建築物の敷 地	建物外部	関及7	内(玄 ぴ玄関 ー等)	屋上・塔屋		物内(〗 内)	Ē	下	物内(l 、階戶 等)	1000	斩、	内(便 湯沸室 等)	調料	物内(空 機械室、 レベー -機械室	建筑	物内(電 室、自家 電機室)
	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有	無別紙	異常の有無 開紙 番号	異常の	有無別	紙号	異常の	有無	紙	常の有	無別紙番号	異常の	等)	美典常	の有無 別紙 番号
天井・内壁 天井等の仕上げ材の著しいずれ等 がないか。【目視】			無る	· 內壁		無□	#·内! 有 _		無	有口		#	・ 内壁 有	天	井・内壁	天	井・内壁
天井材、内壁、仕上げ材(コンクリート、モルタル等)にあばれ、き裂、浮き、はく離がないか。【目視】【触手】				有 		無□	有二		無□	有□			有	無	有二	無	有二
壁・天井に小動物の侵入出来る部位がないか。【目視】						ı		ı								無□	有
天井材、内壁仕上げ材等に漏水の 痕跡がないか。【目視】				有 二		無□	有		無□	有口			有	無	有		有
点検口本体及び枠にずれ、変形、 腐食等がないか。【目視】				f		無□	有 _		無□	有□			有				
床			Į.	*			床			床		J	末		床	Т	床
配管、ダクト等床貫通部分ですきま等があいていないか。【目視】						無□	有		無□	有□			有 	無	有二	無	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
床仕上げ材の欠損、はく離、浮きなどで歩行等に支障がないか。 【目視】				有 二 二		無□	有		無□	有□			有二	無	有二	無 □	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
床仕上げ材の摩耗等により滑りやすくなっていないか。【目視】 【歩行確認】				有 二		無□	有		無□	有口							
床から建物内機器や外部を通行する車両等による振動等が発生していないか。【聴診】						無□	有		無□	有口							
歩行時等に床に著しいぐらつきが ないか。【歩行確認】						無□	有口		無□	有□							
床点検口に著しいぐらつきや開閉 に不具合がないか。【歩行確認】 【作動確認】				f		無□	有□		無□	有□			有二	無	有二	無	有□□□
手すりに著しい腐食や変形、ぐら つきはないか。【目視】〔触手〕				有 		無□	有		無□	有口			有二	無	有二		
通路等にある視覚障害者誘導用プロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。 【目視】				有 二													

点検部位	建築物の敷 地	建	物外	·部	翼及	物内 なび: ビー	玄関	屋」	Ŀ•±	苦屋	建	物内(内)	(室	建下	物内 、階 等)	(廊	建作	物内 湯 等)	(便 弗室	調料工	物内 機械型 →機材 ・機材	室、 一	気道	物内(電 室、自家 電機室)
	異常の有無 発号	異常の	有無	別紙番号	異常の	D有無	別紙番号	異常の	有無	別紙 番号	異常の)有無	別紙番号	異常の	有無	別紙 番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無 別紙 番号
照明器具等		照	羽器,	l#	凲	明器」	L#	照	月器人	l#	照	明器具	.	照	月器具	l#	照	月器人	L#	照	羽器,	L#	照	明器具等
照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。【目視】【作動確認】		無□	有□		無□	有□		無□	有口		無□	有□		無□	有口		無□	有口		無□	有□		無□	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
照明器具類及び支持金物等に損 傷、変形、腐食がないか。【目 視】		無□	有□		無□	有□		無□	有口		無□	有□		無□	有口		無□	有口		無□	有□		無□	有□□□
照明器具類から異音や異臭がない か。【聴診】【臭気】		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。【目視】		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有口		無□	有□		無□	有□		無□	有□□□
非常用照明が点灯するか。【作動 確認】		無□	有□		無□	有口		無□	有		無	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有
コンセント、スイッチ			センイッ			セン			センイッ			セン			セン・イッ			センイッ			センイッ			セント、
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□□□
スイッチの作動時にスパーク、発 煙がないか。【目視】【聴診】		無□	有口		無□	有口		無□	有口		無□	有□		無□	有口		無□	有口		無□	有口		無□	有□□□
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類から異臭がないか。【臭気】		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(外部)コンセント、スイッチ、プレート等配線器具類又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
屋内消火栓設備								屋内	消火	栓設	屋内	消火	栓設	屋内	消火	栓設				屋内	消火	栓設		
消火栓箱に著しい損傷、変形、腐 食がないか。【目視】								無□	有□		無□	有□		無□	有口					無□	有□			
消火栓箱の扉開閉部に損傷、変形がないか。または、開閉することができるか。【目視】【作動確認】								無□	有口		無□	有□		無□	有口					無□	有口			
スプリンクラー設備等ヘッド											ラ ⋅	プリン 一般催 ヘッド	4	∍.	プリン 一般作 ヘット	1	₹.	プリン 一般作 ヘット	等					
スプリンクラー設備等ヘッドに著しい傾き、変形、腐食等がないか。【目視】											無□	有□		無 🗆	有口		無□	有□						

点検部位	建築物の敷 地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋上・塔屋		物内内)		建下	物内 、階 等)	(廊	建新、	物内(湯) 等)	便	調料工	物内(機械型 - 機等)	<u> </u>	気室	勿内(፪、 自 電機室	家
	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開紙 書号	異常の有無 番	£ #	の有無	別紙番号	異常の	D有無	別紙番号	典常	D有無	別紙 香号	異常の)有無	別紙 番号	異常の		
不活性ガス消火設備等ヘッド																		性ガン	
不活性ガス消火設備等ヘッドに著 しい傾き、変形、腐食等がない か。【目視】								ı									無□	有口	
煙慼知器、熱慼知器					煙	感知器 感知器			知器			知器、 勝知器			知器、			知器、	
煙感知器、熱感知器に著しい汚れ や腐食等がないか。【目視】					無			無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有口	
自動火災報知設備					自	助火災般情		自動	火災 設備					自載	火災	假知		火災章 設備	級知
受信機、発信機等の機器にほこり 等が付着していないか。【目視】					無			無□	有□					無□	有□		無□	有口	
受信機、発信機等の機器から、異 音、発熱がないか。【聴診】〔触 手〕					無			無□	有□					無□	有□		無□	有□	
インターホンに雑音等が入ってい ないか。【聴診】					無			無□	有□					無□	有□		無□	有□	
ガス漏れ火災警報設備												湯れ: 複数数			漏れ: 報設				
ガス漏れ検知器等の機器にほこり 等が付着していないか。【目視】											無□	有□		無□	有□				
ガス漏れ検知器等の機器から、異音・発熱がないか。【聴診】【目視】											無□	有□		無□	有□				
分電盤・制御盤		分電盤・制御盤		分電盤・制作 盤	分	电	制御	分電	盤・盤	制御		П		分電	盤・1	制御	分電	盤・負盤	州御
盤類に著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】		無 有		無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	無			無□	有□					無□	有□		無□	有口	
盤類の扉開閉部に損傷、変形がないか。【目視】		無 有		無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	無			無□	有口					無□	有□		無□	有口	
盤類から高温状態、振動、異音、 異臭がないか。【目視】【聴診】 【臭気】		無 有		無有二	無			無□	有口					無□	有□		無□	有口	
盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。【目視】		無 有		無有二	_ _ 無			無□	有口					無□	有□		無□	有口	
盤又は支持金物にぐらつきがないか。【触手】		無 有		無有二	_ _ 無			無□	有口					無□	有□		無□	有□	

点検部位	建築物の敷地	建	物外	部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋」	٤٠١	若屋		物内 内)		建下	物内 、障 等)	段	建所、	物内湯(等)	弗室	調技工	物械で機(手)	室、	复灵	物内(電 三、自) 電機室	R
	異常の有無 開紙 番号	異常の	D有無	別紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の	D有無	別紙 番号	異常の	有無	別紙 番号	異常の	有無	別紙 番号	異常の	の有無	別紙 番号	異常の	D有無	別紙番号	異常の	有無 別	纸号
盤類の防水パッキン等に変形、損傷がないか。【目視】		無□	有□			無□	有□																
盤内に雨水の浸入又はその痕跡がないか。【目視】		無□	有口			無□	有□																
排気口、給気口		排気	in'	給気		排気		給気	排気		給気	排欠		給気	排気		給気	排気	in h	給気	排気	口、給	気
排気口、給気口、ドアガラリ、防 虫網に通気不良の原因となる塵埃 又はその他の障害物がないか。 【目視】		無□	有口			無□	有口		無□	有口		無□	有口		無□	有		無	有		無□	有二	
排気口、給気口に割れ等の著しい き裂その他の損傷、変形若しくは 腐食がないか。【目視】		無□	有口			無□	有口		無□	有		無□	有		無□	有		無□	有		無□	有二	
排気口及び給気口からの風速が大きく騒音を発生していないか。 【聴診】									無□	有口		無□	有口		無□	有口							
排煙口、排煙窓、排煙用手動開放 装置									窓、	口、 排煙 開放:	排煙 用手 装置	窓、	[口、 排煙 開放3	用手									
排煙口、排煙窓が障害物等により 作動が妨害されていないか。故障 等により機能は損なわれていない か。【目視】〔作動確認〕									無□	有口		無□	有口										
手動開放装置に損傷、変形、腐食がないか。【目視】									無□	有口		無□	有口										
メンテナンス用タラップ						メン用・	/テナ タラ :	ンス										が用	/テナ タラ :	ンスップ			
タラップ、手すりに著しい腐食や 変形、ぐらつきはないか。【目 視】〔触手〕						無□	有□											無□	有				
(外部)階段		(9	·部) 段	階		(9	部段	階					階月	Đ.									
階段の滑り止めが浮き、欠損、変形等で歩行に支障がないか。【目視】		無□	有□			無□	有□					無□	有口										
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。【目視】		無□	有			無□	有口																
鉄骨造の場合、塗装等のはがれや さび等がないか。【目視】		無□	有口			無□	有口																
仕上げ材にき裂、損傷、浮き等が ないか。【目視】												無□	有口										

点検部位	建築物の敷 地	建	物外	部	建物関系	物内 (なびま ピー((玄)	屋」	<u>-</u> • #	苦屋	建	物内 内)			物内 、階 等)		建作	物内 湯 等)	(便 弗室	調構エ	物内(機械で ・機等)	E .	気室	物内(電 ≧、自選 電機室)	ĸ
	異常の有無 開紙 番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙 番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	O有無	別紙番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無 別組	E.
手すりに著しい腐食や変形、ぐら つきはないか。【目視】〔触手〕		無□	有					無	有					無□	有□										
屋根又は支柱の著しいき裂、損 傷、腐食などがないか。【目視】		無□	有					無□	有																
窓、障子			窓			窓			窓		窓	· [5]	i子		窓			窓							
スチール製又は木製のサッシに著しい腐食がないか。【目視】		無□	有		無□	有		無□	有		無	有		無□	有口		無□	有口							
引き違い形式建具の外れ止めス トッパーが掛けられているか。 【作動確認】		無□	有		無□	有口		無□	有		無□	有		無□	有		無□	有							
窓の開閉時に著しいがたつき、異 音等がないか。【作動確認】【聴 診】		無□	有口		無□	有口		無□	有口		無□	有口		無□	有口		無□	有口							
窓の施錠又は解錠に不具合がない か。【作動確認】		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□							
窓ガラスにき裂その他の損傷ないか、又は網入りガラスの場合、鉄 線のさび等はないか。【目視】		無□	有□		無□	有口		無□	有		無□	有口		無□	有		無□	有□							
窓の枠やシーリング材等に腐食、 き裂、硬化などの劣化がないか。 【目視】		無□	有		無□	有□		無□	有		無□	有		無□	有口		無□	有口							
窓の下部に雨水の浸入や結露水が 室内にあふれた等の痕跡がない か。【目視】					無□	有□		無□	有口		無□	有□		無□	有口		無□	有口							
ドア			ドア	,		ドア	,		ドア			ドア	,		ドア	,		ドア	,		ドア			ドア	
ドアの開閉時に著しいがたつき、 異音等がないか。【作動確認】 【聴診】		無□	有口		無□	有□		無□	有口		無□	有口		無□	有□		無□	有口		無□	有□		無□	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
ドアの施錠又は解錠に不具合がないか。【作動確認】		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□□□	
ドアの枠やシーリング材等に腐 食、き裂などの劣化がないか。 【目視】		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有□		無□	有口		無□	有口		無□	有□		無□	有□□□	
ドア、取手、錠、取り付け金具(蝶番、ヒンジ、ドアクローザー等)等に著しいき裂その他の損傷、変形、腐食、ねじのゆるみがないか。【目視】【触手】		無□	有口		無□	有□		無□	有□		無□	有口		無□	有口		無□	有口		無□	有□		無□	有二	
外部に面するドアで、降雨後雨水 の浸入又はその痕跡がないか。 【目視】		無□	有□		無□	有□		無□	有口					無□	有□					無□	有□		無□	有□□□	
パルコニー			()/: =-																						
手すりに著しい腐食や変形、ぐら つきはないか。【目視】〔触手〕		無□	有				127																		

点検部位	建築物の敷 地	建	物外	部	建物関ルロし	物内 (なびま ピー・	(玄 玄関 等)	屋上・塔屋	建物内内		建下	物内(、階等)	段	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の有無 開紙 番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有額	別紙	異常の	の有無	別紙番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開新 番号
コンクリート造の場合、鉄筋のさび汁が発生していないか。また仕上げ材のき裂、はく落等がないか。【目視】		無□	有													
鉄骨造の場合、塗装等のはがれや さび等がないか。【目視】		無□	有													
シャッター			ノヤ・ター			クー						ノヤ・ター				
シャッターの作動状態は良好か。 【作動確認】		無□	有		無	有					無□	有				
シャッターの開閉時に異音がない か。【作動確認】【聴診】		無□	有		無□	有□					無□	有□				
シャッターに著しいさびや腐食がないか。【目視】		無□	有□		無□	有					無□	有□				
シャッター格納部分(まぐさ)やガイドレールに著しいさびや腐食がないか。【目視】		無□	有		無□	有□					無□	有				
自動閉鎖式のシャッターの場合、 障害物を感知し停止するなどの安 全装置は正常に作動するか。【作 動確認】		無□	有□		無□	有口					無□	有口				
自動扉					Ė	動	ì									
自動扉の開閉機能に障害がないか。【作動確認】					無□	有口										
自動扉に著しいさびや腐食がないか。【目視】					無□	有□										
扉が障害物を感知し停止するなど の安全装置は正常に作動するか。 【作動確認】					無□	有□										
自動扉床感知式の場合、マット等 床検知部のはく離、浮き、変形等 により歩行に支障となっていない か。【目視】					無□	有□										
防火扉									防火	庫	ß	カツリ	1			
撤去された防火扉はないか。【目 視】									無有		無□	有口				

点検部位	建身	装物 0	D敷	建年	物外	鄞	建物内関及びロビー	玄関	屋」	<u>-</u> • ‡	苦屋		勿内 内)		建下	物内 、階 等)	(廊 段	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙 野号	異常の有無	別紙 番号	異常の	有無	別紙 番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙 番号	異常の有無 発号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号
本体と枠に、防火性能を損なうお それのある著しいき裂その他の損 傷、変形、腐食がないか。【目 視】												無□	有		無	有				
扉の引きずり等作動時に支障がないか。【目視】												無	有□		無□	有□				
ヒンジ、ドアクローザー等の金物 に異常、損傷はないか。【目視】												無	有		#	有口				
防火扉及びくぐり戸の開閉機能に 著しい障害がないか。【作動確 認】												無□	有□		#	有口				
避雷針、テレビアンテナ等				進言: ピア:	針、ラ ンテブ	ラン			遊覧	針、 ンテ	テレ ナ等									
避雷針やテレビアンテナの支柱は 腐食や損傷等がないか。【目視】 〔触手〕				無□	有口				無□	有口										
避雷針の突針、支持管に著しい傾き、曲がり、ぐらつきがないか。 【目視】〔触手〕				無□	有口				無□	有										
避雷導線接続部に、ゆるみ、脱 落、断線がないか。【目視】〔触 手〕				無□	有口				無口	有□										
接地用端子箱の端子等にゆるみ、 脱落、断線がないか。【目視】 〔触手〕				無□	有口															
冷却塔	X	却均	Ħ						冷	却	答									
本体に著しい腐食、異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】	無□	有□							無□	有口										
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】	無□	有□							無□	有口										
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】	無□	有□							無□	有										
本体の固定部のアンカーボルト周 囲のコンクリートにき裂がない か。【目視】	無□	有□							無□	有口										
プロー装置や薬液注入装置の作動 状態は良好か。【作動確認】	無□	有□							無□	有口										
空調機用屋外機等					月機. 小機					調機外機										

点検部位	建築物の敷 地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋上・	塔屋	建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家
	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 書号	異常の有無	別紙番号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開発 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 関節	異常の有無 開新 番号
本体に著しい腐食、損傷、異常振動、異音等はないか。【目視】 【聴診】		無 有		無有						
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】		無有二		無有						
本体の固定部のアンカーボルトに ゆるみがないか。【触手】		無有		無有						
本体の固定部のアンカーボルト周 囲のコンクリートにき裂がない か。【目視】		無 有		無有						
建築設備等囲障	建築設備 等囲障			建築記	障					
建築設備等の囲障(ルーバー等)の本体、基礎部及び支持部材等に著しい損傷、変形、腐食がないか。 【目視】	無有			無有						
建築設備等の囲障(ルーバー等)の本体、基礎部及び支持部材等接合ボルトにゆるみや脱落がないか。 【目視】【触手】	無有			無有						
空調・換気用ダクト				空調・接	気用				空調・換気用 ダクト	空調・換気用 ダクト
ダクトの保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】【触手】				無有					無有□□□□	無有
ダクトから空気の漏れはないか。 【聴診】				無有					無有	無有
ダクトの接続部のボルト、ナット にゆるみがないか。【目視】〔触 手〕				無有					無有	無有
ダクトに異音、異常振動がない か。【目視】【聴診】				無有					無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	無有
ダクトの支持、固定部にぐらつ き、き裂、腐食がないか。【目 視】〔触手〕				無有					無有二	無有
ダンパー・防火ダンパー				ダンパー 火ダン/	・防バー				ダンパー・財 火ダンパー	ダンパー・防 火ダンパー
ダンパーの開閉不良等、作動不良 をおこしていないか。【目視】 〔作動確認〕				無有					無 有	無有
防火ダンパーが閉状態になってい ないか。【目視】				無有					無有二	無有

点検部位	建築物の敷地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)			りる		物内(室 内)	建下	物内(廊 、階段 等)	建作	物内(個 湯沸] 等)	を 調	物内機械 (一機)	室、 (一 城室	包皮	物内(1 2、自: 電機室	家
	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開告	異常の有無 開新 番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無 別編	E 具常	の有無 別紙	異常の	9有無 別	紙号 具常	の有無	別紙番号	異常の	有無 別	紙
ダクトとの接続部のボルト、ナットにゆるみがないか。【目視】 〔触手〕				無□	有口								無□			無	有二	
ケーブルラック、パスダクト				ク、	ガルト	ダク							2.	パスト	ラッダク	ク、	ブルラ バスダ ト	ク
ケーブルラック、バスダクト及び 支持金物等に著しい損傷、変形、 腐食がないか。【目視】				無□	有口								無□	有□		無□	有口口	
ケーブルラック、バスダクトの接 続部のボルト、ナットにゆるみが ないか。【目視】〔触手〕				無□	有口								無□	有口		無□	有	
ケーブルラック、バスダクトに部分的な高温状態、振動がないか。 【目視】〔触手〕				無□	有口								無□	有口		無□	有二	
電気配線		電気配線		₹:	気配	線	T :	気配線	l l				7	気質	線	₹:	気配約	泉
電気露出配管及び配線に損傷がないか。【目視】		無有		無□	有口		無□	有二					無□			無□	有二	
ボックス類及び支持金物等に著し い損傷、変形、腐食がないか。 【目視】		無有		口業	有口		無□	有□□□					無□	有□		一番	有二	
ボックス類及び支持金物等にぐら つきがないか。〔触手〕		無有		無□	有□		無□	有					無□	有□		無□	有口口	
ボックス類に部分的な高温状態、 振動がないか。【目視】〔触手〕		無有		無□	有□		無□	有					無□	有□		無□	有□□□	
冷温水配管、冷却水配管、油配 管、ガス配管				冷温が水配管	(配管、	冷却已管、		水配管、ス配管			ž	ス配管	冷湿	水配管、ガス	、油配配管		管、ガ配管	ス
配管、パルプに損傷、変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、当該部分から外部に漏水、油漏れの痕跡がないか。【目視】				無□	有口		無□	有□□□			無□	有□□□				無□	有二	
配管の保温材がはく離又は濡れていないか。【目視】【触手】				無□	有口		無□	有					無					
配管に異音、異常振動がないか。 【目視】【聴診】				無□	有口		無□	有			無□	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	三 三 無			無□	有	
配管から異臭がないか。【臭気】				無□	有□		無□	有□□□			無□	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	無 無			無□	有□	
配管及び支持金物等にぐらつきが ないか。【触手】				無□	有□		無□	有			無□	有□□□	無			無□	有	

点検部位	建築物の敷 地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋」	上・塔屋	建物内(室内)	建物内(廊 下、階段 等)	建新、	物内 湯 等)	弗室	調机エター	物内(i 機械室 レペ・ ・機械 等)	<u>.</u>	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開新 番号	異常の	D有無 別組	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開新 番号	異常の	の有無	別紙番号	異常の	有無	脈	異常の有無 開着 番号
給水配管、排水配管				給水	(配管、排水配管	ŧ		給水	《配管 水配管	排	給水	記管、 水配管	排	
給水配管(給湯配管他)、排水配管 から水漏れがないか。【目視】				無□	有			無□	有口		無□	有口		
給水配管(給湯配管他)、排水配管 の保温材が濡れていないか。【目 視】【触手】				無□	有二			無□	有口		無□	有		
給水器具よりの吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。 【目視】				無□	有二			無□	有口		無□	有口		
排水器具よりの排水状況が良好 か。【目視】				無□	有□□□			無□	有□		無□	有口		
湯沸器、コンロ									沸器コン					
ガス湯沸器、ガスコンロ及びガス 管からガス臭はしないか。【臭 気】								無□	有口				Ī	
ガス管にひび割れなどの劣化はないか。【目視】								無□	有口					
ガス湯沸器、電気温水器などの支持金物に著しい変形、腐食、ぐらつきがないか。【目視】【触手】								無□	有□					
流し台等								流	υÉ	等				
流し台等に著しいき裂その他の損傷がないか。【目視】								無	有					
便器、洗面器等									器、					
便器、洗面器に著しいき裂その他 の損傷がないか。【目視】								無□	有□					
洗面カウンターにぐらつきがない か。【触手】								無□	有□					
自家発電設備														自家発電 設備
自家発電設備本体に著しい損傷、 変形、腐食がないか。【目視】														無有
自家発電設備本体及び燃料槽又は 冷却水系統配管に油漏れ、水漏れ がないか。【目視】														無有

点検部位	建築物の敷 地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋上・塔屋	建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開新 書号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開新 番号	異常の有無 開報 書号	異常の有無 語号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開号
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】									無有二
本体の固定部のアンカーボルトに ゆるみがないか。【触手】									無有二
本体の固定部のアンカーボルト周 囲のコンクリートにき裂がない か。【目視】									無有
発電機が起動するか。【作動確 認】									無有
受変電設備									受変 電 設 備
受変電機器キャビネット外板に著 しい損傷、変形、腐食がないか。 【目視】									無有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
機器本体から異音がしないか。【聴診】									無有二
機器本体から異臭がないか。【臭 気】									無有
熱源機器								熱源機器	
本体に損傷、変形、き裂がない か。【目視】								無有	
本体から異音、異臭がないか。 【聴診】【臭気】								無有	
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】								無 有	
本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【触手】								無 有	
本体の固定部のアンカーボルト周 囲のコンクリートにき裂がない か。【目視】								無 有	
空気調和機、エアコン、ファンコ イル等					エアコン、 ファンコイル 等			空気調和機、エア コン、ファンコイ ル等	空気調和機、エアコン
加湿器から十分な噴霧が行われて いるか。【目視】					無有			無 有	無有二

点検部位	建築物の敷地	建物外部	建物内(玄	屋上・塔屋	建物	内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	調構エーター	別内(i 概室 機等)	<u>.</u>	気室	内(電 、自家 機室)
	異常の有無 関紙 番号	異常の有無 開発 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 帰島	異常の	無別	E 異常の有無 別紙 書号	異常の有無 開新 番号	異常の	有無	別紙 番号	異常の	有無 別部
エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。【目視】						有二			無□	有口			有□□□
機器からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】						有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			無□	有口			有二
内部のドレンパン等に著しい腐食 はないか。また、排水状況は良好 か。【目視】						有二			無□	有口			有□□□
機器本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】						有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			無□	有口			有□
機器本体の固定部のアンカーボルトにゆるみがないか。【目視】 【触手】						有二			無□	有口			有□□□
機器本体の固定部のアンカーボルト周囲のコンクリートにき裂がないか。【目視】						有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			無□	有口			有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
換気扇、送風機等								換気扇、送風機等	送	風機	l l	送	風機
便所、湯沸室使用時に換気扇、送 風機等が作動し、排気を行ってい るか。【作動確認】								無有					
送風機は正常に作動するか。【作動確認】									無	有口			有二
送風機本体に損傷、変形、き裂がないか。【目視】										有口			有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
送風機本体から異音、異常振動、 異臭がないか。【聴診】【臭気】								無有	無□	有口			有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
モーター部分等に異臭がないか。 【臭気】									無□	有口			有二
ファンベルトに傷はないか。【目 視】									無□	有口			有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
送風機本体の架台部分にき裂、腐 食がないか。【目視】									無□	有口			有□□□
送風機本体の架台固定用又は吊り 用のアンカーボルトにゆるみがないか。【目視】〔触手〕									無□	有口			有□□□

点検部位	建築物の敷 地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロビー等)	屋上・塔屋	建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物にエレター様	i室、 ベー i械室	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 書号	異常の有無 発号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有	別紙 番号	異常の有無 開新 番号
送風機本体の架台固定用又は吊り 用のアンカーボルト周囲のコンク リートに著しいき裂その他の損傷 がないか。【目視】								無有		無有
排煙機								排煙	機	
排煙機は正常に作動するか。【作動確認】								無有		
排煙機本体の架台部分にき裂、腐 食がないか。【目視】								無有		-
排煙機からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】								無有		-
モーター部分等に異臭がないか。 【臭気】								無有		-
ファンベルトに傷はないか。 【 目 視 】								無有		-
排煙風道及び支持金物等に著しい 損傷、変形、腐食がないか。【目 視】								無有	3	
予備電源での起動、運転が可能 か。【作動確認】								無有		
始動用蓄電池に著しい損傷、変 形、腐食がないか。【目視】								無有		
始動用蓄電池に液漏れはないか。 【目視】								無有		
ポンプ								ポン	ノブ	
本体に損傷、変形、き裂、水漏れ等がないか。【目視】								無有		-
本体からの異常振動、異音等はないか。【目視】【聴診】								無有		
本体の固定部にき裂、腐食がないか。【目視】								無有		
本体の固定部のアンカーボルトに ゆるみがないか。【触手】								無有		

点検部位	建鲜	地	敷	建物外部	建物内(関及び玄 ロビー(関	屋上	: • ±	苦屋	建物 内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	調料工	物成型 レ機 (等)	医、一	気室	物内(電 型、自家 電機室)
	異常の	有無	別紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無	別紙	異常の	有無	別紙 番号	異常の有無 聞紙 番号	異常の有無 開紙 番号	異常の有無 帰着号	異常の	D有無	別紙番号	異常の	有無 別紙 番号
本体の固定部のアンカーボルト周 囲のコンクリートにき裂がない か。【目視】													無□	有□			
オイルタンク		ī												ルサ			イルタンク
防油堤内に漏油がないか。【目 視】													無□	有□			有□□□
オイルタンクに傾きや破損等はないか。【目視】													無□	有□		無□	有□□□
自家発電設備用燃料は規定量確保されているか。【目視】																無□	有
昇降機													Ŧ	降	幾		
巻上機、ローブ及びガイドレール に変形、損傷、さび、摩耗がない か。【目視】													無	有□			
安全装置の作動不良がないか。 【作動確認】													無	有□			
(給水用、消火用、空調用)タンク	(給水 用、:						(給水 用、雪							k用、空間ル			
タンクの本体、架台に損傷、変 形、腐食等の劣化、又は当該部分 からタンクの外部に漏水の痕跡が ないか。【目視】	無□							有口					無□	有□			
タンクの水位調節用電極棒、ボールタップに著しい損傷、変形、腐食がないか。【目視】	無□	有口					無□	有□					無□	有□			
オーバーフロー管からタンク内部 の水が流出していないか。【目 視】	無□	有口					無□	有□					無□	有□			
オーパーフロー管は間接排水の確保が されているか。また、防虫網に損傷、 変形、腐食等の劣化がみられ、かつ、 当該部分からタンクの内部に虫等の侵 入の可能性がないか。【目視】	無□	有口						有□					無□	有□			
コンクリート基礎に著しいき裂等 の損傷、又は基礎が不同沈下して いないか。【目視】	無□	有口					無□	有					無□	有□			
タンク及び架台等の固定ボルトに ゆるみがないか。【触手】	無□	有口						有					無□	有口			
自動制御機器										自動制御機器			自動	制御	機器	自動	制御機器
自動制御機器の室内の温湿度調節器・検出器で著しい損傷、変形がないか。【目視】										無 有			無□	有□		無□	有□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

点検部位		物 の 地	敷	建	物外	部	建物	物内 なび? ピー	(玄 玄関 等)	屋上・	塔屋	建年	物内 内)			物内 、階 等)		建作	物内 湯 等)	(便 弗室	調技	物機と機等	室、	気室	物内 区、 巨 電機:	늴
	異常の	有無	紙	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙番号	異常の有象	別紙	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	有無	別紙番号	異常の	D有無	別紙番号	異常の	有無	別組
自動制御機器の室内の温湿度調節 器・検出器で周囲に複写機などの 発熱体はないか。【目視】												無□	有□								無□	有		無□	有□	
その他附属物	その	他附属	物	その	他附	異物	₹0	他附	異物	その他	付属物	その	他附	異物	その	他附	異物	₹0	他附	異物	₹₫	他附	属物	₹0	他附	馬非
固定式防煙垂れ壁、つり下げ案内 表示板等の付属物に著しいぐらつ きがないか。【目視】〔触手〕							無□	有				無□	有口		無□	有		無□	有		無□	有		無□	有口	
案内表示が汚れ、腐食、経年劣化 等により見づらくなっていない か。【目視】				無□	有□		無□	有□				無□	有□		無□	有口		無□	有口		無□	有□		無□	有□	
インターホンの作動は正常か。 【作動確認】							無□	有口																		
監視カメラ等の機器から異音・発 熱がないか。【聴診】		有口		無□	有□		無□	有□				無□	有□		無□	有□										
監視カメラが遠隔操作において、 操作指示にしたがい作動するか。 【作動確認】		有口		無□	有□		無□	有□				無□	有□		無□	有□										
監視カメラ等の支持金物・支柱等 にぐらつき、傾き及び著しいさび 等の腐食がないか。【目視】〔触 手〕		有口		無□	有□		無□	有口				無□	有□		無□	有□										
水防板、水防壁等で水防の性能に 支障をきたす著しいき裂、損傷、 腐食がないか。【目視】							無□	有口																		
水防板、水防壁が作動の支障となるような変形等はないか。【目 見】							無□	有口																		
オイルタンクの付近に可燃物はないか。また、上部が駐車スペースとなっていないか。【目視】		有口																								
オイルタンク、浄化槽等が埋設されている場合、地表面の損傷等はないか。また、マンホール蓋の割れ、変形、ぐらつきはないか。 【目視】〔触手〕	無	有口																								
<u>・ </u>				無□	有口																					

別添4

F.建築物点検

点検マニュアルチェックシート

点検部位	建築物の敷地	建物外部	建物内(玄 関及び玄関 ロピー等)	屋上・塔屋	建物内(室 内)	建物内(廊 下、階段 等)	建物内(便 所、湯沸室 等)	建物内(空 調機械室、 エレベー ター機械室 等)	建物内(電 気室、自家 発電機室)
	した結果、	異常の有無 別紙	異常の有無 別紙	異常の有無 勝号	異常の有無 別紙 乗号	異常の有無 別紙	異常の有無 別紙	異常の有無 別紙	異常の有無 発表
基礎 合は 月辺地盤と比較して沈下又「」	がない場 「無」の に「レ」 クを入れて	基礎							2.7
免震装置に著しいき裂、 腐食、接合部のゆるみが か。【目視】 入れて	い場 / 」を	# #							
制振装置					lu.	L) - 14 - -		制振装置	
制振装置に著しいき裂変形、腐食、接合部にいるみがないか。【目視】				+	目:	該点検項 がない場 は「/」を れて〈ださ		無 有	
木造		木造	別紙番号		木造				
五	 常がある場	有	異常の内を記入くだ	容 /	無有				
र	ìは「有」の 」に「レ」 'ークを入れ ■	有口)		月 有				
基礎との緊結部にゆるみ、変 形、傾斜がないか。【目視】		無有							
木造の外部に面する柱、はり等 の木部分に著しい腐朽、蟻害、 変形等がないか。【目視】		無 有							
組積造(補強コンクリート プロック造を除く。)		組積造			組積造				
建築物の傾斜又は変形がない か。【目視】		無有							
れんが、石寿の仕上げ材に著しいき裂、脱落、欠損、移動がないか。【目視】		無 有			無 有 <u> </u>				
補強コンクリートプロック 造		補強コンク リートプロッ ク造		補強コンク リートプロッ ク造	補強コンク リートプロッ ク造			補強コンク リートプロッ ク造	補強コンク リートプロッ ク造
建築物の傾斜又は変形がないか。【目視】		無有		712	7 III.			712	918
補強コンクリートプロックにき 裂、はく落、欠損等がないか。 【目視】		無有		無有	無有			無 有	無有
鉄筋の支び汁が出ていないか。 【目得】				無 有	無有			無有	無 有

	州代	マニュアルナェックシート 別紙	(/)
チェックシー ト番号	場所	異常の内容、気づいた点	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

F.建築物点検

点検マニュアルチェックシート 別紙

別添5

		くユアルナェックシート 別紙 	(1 /)
チェックシー ト番号	場所	異常の内容、気づいた点	備考
1	方舍南西角床下通気口 <u>板</u> 〈	生台に腐食があった。	早急に専門家に確認 しても6う必要あり
2	庁舎東側屋根下	はり部分に一部蟻害がみられる。	早急に専門家に確認 しても6う必要あり
3		異常の内容を 異常の内容を	<u> </u>
4	⟨ □ エ┳≐	対応等につ	いて
5	後日確i よう詳し てください	〈記入し	
6	CVICE		
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

制気口リスト

建物名	管理研	开修棟	厚组	生棟		宿泊棟		合計
仕様	1階	2階	1階	2階	1階	2階	3階	
B L D 1000 L	16			1				17
B L D 1500 L			8					8
B L D 2000 L	7	20						27
B L D 3000 L	2	4						6
B L S 1500 L	1							1
B L S 2000 L	10	14						24
B L S 2500 L	2							2
B L S 3000 L		8						8
BLS 6000L	1							1
C2-15	34	1	4	1				40
C2-20	7	63	3	9				82
C 2-25	4							4
CL 1500L #5	2		6					8
CL 2000L #8	2	5						7
CL 3000L #8		6						6
G V S 150 × 150				4				4
G V S 150 × 200 × 3				12				12
G V S 200 × 200	3	1	12	1				17
G V S 250 × 250	7		1					8
G V S 300 × 300	6			2				8
G V S 350 × 300	1							1
G V S 350 × 350	1	4						5
G V S 400 × 350			4					4
G V S 400 × 400			1					1

制気口リスト

建物名	管理研	开修棟	厚纸	生棟		宿泊棟		合計
仕様	1階	2階	1階	2階	1階	2階	3階	
G V S 450 × 150			6					6
G V S 450 × 400	1							1
G V S 450 × 450		6						6
G V S 500 × 350			6					6
G V S 500 × 400	5							5
G V S 650 × 500			2					2
G V S 700 × 350	2							2
G V S 700 × 600			4					4
G V S 2000 × 900		1						1
G V S 2000 × 700	1							1
N Z 200				12				12
N Z 300	6							6
VHS 150 × 150				2				2
VHS 200×200				4				4
VHS 250 × 250	5		1					6
VHS 300 × 300	3							3
VHS 350 × 200					3	3	3	9
VHS 350 × 350				5				5
VHS 400 × 350			2					2
VHS 400 × 400			2					2
VHS 450 × 350			1					1
VHS 450 × 450			1					1
VHS 550 × 350			3					3
VHS 650 × 500			2					2

制気口リスト

建物名	管理研	₹修棟	厚生	上棟		宿泊棟		合計
江塚	1階	2階	1階	2階	1階	2階	3階	
VHS 900 × 600			3					3
スリット2500×50	1	1	10	2				14
スリット4000 × 50		2						2
HS 200 × 200					6	5	5	16
HS 250 × 250					4	3	3	10
HS 350 × 200					3	3	3	9
HS 300 × 300					1			1
HS 350 × 350					1	3	3	7

別添7 必要法定資格一覧

世		業務內容又は必要資格	従事者氏名	添付確認欄
総括業務責任者	柏研修センター施設管手 総括業務責任者は、(柏研修センター施設管理業務全体における全従業員に対する総合的な監督指導及び監督職員等との連絡調整 総括業務責任者は、G.設備管理業務における総括管理者との兼務を可とする		
A.自家用電気工作物保守点検	電気事業法第43条に基づく主任技術者	まづく主任技術者		
B.エレベーター保守点検	1級建築士、2級建築士 2級建築士 又は維持保全に関して2	1級建築士、2級建築士、又は国土交通大臣が定める資格者(建築基準適合判定資格者、登録昇降機検査資格者 又は維持保全に関して2年以上の実務経験者)のいずれかを有する者		
	第1種又は第2種電気工事士	干毒!		
5. 5. 在位于上楼	第3種電気主任技術者			
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	第3種冷凍機械責任者			
	2級ボイラー技士			
D.消防用設備等点検業務	消防法、消防施行令、消	消防法、消防施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示による		
F.建築物点検	一級建築士、二級建築- 仕様書記載の通り	一級建築士、二級建築士、特殊建築物等調査資格者、建築設備検査資格者、昇降機検査資格者 仕様書記載の通り		
		第3種電気主任技術者		
	4 田 份 女 %	建築物環境衛生管理技術者		
	総拍官连有	中央監視装置に関し、実務経験2年以上の者		
G.設備管理業務		常駐勤務が可能な者		
		第2種電気工事士の資格を有し、実務経験1年以上の者		
	その他従事者	2級ボイラー技士の資格を有し、実務経験1年以上の者		
		中央監視装置に関し、実務経験1年以上の者		
1.執務環境測定	法令に基づき資格が義別	法令に基づき資格が義務付けられている場合は当該資格の有資格者		
]. 管理人業務(平日昼間)	基本的な接客対応ができる者	불 2후		
」,管理人業務	工業高校卒業又は同等以上の知識を有 を有する者	以上の知識を有する者及び中央監視装置においても実務経験を有し、かつ、基礎的知識		
(平日夜間·早朝及び土日祝日) 	2級ボイラー技士			

本様式の従事者氏名欄に必要な資格を有する従事者氏名を記載し、資格を証明する書類の写しを添付して提出すること。